

(監査事務局 包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置の公表)

監査委員公表第538号

包括外部監査人の報告書により公表した包括外部監査人による監査結果に基づき講じた措置について、大分県知事、大分県教育委員会委員長及び大分県公安委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年3月14日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 麻 生 栄 作
 大分県監査委員 首 藤 隆 憲

○ 措置状況の概要

1 平成23年度包括外部監査結果（平24. 3. 30公表）に対する措置状況

- (1) 監査テーマ：「大分県における補助金等について」
- (2) 監査対象：大分県における県単補助金等のうち80項目の補助金
- (3) 概要

- ・「指摘事項」 … 30件 「対応済」 30件
- ・「監査意見」 … 152件 「対応済」 137件、「対応困難」 3件、「検討中」 12件
- ＊他に「総括的意見」もあるが、個別意見と重複するため省略

平成23年度包括外部監査結果（補助金等別一覧）

(県単補助金等80件)

| 補助金等名 | (平成22年度決算額) | 指摘事項 | 監査意見 |
|--------------------------|-------------|------|------|
| 1 大分県市町村合併推進交付金 | (289,200千円) | — | 1件 |
| 2 大分県市町村権限移譲交付金 | (30,531千円) | — | 1件 |
| 3 大分県市町村振興協会交付金 | (732,261千円) | 1件 | 2件 |
| 4 地域活性化総合補助金 | (389,297千円) | 12件 | 5件 |
| 5 大分県小規模集落・里の暮らし支援事業費補助金 | (6,294千円) | | |
| 6 地方バス路線維持費補助金 | (91,258千円) | — | 4件 |
| 7 生活交道路線支援事業費補助金 | (71,936千円) | — | 2件 |
| 8 大分県離島航路事業費補助金 | (48,309千円) | — | 2件 |
| 9 大分県パークアンドライド促進事業費補助金 | (0千円) | — | 1件 |
| 10 運輸事業振興助成補助金 | (160,093千円) | — | 1件 |
| 11 大分県社会福祉事業団自立支援事業費補助金 | (67,500千円) | — | 2件 |
| 12 地域医療提供体制整備事業費補助金 | (295,786千円) | — | 1件 |
| 13 愛育班地域交流促進事業費補助金 | (810千円) | — | 1件 |
| 14 大分県老人クラブ連合会運営費補助金 | (1,349千円) | — | 1件 |
| 15 社団法人大分県断酒連合会補助金 | (89千円) | — | 1件 |
| 16、17 大分県交通安全推進協議会補助金 | (8,590千円) | — | 1件 |
| 18 私立学校教職員退職金財団補助金 | (76,000千円) | — | 3件 |

| | | | | |
|-------|-----------------------------|---------------|----|-----|
| 19 | 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金 | (1,230千円) | — | 1件 |
| 20 | 大分県防災ヘリコプター運航調整交付金 | (8,671千円) | — | 1件 |
| 21 | 大分県消防協会補助金 | (3,447千円) | — | 3件 |
| 22 | 簡易水道等施設整備費補助金 | (32,726千円) | — | 2件 |
| 23 | 地域給水施設整備事業補助金 | (6,862千円) | — | 1件 |
| 24 | 小規模事業経営支援事業費補助金 | (1,228,126千円) | 4件 | 52件 |
| 25 | 大分県中小企業団体中央会補助金 | (95,962千円) | — | 2件 |
| 26 | 大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金 | (22,177千円) | — | 2件 |
| 27 | 中小企業経営革新対策費補助金 | (16,940千円) | — | 1件 |
| 28 | 大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付金 | (0千円) | — | 1件 |
| 29 | 中小企業情報化推進事業費補助金 | (23,666千円) | 1件 | — |
| 30 | 下請企業振興事業費補助金 | (38,902千円) | 1件 | 1件 |
| 31 | 大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金 | (3,080千円) | 1件 | 1件 |
| 32 | 次世代電磁力応用技術開発事業費補助金 | (19,723千円) | 1件 | 1件 |
| 33 | おおいた地域資源活性化基金運営費補助金 | (4,778千円) | — | 1件 |
| 34 | 大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金 | (17,406千円) | — | 1件 |
| 35 | 大分県L S Iクラスター形成推進会議負担金 | (15,238千円) | — | 2件 |
| 36 | プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金 | (5,825千円) | — | 1件 |
| 37 | 省エネルギー等導入対策事業費補助金 | (26,778千円) | — | 1件 |
| 38 | 省エネ・高効率型産業創出事業費補助金 | (9,965千円) | — | 2件 |
| 39 | 大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金 | (28,960千円) | — | 1件 |
| 40 | インキュベーター施設入居企業育成支援事業費補助金 | (3,492千円) | — | 1件 |
| 41 | 商店街振興組合指導事業費補助金 | (2,900千円) | — | 1件 |
| 42 | 21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金 | (2,400千円) | — | 1件 |
| 43 | 大分県街なかになぎわいプラン推進事業費補助金 | (2,000千円) | 1件 | — |
| 44 | 大分県企業立地促進補助金 | (17,930千円) | — | 1件 |
| 45 | 大分県大規模投資促進補助金 | (237,330千円) | — | 1件 |
| 46 | 大分県コールセンター企業立地促進補助金 | (68,139千円) | — | 1件 |
| 47 | 企業立地基盤整備費補助金 | (0千円) | — | 1件 |
| 48 | 大分県流通業務団地立地促進補助金 | (150,090千円) | — | 1件 |
| 49 | 大分県ソフトウェア業等立地促進補助金 | (18,866千円) | — | 1件 |
| 50 | 高齢者雇用就業対策事業費補助金 | (8,950千円) | — | 1件 |
| 51 | 農業振興運動推進事業費補助金 | (1,900千円) | 1件 | 3件 |
| 52 | 農業共済強化推進事業費補助金 | (1,244千円) | — | 1件 |
| 53、54 | 漁業金融対策事業利子補給費補助金 | (16,557千円) | — | 1件 |
| 55 | 農業金融対策事業利子補給費補助金 | (64,183千円) | — | 2件 |
| 56 | 漁業緊急保証対策資金利子補給費補助金 | (4,167千円) | — | 1件 |
| 57 | 新規就農者確保体制整備事業費補助金 | (8,487千円) | — | — |
| 58 | 就農研修事業費補助金 | (3,710千円) | — | 2件 |
| 59 | 新規就農者支援事業費補助金 | (7,650千円) | — | — |
| 60 | 中山間地域等直接支払交付金 | (1,798,948千円) | 6件 | 2件 |
| 61 | 水田農業構造改革対策推進事業費補助金 | (2,000千円) | — | 3件 |
| 62 | 「The・おおいた」ブランド流通改革推進事業費補助金 | (4,974千円) | — | — |
| 63 | 豊後牛販売拡大推進事業費補助金 | (3,939千円) | — | 1件 |
| 64 | 乾燥小割材出荷体制整備事業費補助金 | (6,912千円) | — | 1件 |

| | | | | |
|----|-----------------------|-------------|-----|------|
| 65 | 林業機械リース料支援事業費補助金 | (10,669千円) | — | 2件 |
| 66 | 森林整備地域活動支援交付金 | (91,817千円) | 1件 | — |
| 67 | 県単補助林道事業費補助金 | (95,564千円) | — | 1件 |
| 68 | フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金 | (32,098千円) | — | 1件 |
| 69 | 森林管理道開設事業費補助金 | (32,291千円) | — | — |
| 70 | 美しい里山づくり支援事業費補助金 | (10,885千円) | — | 2件 |
| 71 | 有害鳥獣捕獲事業費補助金 | (18,000千円) | — | 1件 |
| 72 | 間伐促進路網整備事業費補助金 | (17,779千円) | — | 2件 |
| 73 | おおいた竹林再生モデル事業費補助金 | (69,253千円) | — | 2件 |
| 74 | 大分県漁協組織強化推進協議会補助金 | (50,465千円) | — | 1件 |
| 75 | 畜産経営緊急安定対策事業費補助金 | (81,005千円) | — | — |
| 76 | 建設産業企業合併支援事業費補助金 | (1,000千円) | — | 1件 |
| 77 | 建設産業新分野進出支援事業費補助金 | (2,500千円) | — | 1件 |
| 78 | 宿泊施設「豊泉荘」改修工事助成事業補助金 | (5,914千円) | — | 1件 |
| 79 | 大分県文化関係団体補助金 | (177千円) | — | 1件 |
| 80 | 大分県防犯協会補助金 | (2,240千円) | — | 2件 |
| 計 | | | 30件 | 152件 |

※個別補助金に関する「総括的意見」は件数に入れていない。

2 平成22年度包括外部監査結果（平23. 3.31公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制」

(2) 概要

平成23年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた22件について再度通知があった。

・「対応済」17件、「対応困難」1件、「検討中」4件

3 平成21年度包括外部監査結果（平22. 3.31公表）に対する措置状況

(1) 監査テーマ：「特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について」

(2) 概要

平成23年度に監査委員あてに通知された措置状況のうち「検討中」となっていた3件について再度通知があった。

・「対応済」3件

平成24年3月30日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：大分県における補助金等について)

| 監査対象補助金名 | 監査結果 | 措置の内容 | 備考 |
|--------------------------|---|--|----------|
| 総務部 大分県市町村合併推進 交付金 | 【監査意見】 (1) (県による検証について) 県としては予算の総枠内であるということで、請求書等の書面の精査、電話や書類でのやり取り等で済ませるのではなく、リスクのある部分、例えば入札状況の確認等を行うべきであるし、また一部抽出してでも内容の検証を行うべきである。 | 平成23年度における当該交付金の支出事務において、交付事業者(市町村)立会いのもと、現地確認、入札の執行状況確認及び聴取、納入物品等の抽出確認を行い、補助事業が適正に行われていることを平成24年4月に確認した。なお、本事業は、平成23年度で終了している。 【対応済】 | 報告書13ページ |
| 大分県市町村権限移譲 | 【監査意見】 | 未移譲事務については、県市町村権限移譲ワーキ | 報告書15ページ |

| | | | |
|------------------------------------|---|--|-----------------|
| <p>交付金</p> | <p>(1) (権限委譲の促進について) 政府が平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」によると、都道府県から市町村に権限移譲等を行う事務として68項目251条項が盛り込まれており、移譲事務のうちには法律による措置が行われる事務も出てきており、住民サービスの向上と県内市町村の住民に行政サービスの格差が発生しないよう、引き続き市町村と協議・協力し、積極的に進めていく必要があると言える。 他方で事務が市町村に移譲されることによって、事務を受けた側において費用対効果の面で、どのように貢献するかということのデータを取っていくことにより、今後進んでいく権限移譲を検討する上で有用と考えられる。</p> | <p>ンググループ会議による協議とともに、各事務ごとに個別協議や事務担当者会議の開催などにより、早期の移譲を図っていく。 厳しい定数事情や財政状況などの費用面から事務移譲に難色を示す市町もあるが、住民に身近なサービスは住民に身近な基礎自治体が行うことや、個性豊かで活力に満ちた地域づくりを可能にするという権限移譲の効果を数値化できれば、未移譲市町に対する意識付けにつながると考えられる。 こうしたことから、費用対効果の試算例をワーキンググループ会議で市町村側に示し、権限移譲の一層の推進を図ることとする。 【対応済】</p> | |
| <p>大分県市町村振興協会 交付金</p> | <p>【指摘事項】 (1) (細則の文言について) 「大分県市町村振興協会市町村交付金交付細則」は地方財政法第32条の文言を引用して作成されている。この細則の中の「地方財政法第32条に規定する事業」の内容について「ア公共事業 イ公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業」とされているが、地方財政法第32条の文言を忠実に反映すれば、正しくは「地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める以下の事業 ア公共事業 イ公益の増進を目的とする事業」とするべきである。つまり地方財政法第32条の趣旨は、事業に対して緊急性を要求していると考えられる。</p> | <p>協会はこれまで、 (1) 公共事業 (2) 公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業 の両者は独立しているという解釈に立って細則を制定・運用しており、このことに問題はない。 しかし、今回の指摘を踏まえ、「大分県市町村振興協会市町村交付金交付細則」の文言としては、地方財政法第32条を引用し、「公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業」に平成25年2月の理事会で変更することとした。 【対応済】</p> | <p>報告書16ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (1) (交付金の配分について) 配分表による貸付けの事業名及び協会における関係資料閲覧の結果から判断すると、必ずしも緊急性を要する事業ではない部分に貸し付けられていると考えられる。 財団は配分を検討する過程で、特に地方財政法第32条の趣旨から鑑みて、地方行政の運営上緊急性が重視されていることから、その趣旨を十分に生かすことが求められていると考える。 したがって、今後は以下の点を改善する必要がある。 ア 貸付事業につき上記緊急性を判断するため、各市町村から8月に調査表に対する回答書を入</p> | <p>県と協議の結果、協会が下記のとおり改善を図ることとした。 (1) 現在の貸付金要望額調査票では、事業名、起債の区分、協議予定額しか項目がないため、これに事業概要の項目を追加し、事業の詳細を明確にするとともに、事業の緊急性を判断できるよう、様式を平成24年度より変更した。 (2) 平成24年度も引き続き、基金貸付けに係る配分の意思決定過程が判明する資料を作成する。 (3) 配分決定について、平成23年度以前は規程に則り、協会内で意思決定のうえ理事会に報告していたが、平成24年度からは理事会の議案とする。 【対応済】</p> | <p>報告書17ページ</p> |

| | | | |
|--|--|---|---------------------------------|
| | <p>手する際に、単に事業名だけでなく、事業の具体的な内容が判明する文書入手し検討する必要がある。</p> <p>イ 基金貸付けに係る配分の意味決定過程が、明確に判明する資料を準備する必要がある。(平成22年度は作成されていなかった。平成23年度は平成23年9月1日付で作成されている。)</p> <p>ウ 本来、配分決定については、当協会の重要な意思決定過程であることから、理事会に諮ることが望ましい。</p> | | |
| <p>企画振興部 地域活性化総合補助金 大分県小規模集落・里のくらし支援事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (2) (実績報告について) 各市町村より、交付申請書と事業計画書の提出は受けているが、報告は受けていない。 実績報告書は入手するべきである。</p> <p>(東部振興局)【指摘事項】 (1) (補助対象経費と事業の効果について) 地域活動枠で、(社)別府市観光協会開催の有名マナー講師を招いた「おもてなし講座」が開催され、総事業費1,443千円に対して県は別府市とともにその半額の721千円を補助している。 事業の内容を見ると午前と午後2時間ずつの講演、研修に対して講師謝礼が90万円であるのは、有名講師ということをもっていたしかたないとしても、統括ディレクター、アシスタントディレクターというイベント運営者に対して合計9万円の日当が払われ、企画進行管理費10万円という支出が行われている。あくまで書面上の検討であり、当該研修を受けたわけではないが、事業の内容から考えて、これらの付随費用まで補助金の対象とされることについては、疑問に思う。担当者によればこれらは一体的経費との判断であったようであるが、交渉の中で主催者負担に持っていく交渉を行うべきであったと考える。 また、当該講演会の参加者名簿を見ると合計327名の参加者の内、一般人が59名、金融機関の職員12名(接遇については自社で十分に研修されているはずである)、動物病院職員6名、保育園職員4名、医薬品卸社員4名、電力会社社員3名、建設会社社員2名というように観光業に直接携わらない方々が約100名という状況であった。ターゲットは観光業に携わる方々であったが、講演の部分については一般にも開放した結果であるとの</p> | <p>事業内容、実績が明確となるよう、協会が実績報告書の様式を作成し、平成24年度より各市町村に報告を求めることとした。 【対応済】</p> <p>イベント運営者については、講演会及び研修会を企画・進行管理するために、単なる付き人ではなく、研修会をコーディネートするのに必要であると判断し、補助対象経費とした。また、参加者については、研修会は観光関係者のみを対象としたが、講演会は市民としてもおもてなしの重要性を学ぶ必要があるとして広く一般市民から聴講者を募ったところである。 なお、今後の事業執行にあたっては、更に適正化を図るため、平成24年度に以下の取組を行った。 (1) 事業採択にあたっての採択検討票及び事業実施後の効果を検証するための実績確認票を集落応援室及び振興局共同で作成した。これらの帳票のなかで、過大積算、補助対象外経費の計上等事業予算上の問題点についてチェックするとともに、事業目標を予め明確にし、事業実施後の検証を行うこととした。 (2) 集落応援室と各振興局とで、他の振興局で実施された事業について、採択の経緯や事業の効果等の検証を相互に実施し、これまで自らの振興局で足りていなかった取組や改善すべき点などを確認するとともに、振興局によって取組に差異が生じないように互いに研鑽している。 【対応済】</p> | <p>報告書17ページ</p> <p>報告書21ページ</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| <p>ことであった。直接的な効果としては参加者に占める観光業者の比率をさらに高める必要があったといえる。</p> | | |
| <p>(東部振興局)【指摘事項】 (2) (事業の効果について) 地域活動支援枠で鉄輪の団体に対して施設の改装、低温スチーム機器の購入費、ホームページ制作等に1千万円を補助している。 当該事業はコミュニティ拠点整備として、以下の内容から構成されている。 ア 家屋の改修 イ 低温スチーム機材の購入 ウ セミナー開催のための備品の購入 エ ホームページによるコミュニティサイトの立ち上げ</p> <p>現在のところこの補助金の効果は極めて限定的と考えられ、本来団体が自主事業としてやるべきものではなかったかと考えられる。また、振興局としてもその後の実績数値等、実態の把握が十分に行われていなかったと言わざるをえない。</p> | <p>事業目的は、低温スチーム調理法を活用した食育推進等によるコミュニティの場づくりであるため、料理提供とあわせて多目的スペースを積極的に活用し、食を通じた健康づくりの情報発信を行っていくよう補助事業者を指導している。現在、補助事業者が計画的（毎月）にセミナーを開催しており、振興局としても毎月補助事業者を訪問し、その開催状況を確認している。 また、ホームページについては、店舗情報提供が監査時点では検索エンジンの上位にヒットしなかったが、現在はインターネットでも上位にヒットするように改善されている。 平成24年度からは、地域の元気創造事業において、経営コンサルタントや中小企業診断士など専門的立場から助言を求める「起業化支援サポートチーム」制度を地域活動支援事業にも活用し、外部専門家の意見を踏まえて、より適切な事業計画にブラッシュアップできるよう対応した。併せて、前年度の地域活動支援事業の実施事業についても、補助事業者を訪問するなどにより、その後の事業の実施状況を把握している。 【対応済】</p> | <p>報告書22ページ</p> |
| <p>(東部振興局)【指摘事項】 (3) (事業の効果について) 地域活動支援枠で鉄輪温泉の旅館業者に対して施設の改装、特産品開発販売所設置に関して1千万円を補助している。 既存のホテル内に加工所をつくり、販売所において加工した商品を提供するとともに、里の駅として、そこに県産品も陳列、販売することをもつての補助であるが、鳥獣被害対策として、猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大については、その効果は弱いと考えられる。また、振興局としてもその後の実績数値等の把握等を行っていなかった。 鳥獣被害対策として、猪・鹿肉の販売ならびに流通の販路拡大の目的で補助したのであるから、販路拡大に協力するよう要請すべきである。</p> | <p>イノシシ、シカの精肉及びその加工品（ウィンナー）は、従来から常時店頭販売しており、販路拡大に一定の役割を果たしている。また、低温スチーム加工した蒸de喜商品としてのイノシシ、シカ肉商品についても、補助事業者が病院食としての利用可能性を探るなど販路開拓のためのセールスを行っており、また、平成24年の7月にはイノシシ、シカ肉をそぼろにした「わっぱ飯」を新たに販売するなどの販売努力をしており、振興局としてもその取組を支援している。 なお、地元で生産される野菜、水揚げされる魚類なども低温スチーム加工して販売されており、店舗以外でも定期的に社会福祉施設に納品するなど地域の特産品のアンテナショップとして活用されている。今後も、里の駅として地元素材を使った加工品等の製造・販売の拡大を要請していく。 【対応済】</p> | <p>報告書22ページ</p> |
| <p>(東部振興局)【指摘事項】</p> | <p>初めてイノシシ・シカ対策として取り組んだ事業</p> | <p>報告書22ページ</p> |

| | | |
|--|---|-----------------|
| <p>(4) (事業計画について) 鳥獣害対策の一環として、猪や鹿の食肉を処理する施設の建設に複数年で補助している。 複数年補助であるから、事業の進捗状況を見ながら補助していく面は確かにあるが、本来、最初の事業計画に入れておくべきであった軽トラックや無線機の購入が変更計画に盛り込まれている等、当初の計画の詰めが甘いと言わざるを得ない面があった。</p> | <p>であり、試行錯誤した部分はあったが、これまで以上に経営コンサルタントや中小企業診断士などの外部専門家の意見を取り入れながら、適正な事業計画の策定と効率的な事業執行に努める。 また、平成24年度は、集落応援室と各振興局とで、他の振興局で実施された事業について、採択の経緯や事業の効果等の検証を相互に実施し、これまで自らの振興局で足りなかった取組や改善すべき点などを確認するとともに、振興局によって取組に差異が生じないように互いに研鑽している。 【対応済】</p> | |
| <p>(東部振興局)【指摘事項】 (5) (証拠書類について) 地域活動支援枠で別府市のホテルに対し客室内のインターネット環境を整備し、国際会議等の誘致及びその開催の円滑化を図るために補助する事業が行われている。 事業主2分の1、県4分の1、別府市が4分の1の負担割合で、県としては補助金を1,089千円支出しているが、総工事費4,356,300円の工事に対して、相見積りが入手されていなかった。担当者によれば別府市側がとるきまりになっていないからということであったが、県の要綱上相見積りの規定はないものの、県の立場で入手することを要求すべきであったと考える。</p> | <p>県の会計例規に準じ、1件10万円以上の支払い案件について相見積りを提出するよう補助事業者への指導を徹底する。 【対応済】</p> | <p>報告書23ページ</p> |
| <p>(中部振興局)【指摘事項】 (1) (補助対象経費について) 平成22年3月末をもって廃止した市営の施設跡地において、イルカ等の海洋生物と触れ合うための体験型観光施設に観光交流館を整備し、郷土料理を提供する。また、生産物や農産物、その他加工品など地域の特産品を販売し、津久見市観光の拠点化を進め、当該地域における交流人口の増加を図るとともに、地場産業の活性化を進め、地域振興に資することを目的とすることになっている。この観光交流館建設のために県としては3千万円補助している。 補助金の算定にあたり、本来補助対象とはならないリース料について、補助対象外とされずに対象内に含まれていた。後に補助対象金額が、補助金の上限額を上回っているため、最終的に補助対象から除いたことになっており、補助金には影響がないとの説明を受けた。</p> | <p>補助金交付要綱を改正し、支出科目ごとに対象経費を明確にした。これに基づき、事業採択時や実績報告時に精査している。 【対応済】</p> | <p>報告書23ページ</p> |

今回はたまたま補助対象金額が上限金額を上回っていたことから、結果的には当該リース料が補助対象外となったとの説明もありうるが、書類上は誤って補助対象に含まれていることは明らかであり、この監査のヒアリング時においても担当者はリース料が補助対象外になることを認識していなかったことから、今後注意する必要がある。

(中部振興局)【指摘事項】

(2) (事業の効果とモニタリングについて)

鳥獣被害対策の一環として、市場性の低い鹿肉の市場価値を高め、狩猟者が捕獲しようとする意欲を拡大することによって、捕獲を進めようという考えがある。

この考えのもとで、ブランドイメージが高い湯布院地域にハムやソーセージ等の加工品を製造する施設を建設し、鹿肉商品を市場に流通させることによって、鹿肉の市場価値を高めようと、食肉処理業者の食品加工場建設に対し工場建設費約8千万円の内、約5千万円を補助している。

この案件に対しては、まず補助対象業者の財務内容の確認による事業継続性の評価が十分になされていなかった。この時点では要綱上は定められていなかったが、補助金額が大きいことや補助対象が特定の業者1社であること、さらには当該業者が自己負担として借入を行っていること等から返済スケジュールも含めて、事業計画を堅く見積り、財務内容に照らして事業の継続可能性を十分に検討する必要があると言える。

そもそもこの事業の目的は「県内で捕獲された鹿肉を使用したソーセージやスモーク製品などの製造施設を新たに整備し、鹿肉の消費拡大を図る。鹿肉の市場価値を高め、猟師の捕獲意欲を刺激することで捕獲圧力の増加に繋げる。鹿捕獲圧力の増加により、鹿による農林業被害の軽減に資する」となっている。

しかし、この新設工場で処理されるのは鹿肉だけでなく、当該加工業者がもともと取り扱っている豚肉等も含まれており、その処理量に占める鹿肉の割合は、平成22年度が7.3%、平成23年度が約12.8%となっている。

平成22年度は、年度途中からの生産であり、12ヶ月という期間ではないが、平成23年度においても、全体の肉の処理量の約12.8%であり、非常に少なく補助金の効果が出ていない。

事業継続性を確認するため、平成23年度から過去3年分の収支決算書及び貸借対照表を入手するようにし、財務内容を確認するとともに、専門家からのアドバイスを受けるよう要綱等を変更した。

さらに、担当職員に財務諸表の見方や採択時のポイントなどについて研修会を実施し、職員の資質向上を図った。

補助事業者には、シカ肉の販売促進に向けて、社内教育の徹底やHPの更新等を強く要請した。

【対応済】

報告書23ページ

県としては鳥獣被害対策待ったなしの中で、鹿肉の消費拡大のために補助したのであり、補助率、金額ともに非常に大きいのであるから、当該製造業者に対してもっと鹿肉の営業に力を入れるように要請すべきであり、モニタリングするべきである。また、補助を受けた業者としてもそれが義務ではないだろうか。

(南部振興局)【指摘事項】

(1) (事業の採択について)

地域生産の養殖魚や定置網等で捕獲される天然魚に釣り放題式の付加価値をつけた海上釣り堀施設を整備することに対して、県は5千万円補助している。

釣り堀の運営会社は地元の養殖業者等が出資して経営を行っているが、金額の大きな事業であること、補助金も多額にのぼることから、事業継続能力を見るために特に資金繰りをはじめとする財務内容の十分な確認が必要であったところ、県の振興局の水産担当や市役所水産課からの聞き取りによっており、不十分であったと言わざるを得ない。

また、新しい要綱によれば、過去3年分の収支決算書及び貸借対照表を入手することになっているが、これらを単に入手すればよいというものではなく、信憑性も含めて慎重な検討が必要となる。特にこの事業も含めた総事業による収入とそれぞれの抱えている総借入金とのバランスは事業継続にあたり鍵となる部分であるから、必ず把握し、補助金が無駄になることがないよう慎重に判断する必要があった。

指摘を踏まえ、更に適正な事業の執行に向けて以下のとおり改善策を講じている。

- (1) 事業採択の際には、決算書等により事業継続能力についてしっかり確認するとともに、平成24年の5月に担当職員に対する財務諸表の見方や採択時のポイントなどについて研修会を実施し、資質の向上を図った。
- (2) 集落応援室と各振興局とで、他の振興局で実施された事業について、採択の経緯や事業の効果等の検証を相互に実施し、これまで自らの振興局で足りなかった取組や改善すべき点などを確認するとともに、振興局によって取組に差異が生じないように互いに研鑽している。

【対応済】

報告書24ページ

(南部振興局)【指摘事項】

(2) (証拠書類と県の指導について)

海上釣り堀施設の整備について、事業実施のための経費にかかわる証票書類を詳細に検討したところ、複数の業者の見積書、納品書、請求書等で同一様式のものが検出された。しかも、同一業者で複数の異なる様式の請求書を提出しているケースがあった。

このことについて振興局に調査を依頼したところ、事業実施の決定が遅れ、決定から実施までの期間が短く、事務局において統一様式を各社にデータで渡して依頼を行ったことにより、様式が同一となってしまったとの回答を得た。取引の公正

関係書類の審査体制を整備し、疑念を持たれることのないような事務処理に努める。

また、平成24年の3月から6月までの仕入れ状況を確認したが、特定の業者に偏ることなく、地域の7社から仕入れを行っており、地域全体に効果が及ぶように引き続き指導していく。

なお、月毎の来場者数を毎月チェックしており、引き続き経営状況には注視しながら、今後も定着に向けてフォローアップしていく。

【対応済】

報告書24ページ

性及びその検証体制について疑念をもたれるようなことはすべきではない。

また、目的は地域の養殖業者を援助するという事になっていることから、今後、この地域の養殖業者全体に恩恵が及ぶよう、仕入れ等の工夫を行ってほしい。

また、現在、業績自体は順調に推移しているという認識を持っているようであるが、事業自体の特殊性を考慮すると、より一層営業活動に力を入れるように、県はさらなる指導を行う必要がある。

(南部振興局)【指摘事項】

(3) (事業の採択について)

佐伯の人材育成の目的で、佐伯市内外から各分野の講師を招いて、合計10回にわたって講義を行う「佐伯人創造塾」を開催する事業が行われ、これに補助金が出ている。

事業自体は、人材育成の目的で佐伯市が主催したものである。

事業の目的から考えたターゲットとすべき受講生の選定、参加しやすい曜日と時間帯、参加を促す仕組みづくり等、計画段階からの戦略の立案が不足していた。

佐伯市が主催したものはあるが、振興局としても補助金を出す以上、事業効果の上がるよう、市側と十分に打合せを行うべきであった。

指摘を踏まえ、更に適正な事業の執行に向けて以下のとおり改善策を講じている。

(1) 事業採択の際には、目的、効果についてもしっかり確認するとともに、平成24年5月に担当職員に対し、採択時のポイントなどについての研修会を実施し、資質の向上を図った。

(2) 集落応援室と各振興局とで、他の振興局で実施された事業について、採択の経緯や事業の効果等の検証を相互に実施し、これまで自らの振興局で足りなかった取組や改善すべき点などを確認するとともに、振興局によって取組に差異が生じないように互いに研鑽する。

【対応済】

報告書24ページ

(南部振興局)【指摘事項】

(4) (証拠書類について)

地域において共通で活用するテント等の備品を保管する倉庫の設置と健康づくり大会等に使用する横断幕等の新調を行うことに対して、地域の自治委員会に補助金を出している。

この事業に関する見積書(相見積り含む)、請求書、領収書等の日付欄がごく一部を除いて、同一人物が記入しているとみられることから、振興局として厳しくチェックする必要があったと考える。

平成24年5月に実施した財務諸表の研修会等を通じて職員の資質向上を図った。

【対応済】

報告書25ページ

(西部振興局)【指摘事項】

(1) (証拠書類について)

地元食材、とりわけ地元産牛肉を首都圏に売り込むために東京にて商談会等を行うために補助金を支出している。

この事業の証拠資料について検証したところ、日付のない見積書や請求書が散見された。

指摘を受けて、今後は事業者への指導を徹底するとともに、実績報告の際に精査し、適正な事業執行を図っている。

【対応済】

報告書25ページ

| | | |
|--|---|-----------------|
| <p>証拠書類の日付はこれらの正当性を立証するものであるから、必ず先方に記載してもらわなければならない。</p> | | |
| <p>(中部振興局)【監査意見】 (1) (財務書類の入手について) 観光交流館以外にも当該体験型観光施設関連には、県は棧橋の設置や看板設置、多目的広場の整備等を補助している。このプロジェクトの実質事業主体の財務内容や資金的な裏付けを含めた事業計画の吟味については、この実質事業主体の財務関係の書面の入手ができず、諸条件を慎重に勘案の上、問題のないことを確認していた。 事業主体の財務に関する数字を入手することが難しい場合は確かにあるが、特に大きな補助金の場合には、極力入手するよう努力してもらいたい。</p> | <p>実質的な事業主体に、その財務書類を提出するよう依頼した。今後は、大きな補助金の場合には、極力入手するよう努める。 【対応済】</p> | <p>報告書23ページ</p> |
| <p>(中部振興局)【監査意見】 (2) (成果の検証について) マグロの大消費地である大分市等に向けてPRし「まぐろのまち・つくみ」のイメージを定着させ、地域間交流人口の増加と地域経済の活性化を狙ってマグロ市の開催（地元物産店舗でのまぐろの解体実演・販売等）に対する補助を行っている。 実績報告書によれば、事業の効果として大消費地に向けてのPRを行ったことによるイメージの定着、地域間交流人口の増加、地域経済の活性化が図られたと抽象的な表現がなされているが、具体的な成果の検証がなされていない。 イベントに対する補助はそれだけに終わらせるのではなく、参加者（一般来場者も含む）にアンケートを実施して潜在的なニーズや問題点を把握するとともに、開催後の反省会などにより、改善点を把握するなどのフォローが必要である。このことによって、補助金の効果も大きく変わってくると考えられる。</p> | <p>平成24年度から、試食の無料配布など同様の事業については、目標値の設定やアンケートの実施など、イベントがPRだけに止まらず、次のステップにつながる工夫をするよう指導していく。また、平成24年度に新たに作成した事業実施後の効果を検証するための実績確認票により、事業の成果や反省点、改善点等が検討されているか確認している。 【対応済】</p> | <p>報告書24ページ</p> |
| <p>(西部振興局)【監査意見】 (1) (成果の検証について) 地元食材、とりわけ地元産牛肉を首都圏に売り込むために東京にて商談会等を行うために補助金を支出している。 効果としてホテル料理やデパート販売に対応できる取扱ルートが確立できたとのことであるが、通常の営業ではなく補助金を使って、大がかりな販売促進キャンペーンを行ったのであるから、そ</p> | <p>事業終了後に県や市、関係団体で検証を行い、来場者数や販売額の状況や翌年度に向けての反省点・改善点を協議したが、実績報告書には記載されていなかった。今後は、計画時に面談する会社の数や、そのうちの何割を商談成立まで繋げるか等の具体的な目標数値を設定させるとともに、事業の費用対効果等を精査し、実績報告の際に効果を検証する。 また、事業者に対し、当事業の効果をさらに高めるため、商談相手や関心を示した業者と継続して訪</p> | <p>報告書25ページ</p> |

| | | |
|--|---|-----------------|
| <p>の後の販売実績等明確な効果の検証が必要である。</p> | <p>問や情報交換を行い、成果につなげていくよう指導した。 【対応済】</p> | |
| <p>(西部振興局)【監査意見】 (2) (事業効果の把握と目標の数値化について) 木材産業活性化のために、シンポジウムの開催等に対し補助が行われている。 このイベントは上記シンポジウムや森林に対する啓発目的のフェアの開催、植樹祭の開催、地域リーダー育成、木材需要拡大対策から構成されている。また、このイベントは比較的大がかりなものであり、その事業効果の把握と活用に関して実績報告書によれば、首都圏のPR効果により新たな販路拡大ができたこと、及び上海の木材協会との協定調印があげられている。 このような大きなイベントであれば、事業の効果の把握として少なくとも以下のような事項は取りまとめる必要があるといえる。 ア アンケートの実施状況 イ 成果をどのように活用するのか ウ イベントの効果 直接的な効果 (イベント内でのダイレクトな事業効果) 波及効果 (参加者やイベントに対する報道等から直接または間接的にもたらされる口コミによる効果や啓蒙的效果、またこれらによる販売促進効果) エ 効果を測定するための目標数値 イベントの効果は必ずしも数値のみで測定できるものではないが、目標数値設定の放棄は効果の把握やイベントに対する事後の検討をなおざりにしてしまう要因ともなることから極力目標の数値化を行うように努力すべきである。</p> | <p>アンケート調査は実施していたが、実績報告には具体的に記載されていなかった。今後は、事業者にはアンケート調査の結果を踏まえ、事業の成果を確認し、実績報告書に記載するとともに、今後の事業に活かすよう指導していく。 また、今後は、具体的な数値目標をあげて、事業実施後は効果の検証を必ず行うこととしており、平成24年度に新たに作成した事業実施後の効果を検証するための実績確認票により、イベント時のアンケートの実施状況、目標数値・実績、事業実施後の反省点・改善点等について確認している。 【対応済】</p> | <p>報告書25ページ</p> |
| <p>(北部振興局)【監査意見】 (1) (効果の検証について) 葡萄酒 (ワイン) 祭りを中心として、安心院・院内地区の活性化を目指して安心院フェアを開催するための補助金を支出している。 かなり大きな規模のイベントでもあり、また、福岡市や北九州方面へのPR活動も行われている。事後的に反省会等が行われ、入場者数の把握等が行われているが、今後のためにも西部振興局での意見と同じような項目について、事業実施の</p> | <p>今後は、具体的な数値等を実績報告に記載することとし、目に見える形で成果が検証できるようにする。また、引き続き事業実施後には問題点等を検証し、次に繋げるよう事業者を指導する。なお、平成24年度に新たに作成した事業実施後の効果を検証するための実績確認票により、イベント時のアンケートの実施状況、目標数値・実績、事業実施後の反省点・改善点等について確認している。 【対応済】</p> | <p>報告書25ページ</p> |

| | | | |
|---------------------|---|--|-----------------|
| | <p>効果をもう少し詳しく取りまとめる必要があると考える。</p> | | |
| <p>地方バス路線維持費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (現行制度の問題点について) 公共交通機関の衰退による弊害は大きいため、バス会社等の公共交通機関がその機能を維持するための施策が必要となり、当該補助金もそのような趣旨から創設されたものと考えられる。 社会的な意義は認められるものの、現行の補助金制度には以下のような問題もあると考えられる。 第一に、現行制度では経常費用が経常収益を上回る部分(欠損部分)について、その全額が補助の対象となるため、積極的な自助努力、すなわち適切に路線やダイヤの見直しを行い、利用者を増やしていこうというバス会社の経営努力を引き出す誘因が働きにくいことがあげられる。結果的にそのことが利用者の利便性を妨げ、赤字路線から脱却できない状況を生じさせているのではないかと懸念される。 第二に、補助金の対象となる「生活交通路線」の要件を満たすべく、実際の利用者のニーズや利便性とはかけ離れた路線になってしまうことがあげられる。 例えば、大部分が単一市町村の利用者であるにもかかわらず、それでは補助金が受けられないため複数市町村にまたがる路線を設定してしまうことが考えられる。 以上のように、赤字を補填するという現行制度には常にモラル・ハザードの問題があることを意識して施策に当たるべきと考える。 現行の補助金制度が赤字補填という性質のものである以上、県としてこの補助金を削減していくためには、事業者を経営努力してもらい運行欠損額を削減してもらうしかない。しかしながら上述したようなモラル・ハザードの問題があることを考えると、路線やダイヤの設定に関して県としても何らかの検証を行うことは必要である。これについてはたとえば調査会社を使って調査したり、地域住民にアンケートを行うなどして県としても独自に検証を行い、利用者のニーズにマッチし利便性の高いものになっているか、確かめる必要があると考える。 そして、その検証結果と現状の路線設定とが異</p> | <p>補助対象系統をはじめとする県内の幹線的バス系統を対象として、国の「地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通調査事業)」を活用し、系統ごとの運行内容に関する実態調査を平成23、24年度の2カ年間でやっているところである。 この調査結果をもとに、利用者ニーズへの対応や利便性の向上などを図るため、系統ごとの運行内容の見直し等について、各バス事業者と継続的に協議する。 【対応済】</p> | <p>報告書26ページ</p> |

なる場合、バス対策協議会等を通じて事業者側の意見を聴取し調整を行ったうえで、利用者側の視点から利便性の高い路線あるいはダイヤに誘導していくことが肝要と考える。

すぐに結果は出ないかもしれないが、このような作業を継続的に行うことによって欠損額の減少、ひいては補助金額の減少に繋がり利用者である県民の満足度も向上するものと考えます。

【監査意見】

(2) (効果の検証について)

担当課では、当該補助金の効果について、マイカーを自由に使うことができない地域住民の移動手段として必要な生活交通路線の確保維持が目的であり、具体的に何らかの指標を定めて検証を行うことは難しい、として指標による検証を行っていない。

しかし、一般的には、以下のような指標を用いて効果の検証を行うべきである。

- ・ 補助対象路線系統数
- ・ 補助対象路線における輸送人員
- ・ 1便当たりの乗車人員
- ・ 1日当たりの輸送人員
- ・ 運行日数
- ・ 1キロ当たりの経常費用 (補助対象路線の年間経常費用÷延走行キロ数)
- ・ 1系統当たりの収支率 (経常収入÷経常費用)

単純に系統数が減少したことで効果があったとはいえないため、たとえば、1系統当たりの輸送人員などは有効な指標と考えられる。いずれにしても、大分県としても最初から効果の測定を放棄するのではなく、指標を定めて継続的に当該補助金の評価を行うべきと考えます。

【監査意見】

(3) (収支改善計画の検討について)

本当に収支を改善したいという意思があるのなら、たとえば時系列で路線ごとの収支の推移を見て改善が進んでいない路線については新たに対策を検討したり、また、どのような対策が有効かを把握するために利用者に対してアンケートを実施するなど、長期的な視点に立った継続的な取組が必要ではないかと考える。

補助金の目的からすると運行が継続されたこと自体が効果であり、効果指標は設定しにくい面があるが、何らかの指標を設定するとすれば、運行確保のための補助金という性格から「利用者数の推移」ということになる。

補助対象系統の利用者数を指標とすべきだが、利用状況や制度改正などにより補助対象系統が変動することや、利用者は補助対象であるなしにかかわらず系統を乗り継いで利用していること等を考慮すると、経年的に見ていくためには、補助対象であるかないかにかかわらず全体の利用者の推移を見ていくことが評価として最適であると考えます。

よって、大分県長期総合計画に記載の目標と同じ目標である「バスの利用者数」を設定し、評価したい。

【対応済】

利用者アンケート等は、運行内容の検討材料の一つとするために各バス事業者が行うべきものと考えます。実際にバス事業者によっては、一部の系統において実際にアンケート調査を実施している例もあるほか、バス事業者へは利用者からの要望も直接寄せられており、問題点やニーズについてはある程度把握されていると思われる。

今後は、各バス事業者がもつこれらのデータや、先に述べた調査事業の結果などを基に、各バス事業者と継続的に協議したいと考えています。

【検討中】

報告書27ページ

報告書27ページ

| | | | |
|-----------------------|---|--|-----------------|
| | <p>【監査意見】 (4) (実績報告書の検証について) 継続的に補助金を受けている事業者に対しては、数年に一度は事業所に赴き、運行記録や業務日誌と照合するなどして実績報告書の信憑性を確認する必要があると考える。</p> | <p>当事業の対象となる系統は国庫補助金対象系統でもあることから、実績報告書の審査に当たっては国と合同で各バス事業者に対しヒアリングを実施し、その内容を精査しているところである。 いただいた意見については、今後国とも協議のうえで検討していきたい。 【検討中】</p> | <p>報告書27ページ</p> |
| <p>生活交通路線支援事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (現行制度の問題点について) 現行の制度では、コミュニティバスを運行する市町村や民間路線バスの運行経費を補助する市町村に対する補助である。基本的に市町村が選定してきた路線に対し、県としては特に要件を付さずに補助金の交付を行うことになる。 小規模な生活交通の手段としては、一般的にコミュニティバスを含めて複数の運行形態が考えられる。これらの運行形態の中でどれがベストかは、それぞれに地域によって異なることが予想される。従って、まずやるべきことは、地域住民の移動実態やニーズがどこにあるのか把握することであり、そのためにはアンケート調査や聞き取り調査などが有効であると考えられる。これらの調査をもとにしてその地域にマッチした運行形態をニーズとコストの両面から検討して選択する必要がある。 したがって、県としては申請されたものに対し安易に補助金を交付するのではなく、上述したような作業を通して市町村が行っているコミュニティバス事業の検証を行い、利用者のニーズやコストの面からより良い選択が行われているか確かめることにより、補助金の削減に繋げていく必要があると考える。 効果の検証については、『地方バス路線維持費補助金』の『効果の検証について』を参照されたい。</p> | <p>「移動実態やニーズの把握のためのアンケート調査や聞き取り調査」は、利用率向上のための運行内容の検討材料の一つとするために運行主体である市町村が自ら行うべきものと考えており、実際にアンケート調査の実施、住民も構成員となっている検討会の設置、説明会での意見交換等を行っている市町村もある。 それぞれの地域においてどのような運行形態が最適なものであるかは地域の事情によって異なり、それぞれの地域の判断に委ねられることが望ましいことから、県としては、県も参画している各市町村公共交通会議や各市町村と個別に開催している意見交換会の場などにおいて、利用者ニーズ把握やコストの適切性確認等による適切な運行内容について一緒になって検証しているところである。 なお、運行効率の向上、ひいては補助金額の削減に向け、利用者の少ない系統を中心に、運行内容の見直し促進のため、補助制度の見直しを始めたところである。 【対応済】</p> <p>なお目標については、本事業が対象とするコミュニティバス等の多くは民間バス路線が廃止されたことに伴う代替交通として設定されたものであり、補助対象系統数や利用者数の増が必ずしも本県の公共交通の充実を意味するものではないため、目標を設定して効果の検証を行うことは困難である。 【対応困難】</p> | <p>報告書28ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (2) (実績報告書の検証について) 基本的には『地方バス路線維持費補助金』の『実績報告書(事業報告書)の検証について』で述べたような問題点が検出された。すなわち、実績報告書は毎年所定の様式で入手しているものの、実績報告書の信憑性の確認は行われていない。たとえば、添付書類として作成される実車距離や実績</p> | <p>県は市町村から提出される実績報告書に添付されている委託契約書や支出関係書類の写し等で精査を行っており、「定期的に事業所に赴き、運行記録や業務日誌等との整合性を確認する」ことは、各バス事業者に委託料や補助金を直接支払う市町村が行うべきものとする。 しかしながら、市町村から提出された書類に重大な疑義が生じた場合などは、必要に応じて市町村補</p> | <p>報告書29ページ</p> |

| | | | |
|----------------------|---|--|-----------------|
| | <p>運行費用の資料については、提出された資料を鵜呑みにするのではなく、定期的に事業所等に赴き作成の基礎資料となった運行記録や業務日誌等との整合性を確認する作業を行う必要があると考える。</p> | <p>助を受けた事業者の事業所に赴いて調査したい。 【対応済】</p> | |
| <p>大分県離島航路事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (補助事業者への指導について) 国と県との合同監査の結果、査定後純欠損額が算定され、国の基準に基づいて標準的な賃率や単価を各事業者の実績に当てはめるなどして算定した標準欠損額を算出し、その金額を上限に国庫補助金が決定されている。県の補助金は国庫補助金で補填されなかった欠損額の4分の3を補填するものであるため、国庫補助金で補填される金額が大きくなれば県の補助金が減少することになる。 当該補助金は欠損補填という性質のものであるため離島補助航路事業者は経営改善の有無にかかわらず国、県、市町村の補助金で欠損を補填でき、離島補助航路事業者の経営努力を促さないというリスクをはらんでいる。県はこのようリスクを有していることを意識しながら離島補助航路事業者に自助努力を促すように指導する必要がある。</p> | <p>離島航路は生活航路であり、離島住民にとって唯一の交通手段であるが、過疎化・高齢化等による離島住民の減少に伴って利用者は減少傾向にあり、今後増加に転じることは考えられない。そのような中で、各航路事業者は厳しい経営を強いられており、国・県・市町村の欠損額補填によって航路を維持しているのが現状である。 欠損額の補填は、従来から国・県合同で各航路事業者に対し監査を実施した上で行っており、その際に航路事業者に対して適正な執行と経営改善努力を求めてきた。 平成23年度からは、航路ごとに設置した航路運営協議会（県・国・市町村・地元住民代表・航路事業者で構成）が、毎年「離島航路確保維持計画」を策定して航路改善事項及び航路損益見込みを明らかにし、その進捗を確認・評価することによって航路事業者の努力を促し、年々増大する欠損額の抑制を図っている。 さらに、国庫10分の10の補助事業を活用して、航路ごとに調査事業を実施し「航路改善計画」を策定しているが、平成23年度に実施した津久見～保戸島航路では、減便を含む運航ダイヤの見直し等を計画に掲げ、平成24年10月には7便から6便へ1便の減便を実施済である。平成25年度には、姫島～国見航路でも同じ調査事業を実施する予定である。 【対応済】</p> | <p>報告書30ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (2) (精度の高い計画の立案と効果検証について) 平成23年度補助金までは、事業完了後の実績額を監査したうえで、国の補助金額が決定されていたが、平成24年度補助金からは事前算定方式に変わり、離島航路運営協議会が離島航路確保維持計画を策定し、その計画数値に基づき国庫補助金が事業者に提示される。そして事業終了後に事業者が国に補助金を申請するのであるが、計画数値を基に国庫補助金が交付されるため、計画段階の見込値が実績値と大きく乖離して欠損額が膨らんだ場合には、乖離した分の欠損額については県と市</p> | <p>離島航路運営協議会は、「離島航路確保維持計画」策定の際には、計画値と実績値が大きく乖離しないよう慎重な積算に努めており、事業実施にあたっては、計画に沿った経営が行われているか常に進捗状況を確認した上で、航路事業者に対して必要な指導を行っている。 特に、突発的な大規模修繕の発生や燃料費の高騰などが、計画値と実績値が大きく乖離する原因であることから、航路事業者に対して大規模修繕の発生を防ぐための日常的な点検の実施等を指導するとともに、燃料価格の動向にも注視している。 国の補助割合を高く確保するためには、計画値と</p> | <p>報告書33ページ</p> |

町村が負担することになる。従って計画段階で地域の実情を熟知したメンバーからなる離島航路運営協議会が慎重な検討、判断を行い、収支において実績と大きく乖離しないような計画を立案する必要がある。

平成23年度から、この離島航路運営協議会が立ちあげられており、当協議会が中心となり、島の観光情報をホームページやパンフレットなどを通じて発信し、観光客を誘致するよう関係部署に働きかけることになるが、県の地域活性化事業を活用する等の施策も織り交ぜながら、離島航路の利用者を増加させる方策を積極的に推進すべきである。

担当課では、事務事業評価の活動指標として補助航路数4航路としている。しかしこの補助金は、離島航路の維持改善を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定と向上に資することが目的である。そのため、当該補助金の効果の検証について、評価指標を単に補助航路数とするのではなく、例えば補助金を交付し続けることによって、利用客が増加し、地域が活性化されるとみなして利用客の数によっても当該補助金の効果を検証する努力を行うべきである。

実績値の乖離をなくすことは重要であるが、国は航路損益見込みに応じて毎年度の予算を配分しているため、国に対して十分な予算確保と公平・公正な配分を要望するとともに、突発的修繕や燃料高騰に対応した別枠の支援を求めているところである。

【対応済】

離島では、過疎化、少子高齢化が進行し、平成22年国勢調査による人口は平成17年に比べて、姫島の11%から大島の27%まで大きく減少している。島民による航路利用の増加が望めない状況では、観光客等の交流人口の増加を図り、航路利用者の減少のペースを抑制することが必要である。

航路運営協議会では、「離島航路確保維持計画」の「航路の経営改善に関する3カ年計画」の中で、観光関係の部署と連携した観光客等の航路利用促進を掲げている。具体的には、観光客の受入れ態勢の整備（ハード整備含む）や魅力的な情報発信などを盛り込んでおり、地域活性化総合補助金等を活用した島の活性化事業の実施を働きかけることも明記している。今後、協議会の中で、その進捗状況等を確認し、観光客等の航路利用の促進を図っていく。

【対応済】

前述のとおり、島民人口の減少により航路利用者は毎年減少を続けており、特別な事情（公共工事の実施により工事関係者の利用が発生したケースなど）がない限り、本補助事業の実施によって航路利用者が増加に転じることはあり得ない。また、観光客等の利用促進を図ることは必要であるが、利用頻度の関係から、観光客等の増加では島民利用の減少を補い得ないのが実情である。

このような厳しい経営環境にある航路事業の実態を踏まえた上で、航路運営で発生した欠損額を補填することにより、島民にとって唯一の生活の足である離島航路を維持し続けることが、本補助事業の最も重要な目的であることから、これまでどおり事務事業評価の活動指標は、「補助航路数4航路の維持」としたい。

【対応困難】

本事業は、大分駅高架化工事に伴う渋滞緩和策の一環として事業化されたものである。実施された1件は利便性の高い場所での駐車場整備であり効果が期待されたが、借地料等の関係から駐車場料金を高

大分県パークアンドライド促進事業費補助金

【監査意見】

(1) (事業効果について)

終了した事業年度の実績額は平成21年度が1,088千円の1事業だけである。これはJR九州がJ

報告書33ページ

R 賀来駅付近の陸橋下にパークアンドライド駐車場を整備した事業に係る補助金の交付である。

実施した事業の効果としてはパークアンドライド駐車場を利用することにより、どの程度渋滞が緩和したのか、あるいは二酸化炭素を削減することができたのかで検証することが適当ではあるが、大分県は駐車場の利用状況で検証している。

これによると、平成23年6月時点で最大36台利用できる駐車場が11台分しか埋まっておらず、30%の事業効果しか発現していないものと捉えられる。

県民が公共交通機関近くの駐車場に自家用車を駐車させた後、公共交通機関に乗り換えて勤務先まで通勤するという行動が定着すれば、渋滞が緩和され二酸化炭素の排出量が削減されるという効果があるとは思われる。しかしながら大分県は電車やバスの本数が都市部と比較して少なくパークアンドライド駐車場の使い勝手が良いとは言えない。また大分県は人口千人当たりの自動車保有台数が全国22番目であり、車が生活必需品となっている状況では、今後も効果が十分発揮できるとは考えにくい。

平成23年度をもって事業は終了する。CO₂削減と環境保護機運の中での事業組立てであることは確かだが、結果的に効果の発現が期待できない事業に予算が投入されたことになる。今後は大分県の実情をよく見極めたうえで交付すべき補助金を決めるべきである。

く設定しなければならず、結果として利用者が少なくなかった。

本事業は、国のグリーンニューディール基金を財源にCO₂削減の観点のみに立って実施されたが、今後交通政策として本県のパークアンドライド政策を実施する場合は、本事業の評価を踏まえた上で熟慮する必要があると考えている。

【対応済】

運輸事業振興助成補助金

【監査意見】

(1) (上部団体への出えんについて)

大分県トラック協会に支出される運輸事業振興助成補助金には、(社)全日本トラック協会への出えん金が含まれている。資金の流れを見ると、全日本トラック協会からも大分県トラック協会に対して補助金等が支出されていることがわかる。

過去3年分の大分県トラック協会と全日本トラック協会との間で収入・支出される補助金・出えん金の状況は、全日本トラック協会からの補助金等よりも、全日本トラック協会に対する出えん金の金額の方が大きく、純額で見ると毎年15百万円前後のマイナスとなっている。

担当部局によれば、「全日本トラック協会への運輸事業振興助成交付金における出えん金の割合は国土交通省が了解した上で決定されている。」

各都道府県のトラック協会から全日本トラック協会への出えん金については、国がその運用について通知により様々な指示を行っている。事業計画の提出と事業終了後の実施状況の報告を求めるとともに、交付金会計と他会計を区分経理することや、第三者評価機関の評価を受けることなど、国が全日本トラック協会を指導する仕組みになっていることから、今後の国の指導状況等を見守りたい。

なお、全日本トラック協会の決算書は每期入手しているため、そのチェックは行っていきたい。

【対応済】

報告書36ページ

| | | | |
|--|--|---|-----------------|
| | <p>との回答であった。県は運輸事業振興助成補助金の交付に当たっては、事業内容を精査した上で県トラック協会への予算額を決定しており、中央出えん金については「事業実施効果、資金運用の効率性等の観点から全国的規模において実施することがふさわしいものを対象とした事業」のための出えんとして今後も出えんを続ける予定であるという。</p> <p>県としては、公金を支出する以上、県トラック協会のみならず、全日本トラック協会についても、決算書の入手及び事業内容の検討を行うことが望ましい。</p> | | |
| <p>福祉保健部 大分県社会福祉事業団 自立支援事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (補助金及び交付先への県関与について) 当該補助金は、交付先において自立経営基金積立金に積立てられ、事業の実現時に取り崩される仕組みになっている。 現状は、支出された補助金が積立金に充当されていることに重きがおかれ、最終的な補助金(積立金)の用途については検討が十分になされておらず、県として補助金が適切に使われたか否かの検討が不十分であった。補助金の成果について交付先からの実績報告の内容も改善すべきである。 今後は、積立金が交付先の内部留保となっていないか、適切に福祉事業に使われているかといった観点を持った上で、具体的な用途の報告を受け、検討する必要がある。</p> | <p>平成23年度の交付申請から、事業計画書に今後の施設改修・改築計画を記載させることとし、実績報告においては補助金を積み立てた基金の取崩しの内訳を報告させることとした。また平成24年度中に、これまでの補助金の積立状況及び用途を改めて整理・報告させたい。</p> <p>なお、福祉保健部長、地域福祉推進室長及び障害福祉課長は現在、事業団の理事及び評議員となっており、今後も積立金が適正に使用されるよう指導する。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書37ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (2) (施設整備費の金額の妥当性について) 施設整備費について、県は県の責任において積み立ておくべき平成17年3月までの建築物等減価償却費相当分である1,825,000千円を10年間にわたって事業団に支出している。 既に改築を行った実績のある4施設について、見込額と実績額との差異の検討を行う。 4施設の合計で見ると補助金額(推定値)と本来負担すべき補助金額との差が24千円であり、補助金額は概ね見込額と実績額との双方に対応した合理的な数字となっている。しかし、施設ごとに見ると大きく見込額と実績額が異なっているものがある。今後改築するものについて見込みと実績が異なってしまうと、結果的に補助金額が過大あるいは過少となる可能性があるため、注意が必要</p> | <p>事業団の運営する施設の規模については、地域の実情や需給、事業団の経営状況等を勘案し、事業団が判断すべきものとする。</p> <p>なお、補助金の適正な使用の観点から、今後も全ての施設の改築の終了までは、その執行状況を把握する。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書38ページ</p> |

| | | | |
|----------------------|---|--|----------|
| | である。 | | |
| 地域医療提供体制整備 事業費補助金 | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (内部統制について)</p> <p>設備購入に係る物品購入契約書及び設備納入に係る検査調書を閲覧したところ、購入契約を行った者と同一人物が検収を行っていた。</p> <p>契約する者と検査する者が同一人物というのは、内部牽制上欠陥があると言わざるを得ない。取引の公正性や透明性を担保するためにも、契約と検査はそれぞれ別の人物が担当すべきである。</p> <p>なお、病院往査時点（平成23年12月7日）においては、病院側は検収担当者につき、病院の事務長としていた。この場合においても事務長不在時においては契約担当者以外の者が検収を行うように取り決めておく必要がある。</p> | <p>意見の内容については、監査日以降に改めた。</p> <p>契約担当者は医事・経営課の職員が行い、検査に関しては事務長が検収するようにしている。</p> <p>なお、できる限り事務長が検収できる日に納品等を行うようにしているが、どうしても不在となる場合は、契約担当者以外の者が検収するように取り決めている。平成24年4月1日から新たに課長の職（それまでは事務長が兼務）に職員が配置されたため、事務長不在の場合は、課長での対応としている。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書40ページ |
| 愛育班地域交流促進事業費補助金 | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (事業の効果について)</p> <p>この事業の論点としては、事業としての重複感の問題と愛育班の結成されている地域が大分県全域でなく、偏在しているということである。</p> <p>もともと、この補助金の交付団体である愛育会の活動は、乳児死亡率を低下させるため、村ぐるみで取り組む愛育村組織の普及から始まったものであるが、現在は高齢者世帯が増加したため、訪問世帯数は乳幼児世帯よりも成人や高齢者世帯が圧倒的に上回っている。そういう意味では、高齢者に対する事業と重複感がある。</p> <p>しかし、今後急速に進む高齢化の中で、可能な限りお年寄りの孤立を防ぐ必要はあり、ますます地域のコミュニティづくりが重要となってくることを考えれば、必要な活動である。</p> <p>補助金が支出されていることから、事業の効果をより高めるため、いまだ結成されていない地域に対してどう対処するかということや地域偏在の問題において特に高齢化率が高い地域(35%以上)をどうするかということについて、類似の事業を行っている校区社協の活動や老人クラブの活動等と連携することも含めて検討していただきたい。</p> | <p>住民組織の活性化と拡大については、担当者の育成と支援が重要である。そこで、既存の住民組織の活性化や活用による愛育班活動の拡大を図るために、「地区組織育成者研修会」を開催しており、新たな愛育班結成の動きもある。</p> <p>他団体との連携については、愛育班活動は高齢者のみならず全年齢層を対象にしていることから、老人クラブの他、地域の幼稚園、障がい者施設、食生活改善推進協議会等との交流事業を行っている。</p> <p>今後は、サロンづくりを進めている校区社協と連携し、活動を広げていく。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書41ページ |
| 大分県老人クラブ連合会運営費補助金 | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (組織率の向上について)</p> <p>老人クラブは市町村の中で地域福祉を支える社会的資源としての役割が期待されているが、期待される役割に対して、老人クラブ数及び老人クラ</p> | <p>指摘のとおり、近年老人クラブ数・会員数ともに減少傾向にあり、加入率も年々低下している。会員勧誘のためのリーフレットを作成し、県老連・市町村老連一体となって、新規会員確保に取り組んでいる。それにより、一部の単位クラブでは会員が増加</p> | 報告書43ページ |

| | | | |
|----------------------------------|--|--|-----------------|
| | <p>ブの会員数は、過去5年間で減少しており、期待と現実のギャップが生じており、地域福祉に与える影響が懸念される。</p> <p>当連合会としては老人クラブのメリットをもっと広く周知する必要がある。</p> <p>なお、この事業は23年度末で廃止され、県としては人件費の一部を補助するとのことである。少子高齢化社会をむかえ、今後ますます地域の活動が重要となってくる。その中で地縁組織を基盤に地域コミュニティ組織（住民自治組織）づくりを推進しなければならないと考えられ、この観点からも老人クラブは地域コミュニティの重要な組織として自立運営が求められる。組織率をさらに上げる努力を行ってほしい。</p> | <p>し、解散クラブが復活した地域もある。高齢化が進む中、地域の担い手となる高齢者を育成し、子どもの見守りや三世代交流活動、地域文化の伝承活動等の地域活動を促進することは重要であるので、魅力ある活動を企画するなどし、若手高齢者(団塊の世代)の加入に努めたい。また、老人クラブを若手高齢者に広報するため、県のホームページに「高齢者の生きがいづくり」のページを開設した。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>社団法人大分県断酒連合会補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (補助金の効果について)</p> <p>大分県は当連合会の平成22年度の事業費1,503,450円のうち89,100円を補助しているが、「アルコール依存症からの回復と社会復帰の促進並びに酒害の予防啓発」という事業のなかで89,100円という補助金については、当連合会が様々な活動を行っているため詳細な活動と結びつけがたく、当連合会の運営費補助的なものとなっており、補助金の効果を検証することは極めて難しい。</p> <p>極めて少額の補助であることから、補助事業の必要性、内容等について検討が必要である。</p> | <p>昭和53年度から実施してきた本補助制度について、当初は脆弱な財政基盤の連合会においては大きな効果があったが、会費収入等の増加に加え補助額の減額など近年は事業費に対する割合が小さくなっていることから、連合会の適正な事業実施を支援するという当初の目的を果たしたものと考え、平成23年度をもって廃止した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書44ページ</p> |
| <p>生活環境部 大分県交通安全推進協議会補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (組織の独立性について)</p> <p>大分県交通安全推進協議会は、行政や関連する企業、民間団体等が資金を出し合い運営する組織である。事務局が県庁内に置かれ、その事務も県の生活環境企画課の職員が行っており、その財源の80%以上が県からの補助金で賄われている。</p> <p>このような方式をとることは、協議会等が県と一体となって事業を推進できるということ、及び事務局の経費負担の財源を確保することができないが、社会的に必要性のある事業を企業や民間団体等と一緒に展開できるというメリットがある。</p> <p>しかし、協議会等による運営方式にはア権利能力なき社団としての実態があるのかという問題やイ県からの実質的な独立性の問題がある。</p> <p>特に県からの独立性に関する事項が当協議会の</p> | <p>現下の交通情勢を受け、本協議会一体となった活動を展開するため、緊急の幹事会の開催及び幹事長名による通知文（「交通事故抑止対策の推進について」）を发出（4月23日、5月31日）し、各関係機関・団体に対して自主的かつ積極的な活動を依頼している。特に、ボランティア等県民に広く参加を促すため「県民一斉行動日」（6月8日）を設けるなどの取組を行っており、今後とも引き続き県民挙げた活動となるよう努めていく。</p> <p>また、本協議会の監事は従前から大分銀行営業企画部長及び大分警察本部会計課長の2名に委嘱しており、現監事は両名ともこの包括外部監査以前（平成22年6月15日及び平成23年3月14日付け）に委嘱しているため承諾書は徴収していないが、様式を定め、次回の監事から承諾書を徴収することとした。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書45ページ</p> |

| | | | |
|-----------------------------|---|--|-----------------|
| | <p>運営に問題を及ぼしている状況は認められなかった。</p> <p>しかし、以下の点については最低限改善すべきであり、独立性についても、関係各機関により広く参加を促し、実質的にも県民挙げた活動とするよう努力していただきたい。</p> <p>監事については委嘱につき文書はあるが、就任承諾書が作成されていない。任期も定められていないことから、単に口頭で承諾を得るだけでなく、文書にて就任承諾を得る必要がある。</p> | | |
| <p>私立学校教職員退職金 財団補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (ユーロ円債の運用について)</p> <p>退職事業積立金として運用しているユーロ円債2銘柄計200,000千円が平成22年度利息ゼロであり、このうち1銘柄は、同年3月末時点で時価が簿価の50%を下回っていた。</p> <p>全くリスクのない金融資産はないが、今後、退職資金運用にあたっては、国債等相対的あるいは可能な限り安全かつ確実な運用を行うべきと考える。</p> <p>有価証券を主とする退職事業積立金は、その運用益により、将来退職する私立学校の職員の退職金に使われるものであるから、運用にあたっては可能な限り安全かつ確実でなければならない。リスクを十分認識せず、過度な収益アップを考えて運用すると、前述のように大きな機会損失が発生する可能性がある。</p> | <p>資金運用については、毎年度、資金運用基準を見直し、その基準に沿って運営検討委員会により決定している。今後債券を購入する場合には、証券会社等からの資料を充実させ、経済情勢等を踏まえた上で、国債や定期預金などでの運用も含め、運営検討委員会において検討し、委員の承認のもとより安全、確実、有利な運用を行う。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書47ページ</p> |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(2) (減損処理について)</p> <p>時価の下がった前述の債券について、会計基準では時価が簿価の50%を下回ると、回復する可能性が認められる場合を除き、減損処理（評価損の計上）を行うこととされている（金融商品会計に関する実務指針91項）。この債券の場合、簿価100,000千円と時価49,130千円の差額である50,870千円を投資有価証券評価損として費用計上しなければならないと解されるが、財団はこのような処理を行っていないかった。</p> | <p>簿価の50%を下回っていた債券については平成23年度末時点で50%を上回っていたため、今期は投資有価証券評価損として費用計上はしないこととした。しかし、今後50%を下回った場合は、監査意見のとおり減損処理を行う。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書47ページ</p> |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(3) (その他固定資産について)</p> <p>平成22年度の財産目録を閲覧したところ、耐用年数を経過した資産性がないと認められる備品213千円が貸借対照表上に計上されていた。これに</p> | <p>平成23年度決算時に費用処理を行った。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書47ページ</p> |

| | | | |
|-----------------------|--|---|----------|
| | については費用処理するのが望ましい。 | | |
| 産業廃棄物処理施設周辺環境対策事業費補助金 | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (補助金の出し方について)</p> <p>県としては、これまでのように市町村等から補助案件が上がってくることを待つという姿勢から、地域住民から要望があがっている地域に対して公平に事業が行われているかどうかについてより関心を持つべきと考える。</p> <p>具体的には、県がより積極的に協定締結を促したり、協議会はあるが合意が遅れているところには合意形成を促すことも必要になると思われる。また、日頃から財務に問題がある業者はいないか調査しておくことも必要と考えられる。これらを通じて、要望がある地域には公平に事業が行われ環境整備が進むように誘導すべきと考える。</p> | <p>県としては地元要望に的確に応えるため、市町村及び周辺住民並びに事業者による協議を重ねる中でより積極的に意見調整を図り、合意形成を促している。加えて、平成24年11月に事業対象範囲の拡大に伴う実施要領の見直しを行った。これらにより、今後は要望地域の環境整備が公平になるよう進めていく。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書48ページ |
| 大分県防災ヘリコプター一運航調整交付金 | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (書類の整備と確認について)</p> <p>防災ヘリコプター運航関係規程は更新されており、運航記録等に異常な点は見られなかった。しかし、以下の事項について検出されたため、今後注意されたい。</p> <p>ア 防災航空管理アドバイザーは常勤ではなく、また『緊急運航報告書』は必ずしも防災航空管理アドバイザーが見なければならないと定められているわけではないが、この報告書を見ることによって運航の状況を把握することができ、当該運航の問題点や反省点等も特記事項として記載されることから、防災航空管理アドバイザーにすべて査閲してもらうことによって、安全運航に徹していただきたい。</p> <p>イ 隊員が記載した『緊急運航報告書』の活動時刻と防災ヘリコプターの運航を委託している運航会社の作成した『防災ヘリコプター運航管理業務報告書』の運航時刻を1ヶ月分突合したところ、時刻のずれが散見された。どちらの資料も証拠書類としては重要なものであり、記録の正確性が要求されることから、今後は注意して記載されたい。</p> <p>ウ ヘリコプターの安全運行上においても、また救助活動及び救助訓練上においても、操縦士、隊員等の健康管理は最重要課題と考えられる。そのため、日々、健康状況を調査し、『健康状況調査表』に記載して防災航空管理監及び隊長</p> | <p>監査の内容については、下記のとおり改善を図った。</p> <p>(1) 「緊急運航報告書」については、以後すべて防災航空管理アドバイザーに回覧しており、運航状況の把握と気づいた点があればアドバイスをしてもらうことにした。</p> <p>(2) 隊員が作成する「緊急運航報告書」の運航時刻については、以後委託会社作成の「飛行記録」と突合して正確性を期している。</p> <p>(3) 毎日隊員等が記載する「健康状況調査表」については、以後防災航空管理監が一人ずつ記載のチェック（赤ボールペンで）をすることにした。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書49ページ |

| | | | |
|------------|---|---|----------|
| | <p>等が確認しているが、その『健康状況調査表』を査閲したところ、一部記載すべき箇所に記載漏れが認められた。完全性が要求されるものであることから、マンネリ化していないか検討の上、徹底していただきたい。</p> | | |
| 大分県消防協会補助金 | <p>【監査意見】 (1) (補助金の出し方について) 県としては、消防協会の事業を吟味して県の施策と合致しており公益性が高い事業だけに絞り、事業費補助として交付すべきである。</p> | <p>平成24年度に補助要綱を全面改正し、事業費のみの補助金とした。 【対応済】</p> | 報告書50ページ |
| | <p>【監査意見】 (2) (効果の検証について) 担当課では、補助金の効果の検証について消防協会の事業の大半が県との共催であるため、随時事後検証を行っているとしている。具体的には操法大会や消防大会等の催事が共催事業となるため、その都度反省会等を開きその場で効果の検証を行っているということであった。 県の担当者は消防大会等の状況や補助金で会議費として支出されている消防団幹部会議、消防団長会議での内容について集約し、県の消防行政にどのように反映されたかについて取りまとめている。消火活動の中で当該補助金がどのように役立ったかについて客観的に示すのは困難であるかもしれないが、補助金の効果を可能な限り検証し、説明する必要があることから、上記に加えて例えば消防団員に対してアンケートを実施する等の努力を怠ってはならないと考える。</p> | <p>12月に行う消防団幹部研修会で、アンケート調査を行う予定で、今後も可能な限り客観的に効果の検証を図っていく。 【対応済】</p> | 報告書51ページ |
| | <p>【監査意見】 (3) (県庁内事務局について) 県庁内に事務局を置く団体は他にも存在するが、通常は外に事務局を置く財源を賄えないほどの財政状況にある極めて例外的なケースと認識している。このことからすれば当協会は、十分に事務局財源を賄えることから、県庁の外に事務局を持って行くことも検討されたい。</p> | <p>地域の安全安心を守る要である消防団員の減少や高齢化が進み、消防団の充実・強化が喫緊の課題となる中、近年、消防協会の主な収入源である会費収入や県からの補助金が年々減少しており、これ以上の財政負担の増加は、消防団活動にも影響を及ぼすことが懸念される。 また、県消防協会の事業は、県消防操法大会や県消防大会の開催など、県と密接に連携や調整を行うことが多く、現状において直ちに事務局を庁外に移転することは難しいが、今後は組織や事業のあり方等の見直しを行いながら、将来の問題として事務局移転について検討を進めていきたい。 【検討中】</p> | 報告書51ページ |
| 簡易水道等施設整備費 | <p>【監査意見】</p> | <p>この事業は国庫補助事業の内、水道普及率の向上</p> | 報告書52ページ |

| | | | |
|--------------------------|---|---|----------|
| 補助金 | <p>(1) (水道普及率の格差について) 市町村の主体性を尊重しつつも、その行う活動に単に補助金を出すのみではなく、県内の地域格差解消という観点から、必要度の高いところに必要な事業が行われているかといった視点で当該事業を行っていくことも、県の立場として存在意義があると考え。</p> <p>【監査意見】</p> <p>(2) (効果の検証について) 県は補助金等の効果の検証を測る上で、「給水人口の増加」を挙げているが、給水施設を整備する以上、給水人口が増えるのは当然であり、補助事業の適切な効果指標とはいえないと考える。 効果の指標としては、事業後の住民満足度の調査などを市町村とともにを行い、必要な地域に必要な事業が行われているかといった視点で評価する方法が望ましいものと考えられる。</p> | <p>につながる事業に絞って県費を上乗せ補助しており、補助率は過疎補正や財政力指数補正により地域格差に配慮して決定している。今後は、水道未普及地域の実情を平成25年度中の調査等で把握し、その情報を元に必要度の高い地域に必要な事業を行っていく。</p> <p>【対応済】</p> <p>この事業は未普及地域解消のための国費補助に追加で行う補助であり、現在、水道普及率の向上を効果の指標としている。必要な地域に必要な事業が行われているかどうかを含めて、評価方法について平成25年度中に市町村と検討したい。</p> <p>【検討中】</p> | 報告書52ページ |
| 地域給水施設整備事業補助金 | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (モデル事業終了後の取組について) モデル地区の水の調査・検討事業は平成23年度に終了される予定であるため、当該事業はその翌年度の平成24年度で廃止される可能性が高い。 人口50人にも満たない小規模集落であれば、地域住民の苦慮する声や水環境の実態が市町村や県には届くのは容易ではなく、このままでは、事業終了後には地域給水施設事業そのものが滞ることにもなりかねない。各市町村が自主的かつ積極的な活動を行えるよう、モデル事業から事業終了後までの計画を早急に立てる必要がある。</p> | <p>各市町村が自主的かつ積極的な活動が行えるよう、小規模集落の水問題についてアンケート調査を行い（平成23年11月）、その結果を市町村に通知した。今後も、市町村と連携しながら、地域の実態把握を行っていく。 また、これまで行ってきたモデル事業を通じて、地域の実情にあった安価な施設整備のノウハウを取得することができた。今後は、水問題の解決に積極的に取り組む市町村に対して、NPO法人を通じて技術支援を行い、水問題の解消に努める。</p> <p>【対策済】</p> | 報告書53ページ |
| 商工労働部 小規模事業経営支援事業費補助金 | <p>(杵築市商工会) 【監査意見】</p> <p>(1) (業務におけるウエイトの置き方について) イベント活動を中心とした地域振興活動にかなりのウエイトが置かれている。経営指導員と指導課長、事務局長の役割分担において、経営指導員は経営改善普及事業を中心に行っているとのことであるが、本来、観光協会が行うようなイベント活動についてまで商工会が受け持つことは、その主たる目的を見失いかねない。 観光協会との役割分担を明確にした上で、商工会は本来の主たる機能である経営改善普及事業について中小企業のニーズを十分に把握し、さらに深耕する必要がある。</p> | <p>イベント等地域振興活動は、青年部及び女性部等の内部組織が主体となって行い、実施に当たっては、本会と観光協会等関係団体との間における十分な協議、及び連絡調整を踏まえ対応する。経営指導員等指導担当職員は、経営改善普及事業に重点を置き目標設定を行い、その推進に努める。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月21日の実地調査により確認した。</p> | 報告書56ページ |

| | | |
|--|--|-----------------|
| <p>(杵築市商工会)【監査意見】 (2) (経営カルテの記載について) 経営カルテの記載については、他の商工会と比較すると具体的かつ詳細に書き込まれてはいるが、指導員によってばらつきが存在した。上席者はカルテの記載内容について必ず査閲を行い、各指導員の指導レベルの向上と文書化レベルの底上げに役立てる必要がある。</p> | <p>指導課長が随時経営カルテの査閲を行い、指導状況の把握、指導記録としての内容の充実を図る。経営支援会議を通じて、経営カルテ作成上の改善点の指導を行うほか、情報の共有化、指導職員の能力向上に努めている。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月21日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書57ページ</p> |
| <p>(杵築市商工会)【監査意見】 (3) (支所勤務の経営指導員の出勤簿について) 支所勤務の経営指導員の出勤簿において、休暇であるにもかかわらず勤務の印が付いているものや、何も印がない日が散見されるケースがあった。支所における人員は1名ないし2名程度と極めて少数であることから、本所の上席者は支所勤務の指導員の出勤簿に目を通し、異常点については、それが出勤簿の記載誤りなのか、別の原因があるのかを常にモニタリングする必要がある。</p> | <p>事務局長及び指導課長が、出勤簿をはじめとする職員の勤務状況管理関連書類の処理状況について、週及び月単位等の定期的な確認を行うことにより、点検整備を徹底している。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月21日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書57ページ</p> |
| <p>(杵築市商工会)【監査意見】 (4) (領収書の管理について) 領収書綴りの払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっておらず、領収書の管理が不十分である。使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証し、これに係る内部統制を充実させる必要がある。</p> | <p>領収書綴りの受払い簿を整備し、管理体制を改善した。領収書の連番管理、内部牽制の観点から複数職員による管理、職員に対する取扱上の留意点の周知徹底等により適正な運用に努めている。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月21日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書57ページ</p> |
| <p>(日出町商工会)【指摘事項】 (1) (適正化指導に対する改善の状況について) 商工会連合会が実施した商工会適正化指導の指摘に対して、改善報告書を提出して、改善されたことになっているが、実際にその中身を検証したところ、実際には改善されていない事項が、以下のとおりあった。 ア 小規模事業者の名簿を作成することになっており、作成はされていたが、実態と異なる名簿であった。 イ 未収会費や未収金について請求書を発送し、督促するとしていたが、実際には督促されていなかった。 ウ その他特別会計について、記帳のうえ局長決裁を受け総会資料に記載するとしていた。しかし、記帳は行われたが総会資料には記載されて</p> | <p>(1) 小規模事業者名簿については、商工業者台帳に基づき作成した。 (2) 会費及び手数料等の未収金については、役員会に状況を報告、請求書を送付し、回収に努めた。 (3) 特別会計(盆踊り)については、平成24年度通常総会議案書に掲載し、会員に報告した(平成24年5月24日開催)。</p> <p>以上のことについて、商工労働企画課において、7月4日の実地調査により確認した。 なお、商工会連合会が実施した商工会適正化指導で指摘を受けた事項の改善報告については、事実と異なる記載があった。今後は、改善対応状況の検証及び報告書記載内容の精査を行い、正確な報告を行う。</p> | <p>報告書57ページ</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| <p>いなかった。</p> <p>上記は改善報告書に改善すると記載して、連合会に報告されていることから、連合会への報告の真実性に問題がある。</p> | <p>【対応済】</p> | |
| <p>(日出町商工会)【監査意見】</p> <p>(1) (未収会費の管理について)</p> <p>全国商工会連合会が策定した「商工会運営指針」によれば回収が難しいものについては、期末においても計上しない方法も記載されている。このやり方については異論を持つが、これを是認したとしても、少なくとも、いかなる相手先についてどのような理由で計上しないのかは明確にしておく必要がある。</p> <p>また、長期間納付が行われていなくても、先方から申出がない限り会員の脱退処理が行われていないため、会費未納のまま年月が経過し、実質的には会員とは言えない事業者についても会員名簿に登載され、組織率が実態よりも高くなってしまいう危険性がある。</p> | <p>未収金については、督促状及び請求書を送付して職員が会員宅を訪問し台帳を作成するなど、回収、状況把握に努めるとともに、役員会や平成24年度通常総会議案書中の収支決算報告における貸借対照表に未収金及び未収会費額について記載し報告を行った。また、会費未納の会員については、商工会在籍の意思を確認し、役員会で処遇を協議する。一括での支払いが困難であれば分割支払いにより回収する。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月4日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書57ページ</p> |
| <p>(日出町商工会)【監査意見】</p> <p>(2) (振込への移行について)</p> <p>会費や共済掛金の集金につき、現金入金が多く(60～70%とのこと)、事業者によっては一度に100万円以上の現金にて入金する場合もあることから、事故のリスクが高く、早急に振込等に移行するよう働きかける必要がある。</p> | <p>労働保険料及び共済の満期金等については、金額が多額となる場合が多く、従前からの課題であった。労働保険料の納付については労働保険事務組合連合会と連携して保険料の口座振替を事業者に依頼、また、共済金についても原則として口座振込とするよう会員に協力を要請した。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月4日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書57ページ</p> |
| <p>(日出町商工会)【監査意見】</p> <p>(3) (経営カルテの記載について)</p> <p>カルテの記載が不十分であり、事業者に対し指導を行ってもカルテに記載されていないものが散見された。こうなるとカルテの履歴機能すら失われてしまうことになる。</p> | <p>指導課長が随時経営カルテの査閲を行い、指導状況の把握、指導記録としての内容の充実を図る。経営支援会議を通じて、経営カルテ作成上の改善点の指導を行うほか、情報の共有化、指導職員の能力向上に努めている。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月4日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書57ページ</p> |
| <p>(日出町商工会)【監査意見】</p> <p>(4) (記帳指導の位置づけについて)</p> <p>記帳指導が非常に多い。記帳指導の目的は事業者の自計化と考えられ、そこに至る道筋をつける</p> | <p>記帳継続指導における記帳代行については、本事業の主旨に則り自計化を促す。記帳機械化事業については、適正な経理処理による財務書類作成、財務書類の分析結果に基づく定期的な経営状況の把握</p> | <p>報告書57ページ</p> |

| | | |
|---|--|-----------------|
| <p>ためのアプローチの仕方を明確に準備しておく必要がある。記帳指導がいつまでも継続しては、業務が増え続けるばかりではないだろうか。</p> | <p>等、指導対象事業者にとって有益な経営支援であることから、記帳代行から記帳機械化への移行を推進する。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月4日の実地調査により確認した</p> | |
| <p>(湯布院町商工会)【監査意見】 (1) (計画的な巡回について) 平成22年度は巡回件数が目標に対して85.1%と未達成になっており、巡回をこなすことが課題となっている。地区内が全国的な観光である特性上、イベント等の地域振興事業が多く、当該期間は巡回する時間が確保できないことが原因である。 巡回を受ける小規模事業者はそれぞれの課題を日々抱えていることから、そのニーズが優先されるべきであるため、商工会の事情で特定の期間に偏った巡回は望ましくない。通年でより計画性のある巡回を心がけることで巡回の効果を上げる必要がある。</p> | <p>平成24年度から巡回訪問を年間を通じて平準化して設定し、特に未巡回会員を優先して積極的に巡回している。平成23年度の巡回指導件数の目標達成率は、94.1%と前年度(85.1%)から増加したが、目標達成までには至らなかったため、引き続き改善を図る。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月30日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書58ページ</p> |
| <p>(湯布院町商工会)【監査意見】 (2) (領収書の管理について) 領収書の管理について、連番が付されておらず、書き損じ分についても廃棄されてしまっており、冊数管理もされていない。管理が不十分であり、早急に改善する必要がある。</p> | <p>領収書綴りの受払い簿を整備し、管理体制を改善した。領収書の連番管理、内部牽制の観点から複数職員による管理、職員に対する取扱上の留意点の周知徹底等により適正な運用に努めている。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月30日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書58ページ</p> |
| <p>(湯布院町商工会)【監査意見】 (3) (商品券事業について) 商品券事業について、商工会連合会の適正化指導において特別会計を作るように改善のための指摘がなされているが、作成されていなかった。これに関する預金の帳簿も作成されていないことから、早急に作成して、現物、預金残高、帳簿、管理簿の照合により間違いのない処理が行われるように管理する必要がある。</p> | <p>平成23年度から特別会計として整理を行い、平成24年度総代会議案書に記載し報告した。平成24年度から、販売及び換金に係る管理簿を作成し事務管理を強化徹底している。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月30日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書58ページ</p> |
| <p>(湯布院町商工会)【監査意見】 (4) (活動記録について) 業務日誌(記載の矛盾)、出勤簿、カルテそれぞれの記載相互間の不一致、及びそれらの閲覧・承認による内部統制の欠如が見受けられた。小規</p> | <p>平成24年度から業務日誌及び経営カルテ等業務記録については、原則として毎日作成することを徹底させている。事務局長及び指導課長の査閲により相互間の整合性に留意し、規律ある体制の構築に努めている。</p> | <p>報告書58ページ</p> |

| | | |
|--|---|-----------------|
| <p>模な商工会といえども、活動記録の整合性を図り規律のある体制を構築する必要がある。</p> | <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月30日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(佐伯市番匠商工会)【監査意見】</p> <p>(1) (領収書の管理について)</p> <p>払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっていないため領収書の管理が不十分である。使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証する必要がある。</p> | <p>領収書綴りの受払い簿を整備し、管理体制を改善した。領収書の連番管理、内部牽制の観点から複数職員による管理、職員に対する取扱上の留意点の周知徹底等により適正な運用に努めている。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月29日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書58ページ</p> |
| <p>(佐伯市番匠商工会)【監査意見】</p> <p>(2) (経営カルテの記載について)</p> <p>経営カルテの記載が不十分であり、異動が多い状況となっているが、経営者情報等が引き継がれていない。</p> <p>もともと文書化する習慣がなかったのか、引き継ぐべき情報を得ていないのか判明しないが、後任の指導員が見ても把握できる情報が必要である。</p> | <p>指導課長が随時経営カルテの査閲を行い、指導状況の把握、指導記録としての内容の充実を図る。経営支援会議を通じて、経営カルテ作成上の改善点の指導を行うほか、情報の共有化、指導職員の能力向上に努めている。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月29日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書58ページ</p> |
| <p>(佐伯市番匠商工会)【監査意見】</p> <p>(3) (巡回目標の立て方について)</p> <p>平成22年度における巡回件数目標5,460件に対して、実績巡回回数5,680件であり、実績が目標を上回っているが、平成23年度の目標は5,340件と逆に昨年度の実績値より少ない数値を掲げている。</p> <p>目標値の定め方は努力すれば何とか達成できるレベルにしなければ、目標としての本来の機能を果たすことができない。そういう意味で現在の目標の定め方は実態にそぐわない。過去の実績や今後の方向等個別事情も考慮して、適正な目標値を設定すべきである。</p> | <p>巡回指導目標等については、過去の実績を勘案し職員の能力を最大限に発揮できるよう組織として設定するなど改善を図るとともに、指導内容の充実に努めている。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月29日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書58ページ</p> |
| <p>(佐伯市番匠商工会)【監査意見】</p> <p>(4) (特別会計と一般会計のつながりについて)</p> <p>一般会計からの繰出金と各特別会計の収入の部の科目が一致せず、わかりにくくなっている。一般会計の備考欄には補足的な記載があるが、受ける側である特別会計側の補足情報が不十分である。</p> | <p>会計報告書について、備考欄への補足的な記載を行い、分かりやすい表記に改めることとした。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月29日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書58ページ</p> |

| | | |
|--|---|-----------------|
| <p>(佐伯市あまべ商工会)【監査意見】 (1) (経営カルテの記載について) 経営カルテの記載が不十分であり、これによって、経営指導の具体的な内容を把握することができないケースが多かった。経営指導員にヒアリングを行って指導の内容を確認したが、文書化は業務の基本であり、情報蓄積や経営指導員のOJT(オンザジョブトレーニング：職場での訓練)の面からも記載の充実を早急に行う必要がある。</p> | <p>指導課長が随時経営カルテの査閲を行い、指導状況の把握、指導記録としての内容の充実を図る。経営支援会議を通じて、経営カルテ作成上の改善点の指導を行うほか、情報の共有化、指導職員の能力向上に努めている。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月27日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書59ページ</p> |
| <p>(佐伯市あまべ商工会)【監査意見】 (2) (領収書の管理について) 領収書の払出しを管理する表は作成されており、消しこみを行って使用済みのチェックをすることになっている。しかし、実際にはチェックが漏れている部分があり、回収されているにも関わらず未回収表記となり、使用状況まで管理した受払い簿となっておらず、領収書の管理が不十分である。 使用後の領収書綴りも回収し、書き損じ処理等の適切性について検証する等、実質的な管理を行う必要がある。</p> | <p>領収書綴りの受払い簿を整備し、管理体制を改善した。領収書の連番管理、内部牽制の観点から複数職員による管理、職員に対する取扱上の留意点の周知徹底等により適正な運用に努めている。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月27日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書59ページ</p> |
| <p>(佐伯市あまべ商工会)【監査意見】 (3) (使用料収入等の管理について) 会議室使用料は現金回収が原則であるが、未収となる場合もあることから、管理表を作成して管理すべきである。</p> | <p>平成24年度から会館使用の管理簿を作成し、会館使用料の徴収等について周知徹底を図った。また、他の手数料収入についても同様の措置を講じている。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月27日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書59ページ</p> |
| <p>(豊後大野市商工会)【監査意見】 (1) (運営体制について) 平成20年4月1日に朝地町商工会、大野町商工会、緒方町商工会、清川村商工会、三重町商工会、犬飼町商工会、千歳村商工会の7商工会が合併して、三重町に本所を置き、支所を朝地町、大野町、緒方町、清川村、犬飼町、千歳町の6か所に置いている。 支所にはそれぞれ1名の経営指導員が配置されており、会員等に対する経営のサポートを行っている。 それぞれの経営指導員と面談し、カルテを閲覧した結果、経営指導員の専門性を高め、個々のレベルを上げ、各地域における会員等に対する経営</p> | <p>本所における専門指導センターとしての機能と支所における窓口機能をより強化するための新たな事務局体制として、平成24年度から経営指導員1名体制であった支所について、従来本所に配置していた職員(記帳指導員等)を各々の支所に配置した。経営指導員については、半日ではあるが本所に配置し、本所の専門機能と支所の窓口サービスの機能強化を図っていくこととした。経営指導員が本所に集中する体制を執ることによって、お互いに切磋琢磨し、個々のスキルアップを図りながら、会員に対するより高度な指導ができる体制の確立を目指す。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月</p> | <p>報告書59ページ</p> |

| | | |
|--|---|-----------------|
| <p>指導という質の高いサービスを提供するためには、現在の各支所1名駐在という体制では限界があると考えられる。</p> <p>経営指導サービスの質の向上にはある程度の経営指導員の集中が必要であり、その中において切磋琢磨し、時機を逃さず意見交換を行い、協働するということが、また上席者(指導課長等のベテラン)が各指導員の指導内容をカルテの記載内容やヒアリングによって直接的にレビューすることが不可欠である。これを月に1~2回程度集まって経営支援会議の中で行うことは実際は難しいと考えられる。</p> <p>各商工会によって事情は異なるが、同商工会においては、経営指導員がより充実したサービスの提供、きめ細かな巡回、経営指導員ではなく補助員等の駐在による窓口対応を約束することで地域の了解を得られると考える。</p> | <p>26日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(豊後大野市商工会)【監査意見】</p> <p>(2) (未収会費の管理について)</p> <p>平成23年11月末時点で会費の未収が1,755,200円、その他の未収金が1,087,150円、合計2,842,350円となっており、やや多額である。</p> <p>特に会費の未収については、実質会員数、組織率にも影響するため長期未収につき内容を検討し、その結果に応じて取扱いを検討する必要がある。</p> <p>なお、会費未収金の督促をマイナスの作業と考えず、不満を持つ会員の意見を聞く機会と前向きに取り組むことも必要と考えられる。</p> | <p>平成23年度は、事務局長を中心に未収金の解消に向けた検討会議を行い、回収に努めた。平成24年度以降も同様に、早期回収のための処理体制にて取り組む。現金集金の会員については、自動振替への移行を推進する。徴収不能の未収金については、所定の手続により適正に処理する。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月26日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書59ページ</p> |
| <p>(豊後大野市商工会)【監査意見】</p> <p>(3) (領収書及び小切手の管理について)</p> <p>領収書の管理については使用済み領収書を回収した際にはその適正使用の状況を確認して保管する必要がある。</p> <p>商品券に関して、小切手が使われているが、書き損じた小切手が小切手帳より切り離され、保管されていないものがあった。小切手の書き損じ分については、その不正使用を防止するために小切手帳本体より切り離さずに使用ができない形で綴じ込んでおくことが重要である。</p> | <p>領収書綴りの受払い簿を整備し、管理体制を改善した。領収書の連番管理、内部牽制の観点から複数職員による管理、職員に対する取扱上の留意点の周知徹底等により適正な運用に努めている。</p> <p>小切手は、プレミアム商品券事業のみで使用されるものであり、事務局長による金額等の確認を経て発行する。書き損じの小切手の取扱いについては、不正使用等が発生しないよう小切手帳本体に綴じ込んで管理保管する。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、7月26日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書59ページ</p> |
| <p>(日田地区商工会)【監査意見】</p> | <p>巡回指導目標等については、過去の実績を勘案し</p> | <p>報告書59ページ</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| <p>(1) (巡回目標の立て方について) 平成22年度における目標巡回件数4,488件に対して、実績巡回件数6,405件であり、目標を大きく上回っているが、平成23年度の目標は4,392件と逆に昨年度の実績値を下回った数値を掲げている。これは、商工会事業評価システムにおいて、巡回目標の立て方が全会員×12回と一律に決められていることに原因がある。 目標値の定め方として、努力すれば何とか達成できるレベルにしなければ、目標としての本来の機能は発揮できない。そういう意味で現在の目標の定め方は実態にそぐわず、目標の機能を勘案したものとなっていない。 過去の実績や今後の方向等個別事情も考慮して、より適正な目標値を設定すべきである。</p> | <p>職員の能力を最大限に発揮できるよう組織として設定するなど改善を図るとともに、指導内容の充実に努めている。 【対応済】 上記については、商工労働企画課において、6月12日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(日田地区商工会)【監査意見】 (2) (経営カルテの記載について) 経営カルテの記載が全くできていない。指導員にとっては熟知した自分の地域、指導先であっても、把握した情報、行った指導の内容やその結果等を文書化することが、実績報告として指導員自身の成果を示すものであり、引き継ぎのための情報でもある。 特に若い指導員については、文書化の習慣をつけることが今後の自分自身のレベルアップにもつながることから、ポイントを押さえた文書化を行う必要がある。</p> | <p>指導課長が随時経営カルテの査閲を行い、指導状況の把握、指導記録としての内容の充実に努める。経営支援会議を通じて、経営カルテ作成上の改善点の指導を行うほか、情報の共有化、指導職員の能力向上に努めている。 【対応済】 上記については、商工労働企画課において、6月12日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書60ページ</p> |
| <p>(日田地区商工会)【監査意見】 (3) (支所での決算処理について) 平成20年の統合後、本所において各支所の会計処理も行っているが、過去の積立金残高の関係で、支所において別途支所の決算書を作成しており、二重の作業となっている。 支所において再入力する作業にどの程度時間を要しているかわからないが、効率化の観点から事務を一元化したのであるから、支所としては本所で作成された資料を利用すべきである。</p> | <p>支所が独自に作成する資料は支所の活動報告のみとし、会計報告については本所が作成した会計資料に一元化した。 【対応済】 上記については、商工労働企画課において、6月12日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書60ページ</p> |
| <p>(日田地区商工会)【監査意見】 (4) (領収書の管理について) 領収書綴りの払出し簿はあるが、使用状況まで管理した受払い簿となっていないため領収書の管理が不十分である。特に共済の払出しに使用される領収書は連番管理されておらず、過去の記録を</p> | <p>領収書綴りの受払い簿を整備し、管理体制を改善した。領収書の連番管理、内部牽制の観点から複数職員による管理、職員に対する取扱上の留意点の周知徹底等により適正な運用に努めている。共済金等の支払等、資金移動については原則口座振込とする。 【対応済】</p> | <p>報告書60ページ</p> |

| | | |
|---|--|-----------------|
| <p>見ると3百万円以上の現金受渡しもあると見受けられることから、現金授受にかかわる管理は徹底しなければならない。事業者のニーズもあるが多額の現金の受渡しについては事故が発生しないように銀行振込みの方法に変更するよう働きかけを行うべきである。</p> | <p>上記については、商工労働企画課において、6月12日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(日田地区商工会)【監査意見】 (5) (業務日誌の取扱いについて) 職員が出勤しているにも関わらず、業務日誌には執務記録を残していないケースがあり、かつ、それらの記載のないまま業務日誌の閲覧印の欄に本人の承認印を含めて上席者が承認印を押している。 執務記録を残さなければならないという意識が十分でなく、何より業務日誌の閲覧の意義を閲覧権限者全員が認識し、牽制機能が果たされているのか疑問がある。</p> | <p>平成24年度から業務日誌について、事務局長等管理者による記載状況の確認を随時行うこととし、記載内容の不備に対する改善指導等の措置を講ずることにより業務記録の整備を実施している。また、定期的に商工会長の決裁を受けている。 【対応済】 上記については、商工労働企画課において、6月12日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書60ページ</p> |
| <p>(中津しもげ商工会)【指摘事項】 (1) (決算書に取り込まれていなかった会計について) 『ボンフェスタ2010』というイベントの会計(収入3,545,298円、支出3,070,270円、収支差額475,028円)が、商工会の会計に含まれず、簿外処理となっていた。 すべての会計を決算書に反映させなければならない。</p> | <p>平成22年度会計処理で指摘された内容に関して、平成24年2月6日の理事会において、報告、承認を得た。なお、ボンフェスタ事業については、平成23年度に中津市に移管済みである。 【対応済】 上記については、商工労働企画課において、6月28日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書60ページ</p> |
| <p>(中津しもげ商工会)【監査意見】 (1) (領収書の管理について) 領収書綴りに関しては使用済みのものについても回収を行い、その適正な使用を確認して保存すべきであるが、一部使用済みの控えで本所にて確認できないものがあった。</p> | <p>領収書綴りの受払い簿を整備し、管理体制を改善した。領収書の連番管理、内部牽制の観点から複数職員による管理、職員に対する取扱上の留意点の周知徹底等により適正な運用に努めている。包括外部監査において確認できなかった一部使用済みの控については、後に確認ができたものの、今後このようなことがないように、再発防止に努める。 【対応済】 上記については、商工労働企画課において、6月28日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書60ページ</p> |
| <p>(中津しもげ商工会)【監査意見】 (2) (未収金の管理について) 未収金について、管理表を作成しているが、一部抽出して突合したところ、不整合のものがあった。管理者は担当者が行った事務取りまとめ資料について、確認を行うべきである。また、未収金</p> | <p>未収金については、経理担当者が作成した管理表を事務局長及び指導課長の二人で確認を行い、管理を徹底している。未収金の現金による入金処理と管理表の消込み処理についても同様に複数の上席者の確認作業の実施を徹底し、管理機能の強化に努めている。</p> | <p>報告書60ページ</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| <p>の現金での入金処理と消しこみ処理は同一人ではなく、業務を分担する必要がある。</p> | <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月28日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(中津しもげ商工会)【監査意見】</p> <p>(3) (経営カルテ及び業務日誌の掲載について)</p> <p>経営カルテに関する記載はおおむね不十分であった。また業務に関する記載の中に経営カルテに記載する内容を誤って記載しているケースが見られた。月単位で業務日誌を上席者が確認している印鑑はあるが、形式的な押印となっており、実質的な記載内容のチェックは行われていないと考えられる。</p> | <p>指導課長が随時経営カルテの査閲を行い、指導状況の把握、指導記録としての内容の充実を図る。経営支援会議を通じて、経営カルテ作成上の改善点の指導を行うほか、情報の共有化、指導職員の能力向上に努めている。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、6月28日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書60ページ</p> |
| <p>(商工会連合会)【監査意見】</p> <p>(1) (経営改善普及事業の理念について)</p> <p>平成20年3月に連合会が作成した商工会マスタープランでは「会員企業の繁栄に貢献する」とした基本理念が存在するが、少なくとも各商工会に十分浸透しているとは言えない状態であった。今後、経営改善普及事業中心の理念をさらに明確に打ち出し、その理念を各商工会に十分浸透させていく必要がある。</p> <p>連合会としては各商工会を指導する立場にあることから、その役割を十分に果たしてこの事業の成果を上げる努力をする必要がある。</p> | <p>(1) 経営改善普及事業の理念</p> <p>経営改善普及事業の理念について役職員を対象とした研修、及び本会の巡回や適正化指導等において普及啓発を図る。</p> <p>(2) 経営改善普及事業の成果</p> <p>経営改善普及事業については、事業評価システム、人事評価システム、及び新業務支援システムで、期中の進捗状況を管理する他、中間及び期末における達成度の可視化を図る。これにより個々の職員へ自覚を促すとともに、商工会長、事務局長等事務局責任者及び商工連で情報を共有する。</p> <p>ア 事業評価システム</p> <p>商工会が行う事業について、目標達成度を客観的に評価・分析・公表することにより事業の透明度を高めること、事業の円滑な推進を図り事業目標の達成度を高める等を目的に、県内全商工会で平成12年度から事業評価を行っており、以来事業評価指標の適正化のため、評価項目等の改善を図るとともに、平成22年度からは、PDCAサイクルを活用した事業進捗管理を行い目標達成に向け取り組んでいる。平成24年度からは、年間目標値の設定を上半期・下半期と変更することにより、人事評価システムと整合させ、更なる事業成果達成に向け取り組んでいる。</p> <p>イ 人事評価システム</p> <p>本会職員の人事評価はAからEまでの5段階による評定方法を採用しており、上期下期の年2回実施している。この度、被評価者の</p> | <p>報告書61ページ</p> |

モチベーション向上を図るため、上位から2番目の「B」に近い「C」と評価された被評価者に対し評価結果の通知を行うこととした。これにより業務や自己啓発に対する意欲的な取組を促し、組織目標の達成に向けた活発な取組を支援するものである。

ウ 新業務支援システム

新しい経営カルテは、新業務支援システムとして、平成24年3月に全職員を対象とした操作研修会を実施、4月から運用を開始している。経営カルテの作成については、日々の入力を義務付ける旨商工会に通知した。事務局責任者は、事業の進捗管理を行い、四半期ごとに商工会連合会に報告することとなっている。

(3) 経営改善普及事業実施結果の検証

当該事業の結果検証については、PDCAサイクルによる事業進捗管理を行っている。

PDCAサイクルによるチェックについては、本会より上記事業評価システムに合わせたチェックシートを各商工会に示し、各商工会において定期的に進捗管理会議を開催し、業務目標に対する進捗状況管理及び検証を行うよう指導している。進捗管理会議については、商工会から定期的な報告を受け、必要に応じ参画し支援を行うこととしている。

(4) 適正化指導の強化

適正化指導は、商工会の組織、事業及び会計等の運営全般に加え、PDCAサイクルによる事業進捗管理の定着化及びその管理方法等について検証することを目的として2年に1度各商工会に対し実施しているが平成24年度については全商工会を対象に実施する。

(5) 本会が行う商工会指導事業

商工会が行う地域総合振興事業は、地区内商工業者の全般的な育成、地域商工業の振興、社会一般の福祉の増進に資する事業が主要なものとなる。具体的には、行政庁等に対して中小企業・小規模企業対策や地域振興策等について意見具申を行う「意見活動」、市町村総合振興計画への参画や美化活動などのまちづくり活動へ参加する「総合振興事業」、大売出しや購買力流出防止対策などの「商業振興事業」、地域特産品の研究開発や公害対策などの「工業振興事業」、観光客受入れ体制の整備や観光振興ビジョンの策

定などの「観光振興事業」、従業員表彰やスポーツ・レクリエーションなどの「労務改善事業」など、多岐にわたるものである。

これらは、地域の総合経済団体である商工会にとって経営環境の整備改善という観点から重要な事業である。地区内の小規模事業者等商工業者が、共通する経営課題や環境条件に係る地域課題の追究、地域福祉の増進、さらにはこれらの団結した力によって、地域社会における社会的経済的地位の向上を図ることを目的としており、こうした観点からも、地域総合振興事業は、商工会と地域社会を結ぶ極めて重要な事業である。

地域商工業の総合的な改善発達のためには、経営改善普及事業の推進とともに地域商工業が立地している地域社会そのものを、全体としてより大きく、より豊かなものとしていく地域振興の取組は不可欠であり、全体的な地域振興の発展はありえない。特に、商工会地域の中小商業者は、地理的特性から地域住民が主たる消費者であり、過疎化等による地域人口の減少はそのまま商業者の顧客が減少することであり、事業に与える影響は極めて深刻である。

商工会が実施する経営改善普及事業が成果を上げるためには、経営改善普及事業と地域総合振興事業とを有機的に連携させ、商工業者及び地域の課題の解決に向けた取組を実施しなければならない。本会の商工会指導事業は、職員研修や適正化指導等指導監督に止まらず、商工会のこれらの取組を支援する側面を有するものである。

【対応済】

上記については、商工労働企画課において、10月12日の実地調査により確認した。

(商工会連合会)【監査意見】

(2) (事業者ニーズの掘起しとその対応について)

多くの執務日報を閲覧し、その中から単なる巡回でなく、経営支援活動とみられるものを抽出してカルテを閲覧、経営指導員へのヒアリングを行ったところ、事業者のニーズに十分対応できているとは言えない状況であった。

今後、巡回指導を徹底し、事業者ニーズをさら

(1) 事業者ニーズの把握とそれを踏まえた対応の必要性

平成24年度は、地域の事業者ニーズに即した商工会事業の実施を目的として、県内商工会の全会員を対象とした「会員ニーズアンケート」を6月に実施した。結果については、各商工会に還元し、アンケート結果を踏まえた巡回計画、及び巡回方法等の対応計画を立案する際の資料

報告書61ページ

につかんで対応する必要があるとともに、指導する立場にある連合会としては、各商工会の経営指導員の育成・能力向上のために一層の努力をする必要がある。

として活用する。

本会においても、総務委員会、理事会、会長会議でアンケート結果の報告と対応策について協議し、巡回指導の強化及び経営カルテの記載内容の充実を図るよう商工会に対して指導を強めている。また、アンケート結果を踏まえ「商工会マスタープラン ※」の見直しに取り組んでいる。

※ 商工会マスタープランは、合併後の商工会のあるべき姿を見据え平成19年度に作成された商工会の中期計画である。

対象期間は平成20年度から24年度で、本年度は計画の見直しを行う。

(2) 経営指導員の育成・能力向上に対する本会の取組等

事業者ニーズを分析的に実行していくためには、指導担当職員の育成と能力向上が必須であることから、意識改革、職務能力向上、専門性向上を柱とした教育研修体系に基づく職員研修を通じて指導育成に取り組む。

管理職研修では管理職の役割及び指導能力の向上を図るための研修内容に重点を置く。

経営指導員の研修では、資格取得、事業者ニーズの気づきとその助言方法等、自発的な能力向上に向けた取組の啓発を行う。

【対応済】

上記については、商工労働企画課において、10月12日の実地調査により確認した。

(商工会連合会)【監査意見】

(3) (連合会と各商工会の連携について)

連合会と各商工会のコミュニケーション不足や連合会のサポート及び指導の不足、また、これに対する各商工会側における履行不足がある。

経営カルテの記載や事務管理面に対する、連合会から各商工会へのサポートが不足しており、各商工会側では連合会から指導を受けたことに対する履行が十分ではない事例があった。

今後は連携をより深め、コミュニケーションを密にして、助け合ってやっていくことが必要である。

経営カルテの記載及び事務管理に関する指導及びサポートについては、平成24年度から下記のように対応している。

(1) 適正化指導等本会指導事項の徹底

適正化指導結果の通知に係る改善報告書における改善済み及び改善予定内容については、報告書をもとに意思疎通を密にして改善に取り組む。

(2) 本会と商工会との連携強化

計画的に商工会への巡回を行うとともに、コミュニケーションを図る場として、事務局責任者研修会及び広域指導課長会議等各種研修会において、それぞれの悩みやお互いの業務における課題解決のための時間を設ける。

【対応済】

報告書61ページ

| | | |
|---|--|-----------------|
| | <p>上記については、商工労働企画課において、10月12日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(商工会連合会)【監査意見】 (4) (各商工会のガバナンス上の問題点について) 各商工会にとって経営改善普及事業は、最優先の課題であるはずだが、理事会等でメイン・テーマとして議論されたことが議事録等で十分に確認できなかった。 理事会等においては単に巡回件数だけでなく、経営改善普及事業に関する実状を認識し、より戦略的な話合いが必要である。 監事の監査についても総じて指摘は少なく、深度ある業務監査、会計監査ができていないのか明確ではない。 各商工会のガバナンス上の問題であるが、連合会は商工会を指導する立場として、あるべき姿を明確に提示して、各商工会の適正化に努力すべきである。</p> | <p>理事会及び内部監査の充実に向けた取組について、平成24年度から以下のように実施している。</p> <p>(1) 監査の充実 監事及び会計理事を対象とした研修会を開催し、業務監査及び会計監査のあり方について指導する。</p> <p>(2) 理事会議事の充実 理事会における議論の充実を図るため、当該会議に諮るテーマ等の提供等、組織運営の活性化に向けた支援を行う。</p> <p>(3) 商工会運営の適正化に向けた取組 商工会長及び役職員を対象とした研修の実施、新チェックリストによる商工会への適正化指導、及び商工会の中期計画（マスタープラン）の改訂版において組織の目指すべき方向性を示す等により対応する。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、10月12日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書61ページ</p> |
| <p>(商工会連合会)【監査意見】 (5) (連合会による内部統制の整備について) 各商工会での内部統制上の問題点については、連合会は統一したルールを整備する必要がある。 例えば、領収書の管理、会員から共済掛金を預かる際の受領書の作成と管理、商品券の管理、未収会費の管理・督促、会計処理等については内部統制の統一した整備・運用が必要である。 商工会によっては会員との間で多額の現金受渡しもあることから、現金授受にかかわる管理は特に徹底しなければならない。 連合会は、各商工会での内部統制に係る合理的な方法を準備して、各商工会に対して指導することにより、統一的な内部統制の整備と運用に努めるべきである。</p> | <p>(1) 内部統制について 内部統制については、平成24年4月及び5月に事務局責任者を対象とした研修会を開催し、包括外部監査の指摘を受けて本会が作成した内部牽制要領の説明を行い、再度周知を徹底した。 今後も四半期ごとに開催する事務局責任者研修会、会長会議、及び監事研修会を通じて、更なる浸透を図る。</p> <p>(2) 事務処理のルールについて 領収証の取扱方法、未収会費の徴収・除却方法等の事務及び取扱要領については、商工会へ平成24年3月に通知を行った。その状況については、本年度の適正化指導、巡回等において確認する。 現金の授受については、振替及び振込への移行について事務局責任者研修会で周知するとともに、各商工会長にも現金取扱の縮小について依頼した。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、10月</p> | <p>報告書61ページ</p> |

| | | |
|---|---|-----------------|
| <p>(商工会連合会)【監査意見】 (6) (連合会の適正化指導の内容について) 連合会から各商工会への適正化指導は、チェックリストに基づいて実施されているが、実質的な指導が十分になされているとは言えない項目がある。</p> <p>特に、各商工会の指導員が実施した指導の内容にもう少し踏み込み、その質が高まるような適正化指導を行う必要がある。</p> <p>未収会費の計上が各商工会によって異なっており、連合会が十分な指導を行ってきたか疑問である。督促についても、ほとんどやっていない商工会もあれば、担当者が管理表を作成し、早めに督促をしているところもあった。</p> <p>また、各商工会に減価償却費を計上するように指導することも必要であった。</p> <p>連合会は適正化指導によって、良い事例を広め事務処理を効率的に統一していく必要がある、各商工会としても連合会の指導を受け入れていく必要がある。</p> | <p>12日の実地調査により確認した。</p> <p>適正化指導及び事務処理については、平成24年度から以下のように対応している。</p> <p>(1) 適正化指導の充実強化 適正化指導結果の通知に係る改善報告書における改善済み及び改善予定内容については、報告書をもとに連携して改善に取り組む。 減価償却の実施については周知済みであり、事務及び取扱要領については、前記のように商工会へ通知を行い、平成24年度の適正化指導、巡回等において確認している。なお、平成24年度の適正化指導の実施にあたっては、チェックリストの改正及び新たな実施体制により実施した。</p> <p>(2) 未収会費計上、減価償却処理の実施 前記のとおり、全商工会に対し処理方法を示し、改善の指導を実施した。</p> <p>(3) 会費督促について 前記のとおり、全商工会に対し処理方法を示し、改善の指導を実施した。</p> <p>(4) 事務処理の統一 減価償却や未収金の計上等の経理処理、領収書や小切手の取扱い等の事務処理について周知を図った他、管理職職員に対し内部統制の徹底、適正な事務遂行について指導を行った。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、10月12日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書61ページ</p> |
| <p>(商工会連合会)【監査意見】 (7) (経営カルテの記載について) 経営カルテや業務日報の入力について、各商工会に対して、十分なサポートとモニタリングを行う必要がある。</p> <p>いかなる情報を経営カルテに残すのか、まず記載すべき情報、残すべき情報のポリシーを明確にする必要がある。どこまで何を記載するのか標準形をわかりやすい形で示す必要があり、記載されたものに対して妥当か否か、改善すべき部分はどこか等の検討やフォローを行う必要がある。</p> <p>特に若い指導員の指導の質を上げるためにも、文書化する習慣は必要である。</p> <p>また、経営カルテの使い勝手に関して、商工会における現行の経営カルテシステムについては、</p> | <p>(1) 経営カルテ等の入力に関する指導及びサポート、並びにシステムの改善 新業務支援システムについては、平成24年3月に研修会を行い、4月から稼働中である。この新業務支援システム（改訂版経営カルテシステム）では指導課長等上席者による査閲を容易にする機能を付加し可視化を図り、本人へ自覚を促すとともに、商工会、商工会長、及び本会で情報を共有化する機能強化を図った。</p> <p>今後、会長会議、管理者研修等において、随時システムの効果的活用について周知するとともに、日常における管理状況の報告を事務局責任者に義務付けた。</p> <p>(2) 経営カルテ及び業務日誌の作成等恒常業務の管理について</p> | <p>報告書61ページ</p> |

| | | |
|---|---|-----------------|
| <p>以下の問題点があるため改善する必要がある。 ア 経営カルテ指導表が経営指導員や補助員等の職員ごとの切り口となっており、ある特定の事業者の過去からの指導履歴を見たい場合には、各指導員や補助員、記帳専任職員等のそれぞれの当該事業者ファイルを集めてみなければならず、利便性が悪い。 イ 上記アの状態に加えて、年度ごとのファイルとなっており、数年間の履歴を一覧するにはさらに煩雑となる。 ウ 上記アの結果、人事異動があった場合にはパスワード管理も含めて、現実的に過去の履歴検索を速やかに行うことができない。</p> | <p>本会では、適正化指導及び巡回の際に、事務局責任者によるチェック機能の強化及び個別改善内容の確認指導を行う。 (3) 経営カルテシステムの問題点の改善 監査意見アイウについては、現在稼働中の新業務支援システム（改正版経営カルテシステム）で機能を付加することにより改善対応した。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、10月12日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(商工会連合会)【監査意見】 (8) (会員数の確定について) 長期間納付が行われていなくても、先方から申出がない限り会員の脱退処理が行われていないため、会費未納のまま年月が経過し、実質的には会員とは言えない事業者についても会員名簿に記載される恐れがある。 会員名簿搭載の基準については、各商工会で異なっているケースもあることから、連合会において統一した基準を設けて、運用する必要がある。</p> | <p>未収会費の徴収・除却方法等の事務及び取扱要領については、平成24年3月に商工会へ通知を行った。その状況については、平成24年度の適正化指導、巡回等において確認する。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、10月12日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書62ページ</p> |
| <p>(商工会連合会)【監査意見】 (9) (記帳指導の位置づけについて) 記帳指導が非常に多い。記帳指導の目的は事業者の自計化と考えられ、そこに至る道筋をつけるためのアプローチの仕方を明確に準備し、各商工会に提示する必要がある。 記帳指導期間がいつまでも継続しているのは、業務が増え続けるばかりではないだろうか。</p> | <p>記帳指導に関する監査意見について、平成24年度から以下のように対応する。 (1) 記帳指導の事業目的の周知徹底について 記帳継続指導における記帳機械化事業の目的である「省力化、経営指標の把握及び的確な経営指導」について、商工会に対し周知徹底を行った。 本会は当該指導の進捗状況について定期的なモニタリングを行い、結果について各商工会に通知するほか、必要に応じ、担当職員、及び指導課長等事務局責任者に対する指導を行う。 (2) 記帳継続指導について 記帳継続指導については、県が定める経営改善普及事業等の実施方針「4 実施方法及び留意点(6)及び(7)」に従い、指導対象事業者の実情に対する十分な配慮及び税務当局並びに関係機関との連携により実施する。 商工会は税務協力団体として、青色申告制度並びに電子申告等の重点施策、改正税制の広報活動等、普及促進に取り組んできた実績があり、</p> | <p>報告書62ページ</p> |

これらと密接に関連する記帳継続指導については、適正な経理処理による財務書類作成、財務書類の分析結果に基づく定期的な経営状況の把握等、指導対象事業者にとって有益な経営支援であることから、記帳代行から記帳機械化への移行を推進する。

本事業の目標である事業者の自計化が促進される過程で、指導する側にもより高い指導技術が求められることから、当該指導業務を担当する経営支援員及び記帳指導職員を対象に、財務分析結果に基づく経営指導の実施を目的とした研修を行う。

【対応済】

上記については、商工労働企画課において、10月12日の実地調査により確認した。

(大分商工会議所)【指摘事項】

(1) (決算処理について)

決算処理について、経費支払は、出納閉鎖期間を設けて、期末をはさんで現金主義的に処理されており、会計基準に沿った処理ではなく問題がある。例えば当年度に係る経費について、3月に請求があり4月に支払った場合、4月に経費計上している。3月末に計上しているものがあるとしても、未払金勘定は計上されていないことから、このような場合は預金で調整しているようである。したがって、未払いであるにもかかわらず、(借方)経費 ××× (貸方)預金 ×××として処理されていると考えられ、その結果、期末時点で預金残高が実残高と相違することとなり、照合する上で望ましくない。

預金照合は内部統制上重要性が高いことから、現状のやり方を速やかに改善する必要がある。

当会議所は平成21年4月より平成22年3月にかけて、創立80周年を機に会員訪問活動において実施している。

このアンケート結果からわかることは、様々な経営課題に直面する会員企業が、その解決の手助けを現状の商工会議所の経営指導には求めているのではないかとということである。

このアンケート結果を受け止め、期待される経営改善普及事業、経営指導員を目指して、改革を行う必要がある。

平成24年度決算から出納閉鎖期間を設けず、発生主義による会計処理に改めることとする。

アンケート結果の、経営指導を商工会議所には求めているのではないかとする指摘については、経営改善普及事業の一環として実施している情報提供、講演会・講習会、定期巡回相談、融資制度、人材育成、商取引斡旋などの利用実績の回答を含めると50%を超えており、経営指導の潜在需要は高いものがあると考えている。

したがって、監査指摘を十分踏まえ、これまで以上に会員企業や地域の企業の期待に応えていくために、業務執行会議や経営指導会議、研修メニューなどの強化を図り、経営指導員の力量と組織力を高めていくこととする。

また、計画的な巡回指導を徹底することにより、企業の信頼醸成に努めるとともに、当所独自事業である「ビジネス何でも応援隊」(平成21年創設)、「IT&CMお助け隊」(平成23年創設)、「節電対策お助け隊」(平成23年創設)など、応援隊3事業に登録している約150名の外部専門家を有効活用しながら、高度化、複雑化、専門化、多様化する経営課題をワンストップで解決し、多くの成功支援事例を輩出することで、期待される経営改善普及事業を構築していく。

さらに、応援隊3事業実施に伴い、外部専門家を派遣する際には経営指導員の同行を義務付け、高度な指導ノウハウを実地に学ばせることで能力開発を図っていくこととする。

報告書63ページ

| | | |
|---|--|-----------------|
| | <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、8月28日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(大分商工会議所)【監査意見】</p> <p>(1) (経営指導員の配置について)</p> <p>本所のほか市内6箇所経営相談センターを設置しており、会計は統合されているものの、それぞれに経営指導員を配置している。経営支援という専門性が要求される業務については多くの事例の比較検討、指導員間でのディスカッションなどによってその能力が高められることから、各支所に所属する経営指導員を本所一か所の所属として、お互い切磋琢磨することによってその能力をより高めていく必要がある。</p> | <p>経営指導員については、昭和39年の合併後も、より利便性の高いサービスを提供するため、地域商工業者の身近な拠点である管内6ヶ所の経営相談センターに配置して、経営指導を展開してきたところである。</p> <p>1ヶ所の集約については、窓口が減少することにもなるため、相談来訪者へのサービスの低下をきたさない経営指導の方策について、商工業者の理解を得ながら再構築する必要がある、その点も踏まえて、今後、中期計画を策定したうえで、具体的に検討を行っていくこととする。</p> <p>なお、1ヶ所に集約するまでの間、毎月2回開催している18名の経営指導員全員による「経営指導会議」をこれまで以上に強化し、多くの経営支援事例を検証するなど、指導員間でのディスカッションを通して、資質・能力向上に努めることとする。</p> <p>【検討中】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、8月28日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書62ページ</p> |
| <p>(大分商工会議所)【監査意見】</p> <p>(2) (経営改善普及事業について)</p> <p>部会、委員会の活動も重要ではあるが、指導員は本来の業務である巡回指導との兼ね合いの中でバランスを取る必要がある。</p> <p>経営指導員のこれら部会活動に係る業務負担が重くなり、小規模事業者への巡回業務が十分にできないとなると問題がある。</p> <p>また、間接業務を縮減しても、実のある巡回指導件数が増えなければ、単に業務が軽くなるだけであり、効果を発揮できない。そのため、数値目標を定めて進捗管理を十分に行うべきである。ごく稀にしか訪問しない先からは信頼されることはできないと考える。</p> <p>現状は計画の立て方について統一した考え方が見受けられず、組織力において改善すべき点がある。</p> <p>業務日報、経営カルテに基づき、ヒアリングを行い巡回指導や窓口相談の内容を検討したが、中にはいまだ知識や経験が不足し、今後十分な教育、</p> | <p>経営改善普及事業については、監査意見を十分に踏まえ、平成24年度から計画的、かつ具体的な数値目標を定め、その進捗管理を徹底する。</p> <p>具体的には、本所の経営指導員8名が年間各300件、6ヶ所の経営相談センターに配置している経営指導員8名が年間各400件、合計5,600件の目標値を定め、巡回指導を展開する。</p> <p>一方、部会、委員会、青年部、女性部等の業務については、部会が業種特有の課題を有していたり、若手経営者や女性経営者が多くの悩みや課題を抱えているケースも散見されることから、経営指導員がこうした部会等の業務を担いながらも、積極的に巡回指導を展開する中で、課題解決に向けた取組を強化していくこととする。</p> <p>また、巡回指導を形骸化させないために、訪問先は予めリストアップしたうえで、経営カルテや業界情報を基に業種特有の現状・課題を事前調査し、巡回に臨むこととする。</p> <p>さらに、週一回、課毎に実施しているミーティングを「業務執行会議」に改め、巡回指導の進捗状況</p> | <p>報告書62ページ</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| <p>訓練を積まなければならないケースもある。また、先方との行事の打合せ等が主で巡回指導と呼べないケースもある。もちろん、マル経融資の斡旋や記帳指導（代行）等の業務もあり、特に記帳指導については経営指導の入り口と考えられることからそれなりの意義はあるが、これらのみで地場企業のニーズに対応した経営支援が行われ、補助金の十分な効果の発揮を見いだすことは難しい。</p> <p>週一回のミーティングは行われているが、経験の浅い経営指導員に対して十分な指導、教育を行うには十分ではない。巡回を行い、そこで現実の経営に触れ、話を聞き、経営者と一緒に考え、悩むことから始めるしかない。</p> <p>創業支援については窓口支援となることが多いが、ヒアリングや業務日報の閲覧などから創業相談は年間60件程度と考えられ、担当する指導員も知識・経験のレベルが高いことから、その能力を生かすためにも、可能な限り巡回を行いフォローアップする必要がある。</p> | <p>や訪問結果を報告するとともに、訪問先の経営課題や今後の具体的な支援方法を全員で協議するなど、本会議をOJTとして活用し、若手経営指導員の能力向上に努めることとする。</p> <p>進捗管理については、上述の「業務執行会議」を活用するほか、毎月2回開催の「経営指導会議」において、個人毎の巡回指導件数を報告するとともに、未達成理由や今後の巡回計画を協議するなど、実績を把握・検証し、最終的には目標を達成するよう努めることとする。</p> <p>創業支援については、創業者に対して四半期に1回、巡回指導を行うことで、創業後の経営が円滑に進むようフォローアップしていくこととする。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、8月28日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>(大分商工会議所) 【監査意見】 (3) (経営カルテの記載について) 経営カルテに記載された情報が支援先情報としては十分でなく、これによって経営支援に役立つとは言えない。中小企業の場合にはその沿革や後継者の有無、家族構成や資金繰り等を背景情報として認識していなければ、有効な経営支援を行うことは難しいが、現状このような情報が蓄積されたものとなっていない。また大部分のカルテが履歴管理の意味合いが強く、支援ノウハウの蓄積や課題の明確化、今後の方針の記録となっておらず、早急にカルテとして蓄積すべき内容の改善を行うべきである。</p> | <p>経営カルテの記載については、平成24年度から巡回指導や窓口指導の際、沿革、後継者の有無、家族構成や財務内容等の情報をヒアリングし、カルテに反映させるよう改善するものとする。</p> <p>また、今後は</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 経営課題は何か。 (2) 課題解決策として、何を（どのように）提案したか。 (3) 課題は解決したか。 (4) 今後の指導方針はどうするか。 <p>等を記録することを徹底するとともに、OJTのツールとしても活用していくこととする。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、8月28日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書63ページ</p> |
| <p>(大分商工会議所) 【監査意見】 (4) (記帳指導料収入の管理について) 相談部特会の記帳指導料収入については、台帳管理せず担当者ごとの把握に任せており、当該収入の未収管理について改善の必要がある。</p> | <p>平成24年4月より相談部特会の記帳指導料収入の台帳を作成し、管理職が未収管理する体制に改めた。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、8月28日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書63ページ</p> |
| <p>(別府商工会議所) 【指摘事項】 (1) (会計処理について)</p> | <p>平成23年度決算から、財産目録等関係書類に明示し、常議員会（6月14日開催）及び通常総会（6月</p> | <p>報告書64ページ</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| <p>預り金（源泉徴収の預り金等）が、1,841,992円、簿外処理となっている。</p> | <p>28日開催）において、報告を行った。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、9月27日の実地調査により確認した。</p> | |
| <p>（別府商工会議所）【監査意見】 (1)（経営改善普及事業について） ミーティングは週一回行われているが、若手の経営指導員へのヒアリングから、十分なコーチングが行われているとは言えない。中小企業相談所長は経営指導員の指導内容につき記録された書面を査閲し、指導内容の是非や指導員のコーチングに利用すべきである。</p> | <p>これまでの「巡回指導相談票」の即時査閲に加え、「窓口指導相談票」も同様とし、相談実施日の翌日午前中までに所長へ提出し、所長は内容によりコーチングを随時行うこととした。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、9月27日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書64ページ</p> |
| <p>（別府商工会議所）【監査意見】 (2)（会計処理について） 現金主義の会計になっており、未収、未払い等が反映されていない。</p> | <p>平成23年度決算より、簿外となっていた源泉徴収の預り金等について未収、未払いを計上し、常議員会（6月14日開催）及び通常総会（6月28日開催）において、報告を行った。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、9月27日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書64ページ</p> |
| <p>（別府商工会議所）【監査意見】 (3)（領収書の管理について） 領収書綴りの受払い簿がなく、書き損じの処理が適正になされていない。</p> | <p>平成23年11月より、領収書綴りの受け払い簿を備え、また書き損じ領収書も破棄することなく領収書に綴るよう担当者を指導し、上席者が事務処理の確認を行うなど、領収書運用の厳格化に努めている。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、9月27日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書64ページ</p> |
| <p>（別府商工会議所）【監査意見】 (4)（未収会費の管理について） 会費の未収については、特に督促等行っておらず、単年度で約2百万円の未収があり、3年分で約6百万円となる。3年間会費が未納であっても、会員からの申出があった場合や事業所がなくなっている等の状況でもなければ、会員名簿より削除することはしていない。その結果すでに実質的に会員でなくなっている会員として登録されているケースがあり、会員数が過大となってしまう恐れがある。</p> | <p>会費の未収については、平成23年度末に督促を実施し、回収に努めた。今後も未収会費の督促については、督促状の発送、未納者訪問を行い、回収に努める。また長期の会費未払い者については、他の商工会議所の対応事例を参考に、自主的脱退を勧めるなど未収会費の減少に努める。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、9月27日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書64ページ</p> |
| <p>（中津商工会議所）【監査意見】</p> | <p>従来から年間活動計画に伴う巡回活動を実施して</p> | <p>報告書64ページ</p> |

| | | |
|--|--|-----------------|
| <p>(1) (巡回訪問の目的について) 経営カルテの閲覧、指導員へのヒアリングから判断すると、巡回訪問の目的が、会議所の会員獲得等の営業色の強いものと言わざるを得ない。 商工会議所の活動、特に経営改善普及事業は、地域企業のサポートを通じて、その繁栄を手助けすることに主眼があると考えられ、県の補助金の目的もそこにある。 経営改善普及事業を強化することによってこそ、本当の意味での新たな会員の獲得や既存会員の維持が可能となるということを強く認識し、意識を改革して取り組む必要がある。</p> | <p>いるが、この度の包括外部監査を受け、これまでの巡回指導のあり方を見直し、巡回の目的と効果の明確化、単なる訪問活動や営業活動に偏らず、継続した経営指導を行うよう相談所の巡回マニュアルを新たに作成し運用している。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、11月8日の現地調査により確認した。</p> | |
| <p>(中津商工会議所) 【監査意見】 (2) (経営カルテの記載について) 相談案件においてフォローアップが行われず、そのままの状態が長い期間経過してしまっているケースがあった。先方の指導に対する考え方に基づくものであればよいが、計画性の欠如によるものがあることがうかがわれることから訪問計画の立案を工夫する必要がある。 また、経営カルテにどのような内容まで書き込むのか、会議所内でのコンセンサスが十分ではなく、カルテの記載が単なる訪問履歴になっているケースが大半であり、当該訪問先において把握した経営課題の記載やこれらに対する経営指導員の対応、その後の結果等、巡回指導における重要な要素の記載がなされていないものが多かった。 特に平成22年度は指導員が欠員したことから、多忙のため日報の記載が行われていないケースもあった。 このような場合には、経営カルテの記載も行われなざることとなり、カルテの履歴機能すら失われることとなる。また、融資相談案件において、提案を行った後、先方よりその顛末の連絡があったが、カルテに記載されていないケースもあった。 当会議所の場合には巡回訪問の件数というよりは、一件ごとの中身の充実が課題であり、経営カルテ記載の改善もその一環としてとらえる必要がある。</p> | <p>平成24年度から経営カルテ記載内容を「誰が・いつ見ても状況を理解できる」と定義し、カルテ記載の際には相談事項→対応→結果までが一連の業務の完了と位置づけ、経営指導した担当者が責任をもって経営カルテに記入するとともに、上席者がチェック及び指導を行い、経営指導の充実を図っている。 また、一つの事案が先方の検討事項や、結果が出るまでに日数を要する場合には、担当者が責任を持ってフォローアップを行い、上席者が進捗管理を行っている。 【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、11月8日の現地調査により確認した。</p> | <p>報告書64ページ</p> |
| <p>(佐伯商工会議所) 【監査意見】 (1) (経営改善普及事業について) 指導員の能力向上が経営改善普及事業の生命線であり、それは単なる机上の研修ではなく、継続</p> | <p>経営改善普及事業での対策は下記のとおり行う。 平成24年度4月より指導員の本来業務の専従体制を高めるため、所内全体で業務の見直しを図り、業務課を創設することにより経営指導員業務の軽減を</p> | <p>報告書65ページ</p> |

的な質の高い巡回によって可能となる。したがって、上席者は戦略的な視点に立って指導員の巡回比率を高めるよう人員配置等検討されたい。

経営カルテをもとに各経営指導員に面談を行ったところ、以下の点について早急に改善すべきと考えられる。

ア カルテの記載及び面談の内容から、事業者のニーズを十分に把握できておらず、またそれへの対応が不十分と考えられるケースがあった。

原因としては、経験不足や巡回不足による事業者との関係の希薄さ、経営カルテ等への記載が不十分なために事業者の情報が蓄積されておらず、巡回訪問の深度が浅いこと等の原因があると考えられる。

特に経営カルテの記載内容が、単なる巡回履歴となってしまうケースが多い。

イ 継続訪問を行っていたが、相談を受けたのち、次の訪問までに長期間空いてしまうケースがあった。巡回訪問に計画性を持たせることによって、時機を逃さない継続的な訪問が必要である。

総務委員会で会員にアンケートがとられている。これ自体は非常に良いことであり、事業の効果を把握するためにも必要と考えられることから、一定の間隔をあけて行うなど継続することが望ましい。

このアンケートにおいて、会員から期待されている佐伯商工会議所の今後取り組むべき事業として、経営指導関連事業の順位が決して高いとは言えない結果となっている。

経営改善普及事業は商工会議所の事業の大きな柱であるが、これがさほど期待されていないとなると当補助事業の存在意義にもかかわることから、会員から期待されるような巡回指導に積極的に取り組む必要がある。

そのためには指導員の能力向上が欠かせないため、現場主義を徹底させて、経験を積むことが欠くべからざる要件である。

(佐伯商工会議所)【監査意見】

(2) (未収会費の管理について)

未収会費について督促を行っていないため、未収金が過年度より蓄積されている。

3年以上経過している未収会費については、回収の可能性は低いと考えられる。

はかった。これにより経営指導員の巡回比率を高めることとした。

また、年間の巡回計画作成にあたり、訪問エリアを近隣エリアと遠方エリアに区分けすることで、平成24年度から遠隔地での巡回訪問を計画的かつ確実にを行い、事業者との関係を深めている。

一方、経営カルテの記載内容については、事業者の課題・問題、解決策、結果、今後の方針を詳細に記載し、上席者が確認と指導を行う。また所内ミーティングを行い、経営カルテの記載内容の充実にむけた研鑽と、現在アクセス中の事業者情報の指導員間での共有を図り、経営改善普及事業の充実に図っている。

総務委員会のアンケート等については本年も会員大会・地区別懇談会等で定期的に行う予定である。その中での経営改善の位置付けも、巡回指導の改善により充実させることで事業所(会員・非会員)に期待されるよう務める。そのためにも経営指導員の資質向上を行うため、中小企業支援ネットワーク強化事業のOJT等での巡回指導の能力向上を図る。

すでに、上記改善措置を講じ改善を図っている。

【対応済】

上記については、商工労働企画課において、10月26日の実地調査により確認した。

未収会費の督促については、相手先事業所に対して、平成24年2月～3月にかけて再度訪問することで未収会費の徴収改善に努めた。

また3年以上の徴収不能の会員については、会費納入の意志等を確認のうえ、自主的な脱会をお願いし、名簿の是正に努めた。

報告書65ページ

| | | | |
|------------------------|---|--|-----------------|
| | <p>事業者と交渉して回収の見込みがないものについては、実質的な会員の要件を満たすか否か検討を行い、会員名簿登載の可否を検討する必要がある。会員数の開示は実質的な会員であるべきと考える。</p> <p>今後は会費の督促は確実にを行い、その際、マイナスの業務と考えずに未収に至る経緯や会議所に対する不満等も十分に把握して今後の運営に役立てることが重要である。</p> <p>未収管理台帳が年度別に分かれて作成されており、累計残が直ちに把握できないことから、会員ごとに累計残がわかり、総合計も直ちに判明するような台帳に変更するべきであり、入金も自動振込みに切りかえていく必要がある。</p> | <p>未収管理台帳の整備については、平成24年4月より累計残を繰越し計上する方式の台帳に整備し、総合計を把握できる方式へと改善した。</p> <p>また平成24年度より、これまで実施していなかった会費の口座振替に一部移行したことで、会員定着率が向上したと考えられるが、残りの会員についても順次口座振替の移行を促していく予定である。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、10月26日の実地調査により確認した。</p> | |
| | <p>(佐伯商工会議所) 【監査意見】</p> <p>(3) (領収書の管理について)</p> <p>未収金の消込みと現金の取扱いを分けることや領収書の管理を徹底することによって、最低限の内部統制を整える必要がある。</p> <p>領収書については管理状況が悪く、管理簿がないことや連番が付されていない綴りがある。また、会計担当者の印がないため、実際にチェックがなされたのか判明しない状態のものがあった。早急に改善する必要がある。</p> | <p>平成24年度4月より領収書の管理については、未収金の消込み作業と現金の取扱いに関しては担当者と会計係に分担したうえ、所属長がそれをチェックし、押印するようシステムをより厳格化した。</p> <p>また領収書発行については、平成24年度より管理台帳を整備し、担当者別、会計種別ごとに連番をつけた領収書を年度ごとに発行し、年度末に回収するようにした。また、押印欄も各会計所属長の押印欄を設定することにより、管理体制をより強化した。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、10月26日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書65ページ</p> |
| <p>大分県中小企業団体中央会補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (報告書を活用したOJTについて)</p> <p>上席者が指導員に対して、これまで以上に積極的にOJT(オンザジョブトレーニング：職場での訓練)を行う必要があり、中央会として組織的にその実行状況をモニタリングする必要がある。</p> | <p>日常の巡回指導において、若手指導員に課長または上席指導員が同行し、組合への指導・支援の状況についてチェックし、必要に応じて助言している。</p> <p>また、巡回指導の結果を「指導報告書」にとりまとめ、専務理事まで回覧することにしており、各段階で説明を求めたり、質問をすることで、現場で指導した点を再度フォローアップし、必要な知識や技術を修得させている。</p> <p>さらに平成24年度より、実際の指導事例に基づき、若手・中堅指導員に対して、上席指導員が基礎的な組合指導業務(組織化、組合会計等)について10回の研修会を実施し、その実施状況については、課長会議に報告し、効果、改善点のチェックを行う。</p> <p>【対応済】</p> <p>上記については、商工労働企画課において、10月30日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書67ページ</p> |

| | | | |
|------------------------------|---|--|-----------------|
| | <p>【監査意見】 (2) (報告書の記載内容について) 報告書の記載内容についても改善すべき点が多い。報告書については実績報告でもあり、情報の蓄積のためのツールでもあり、上席者が部下の報告書を査閲することによって、その指導のための重要なツールともなることから、記載内容について、特にその明瞭性に注意して記載するよう対処されたい。 また、支援の内容では、申告や決算等の入口支援にとどまっているものもかなりあり、未だ不十分と考えられることから、報告書の記載についても、正確性、明瞭性などについて改善し、それを上席者が十分に査閲することによって、指導の品質を高める必要がある。 組合という特殊な領域で専門性を発揮して会員等にサービスを提供する組織は中央会を措いて他にないことから、巡回指導をさらに充実・強化して補助金の効果を発揮するとともに、地場の中小企業、組合に一層の貢献をしてもらいたい。</p> | <p>指導報告書は、これまで指導員が巡回指導等により収集した組合情報の蓄積であり、各組合が抱えている問題点の発見、ニーズを把握するための重要な資料である。 職員全員が情報を共有し、いつでも誰でも会員組合の要請に対応できるようにするため、指導報告書の記載内容については、各指導員が意識して明瞭、詳細に記載するとともに、上司は内容を確認し必要に応じてヒアリングを行うなど、内容の明瞭性に留意している。 指導項目の中でも特に重要と思われる事項については、別途「組合カルテ」に記載し、情報の共有化を図っている。 組合支援については、管理運営面のみならず、業務・経営面にまで踏み込んだ指導ができるよう、中央会内の研修を充実するとともに、全国中央会や中小企業大学校等外部研修等を活用し指導員の能力向上に努めている。 今後とも巡回指導をさらに充実・強化して、組合及び組合員が抱えている課題を把握し、必要に応じて関係機関と連携した支援を行う。 【対応済】 上記については、商工労働企画課において、10月30日の実地調査により確認した。</p> | <p>報告書67ページ</p> |
| <p>大分発ニュービジネス発掘・育成事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (開催費用の検討について) 平成22年度の審査・開催に係る事務経費の主な内訳は以下のとおりとなっている。 ア 審査委員等への謝金 1,435千円 イ 審査委員等への旅費 412千円 ウ 予備調査委託費 800千円 エ 技術評価委託 1,837千円 審査・開催事務経費が7,044千円と補助金の3分の1を占めており、非効率的な事業になっている。</p> | <p>ビジネスプランの「目利き」は本事業の重要な要素であることから、事務費の大半を占める審査経費には相応の費用がかかるが、応募案件の予備調査の見直しや、事務費の執行の適正化などにより、徐々に経費削減を図っている。今後も「目利き力」を損なうことなく経費削減に努め、運用の更なる効率化を図っていききたい。 【対応済】</p> | <p>報告書68ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (2) (効果の検討について) ニュービジネスは、研究開発から有能な人材の確保、販路開拓などさまざまな経営課題を抱えているものが多く、ビジネスリスクが高い。そもそもビジネスは創業者がリスクを背負った上でリターン獲得を目指すものであり、売上の獲得に要す</p> | <p>投資額に見合った成果については、今回の監査後に新規取引が成立し大きく売上高を伸ばす企業が出てくるなど、成長を続けている企業が見られることから投資額以上の成果が見込まれる。また、受賞後に売上高または雇用者数を増加させた企業を成長と見ており、直近では約55%が成長していることから、リスクの高いベンチャー企業に対する支援として一定</p> | <p>報告書68ページ</p> |

| | | | |
|------------------------------|---|--|-----------------|
| | <p>る費用は、本来は直接的な受益者となり得る起業家が負担するものである。しかし、ニュービジネスに関する民間による支援が遅れている本県において、県としては側面支援を行う意義が大きいとみて当該事業を実施している。</p> <p>創業者のリスクの一部を公金で負担する以上、その効果は創業者のみならず、県民も何らかの形で享受できるような高い効果が求められる。グランプリは、マスコミ等に取り上げられやすく、県や企業としてのPR効果も一定程度はあるであろう。しかし、全体としてこれまでのところ、投資額に見合った成果は把握できなかった。ベンチャー支援については、単発的な支援だけでは成果を上げるのは容易ではないと思われる。今後も、受賞企業に対してフォローアップを継続するとともに、地道な支援を行っていく以外はない。</p> | <p>の成果を収めていると考えている。これは、厳正な「目利き」とその後の定期的な企業訪問等での助言によるものと認識している。</p> <p>平成23年度からは、県外へのマーケット開拓等のマッチング支援を行うなど、受賞企業に対する支援強化を図っているところであり、今後も効果的なフォローアップや支援を地道に続けていきたい。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>中小企業経営革新対策費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (目標設定と事後の検証について)</p> <p>リターン(売上)の獲得を図る企業は、リスク(コスト)をその企業自ら負担するのが当然であり、コストを補助金で賄うということは、リスクを県民が負担していることになる。</p> <p>補助金が企業の経営革新に有効に利用され、やがては県民もその利益を享受できるよう、県は継続したフォローアップ及び検証を行っていく必要がある。</p> | <p>県では、これまでも補助事業者に対して、アンケートや現地調査を通じて補助金の効果や経営革新の取組状況の把握を行うとともに、経営課題解決のための研修や相談助言などのフォローアップを行ってきたが、監査意見を踏まえ、平成24年度からは、補助事業者に対して販売促進計画に数値目標を記載させるようにしており、これを基に更なる検証と効果的なフォローアップに繋げていくこととしている。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書70ページ</p> |
| <p>大分県工業技術高度化推進事業費補助金交付金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (補助事業の見直しについて)</p> <p>大分県は大分県工業団体連合会に対して平成19年度に3,457,000円の補助金を交付して以降、平成22年度まで補助金は出していない。これは平成20年度以降は大分県工業団体連合会が上記の補助対象事業を実施していないためである。</p> <p>この補助金の枠組みが現在の県下工業関係機関の実情にそぐわない部分があるのではないかという観点から、要綱の見直しを含めて検討すべき時期に来ていると言える。</p> | <p>当該補助金については、大分県工業団体連合会の事業実施体制が縮小したため補助事業を実施できず、補助金の交付に至らなかった。一方、同連合会は平成25年4月に新団体に移行することとしており、移行後には機能回復が期待できるため、平成25年度に要綱の見直しを行う。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書72ページ</p> |
| <p>中小企業情報化推進事業費補助金</p> | <p>【指摘事項】</p> <p>(1) (県派遣職員の人件費負担について)</p> <p>県派遣職員に係る一部手当等が、県補助金として支出されている。</p> <p>平成22年度に交付された23百万円の補助金のうち、12百万円は管理運営事業の管理運営費の費用</p> | <p>県派遣職員に係る人件費負担については、指摘を踏まえ、補助金の透明性を高めるため、平成23年度から、県派遣職員の一部手当等に対する補助金支出を行わないこととした。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書73ページ</p> |

として支出されている。

交付要綱によると、管理運営事業とは、ホームページ「コロンブス」の運営や、中小企業への情報提供、月刊誌「創造おおいた」の作成等の事業を達成するための管理運営事業とされている。しかし、管理運営費については、具体的な経費の内容は何ら定められていない。

管理運営費12百万円の内訳をみると、県派遣職員の一部手当等（通勤手当、勤勉手当、共済費（事業費負担））であることがわかる。

県派遣職員の人件費については、法律や条例で以下のようになっている。

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第六条第一項によると、地方公共団体は派遣職員には職員派遣の期間中、給与は支給しないとされている。

派遣職員は派遣先の業務を行うのであるから、その人件費は当然に派遣先が負担するというのが原則である。しかし、同条第二項においては条例で定めるところにより派遣元である地方公共団体が給与支給できるものとされている。これは、派遣先での業務が、地方公共団体の委託業務や共同業務、地方公共団体の事務の支援・補完にあたる業務として地方公共団体の施策の推進が図られる場合に限り、実質的に地方公共団体の一業務であるものと判断し、派遣元である地方公共団体が条例で定めることにより、給与支給できる「例外規定」である。

大分県では、法律第六条第二項に該当する場合には、公益法人等への職員の派遣等に関する条例第四条により、県が派遣職員の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当を支給することができるとしている。

したがって、平成21年12月10日における、自治体による、派遣職員の給与支給方法に関する最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。

下請企業振興事業費補助金

【指摘事項】

- (1) (管理部門職員の人件費について)
- 下請取引あっせん事業は、(財)大分県産業創造機構の取引振興課で行われているが、総務課のプロパー職員1名の人件費の全額が当該事業補助金から支出されている。
- 機構の辞令では当該職員は、総務課と取引振興

指摘事項を踏まえ、平成23年度執行分では総務課との兼任職員1名分の人件費を補助対象外とし、一部支払い済みの補助金は返納手続を行った。今後は、取引振興に係る業務のみを補助対象とするとともに、合理的な配賦基準の設定について具体的な取決めの協議を行った結果、取引振興課職員の総務課との兼任を解除したうえで、下請企業振興事業に係る

報告書74ページ

課の双方の主任を兼任するものとされているが、組織図を見ると当該職員は総務課に記載されているものの、取引振興課には記載されていない。

総務課職員の人件費については、補助対象事業である下請企業振興事業にあたらないため、補助金の対象とならず、下請企業振興事業に係る業務についてのみが補助の対象となる。

そこで、当該職員の両課における業務時間が問題となるが、機構及び県では総務課と取引振興課において、それぞれの程度の勤務時間や業務量があったかということを検討していない。

下請企業振興事業に係る会計伝票等（旅費経費等）を閲覧したところ、当該職員が同事業に係る業務を行った形跡が、他のプロパー職員と比較して少ないとみられ、総務課の業務についても相当な時間を割いていることが推察される。したがって、補助対象ではない総務課業務に係る人件費相当分まで補助されている可能性が高い。

今後、県及び機構は業務の実態を明らかにした上で、補助対象事業と異なる事業（業務）を行う兼務職員については、当職員の人件費総額を勤務日数や作業量等を加味する等して合理的な配賦基準を設定して、補助対象事業に係る人件費のみを補助するよう改善するべきである。

業務を行うこととした。
【対応済】

【監査意見】

(1)（発注企業の登録数について）
発注企業の登録数が平成22年度はわずか1件となっている。

あっせん成立件数を変化させる主な要因として次の4つが考えられる。

- ア 景気動向
- イ 県外企業からの発注件数の増減
- ウ 登録発注企業の増減
- エ 1企業あたりの発注件数の増減

平成22年度（単年）の登録企業数をみると発注企業1（受注企業11）となっており、平成21年度から平成22年度にかけてあっせん成立件数は増加している。

確かに景気動向、経済状況は非常に厳しく、成果を求められるのは大変であるが、経済状況が良くなれば、数値が高まるのはある意味必然であり、補助金が入るからには厳しい環境においてこそ、中小企業の役に立てるように、下請取引のあっせん成立確保のために発注企業数の獲得に努められ

監査意見を踏まえ、発注増加が期待される好調な業界を集中的に訪問するなど発注企業の開拓に引き続き取り組むと共に、例年実施している「九州合同広域商談会」（年2回）や中小企業テクノフェア（年1回）、発注企業現地展示商談会（年1回）においても指導員によるきめ細かいフォロー等により取引成立増加に努める。
【対応済】

報告書75ページ

| | | | |
|-----------------------------|---|--|----------|
| | たい。 | | |
| 大分県中小企業新製品・新技術実用化開発支援事業費補助金 | <p>【指摘事項】</p> <p>(1) (補助対象経費の処理について)</p> <p>県は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」「大分県中小企業新製品・新技術実用化支援事業費補助金交付要綱」に基づき、「新製品・新技術実用化支援事業に係る補助金の手引き」を作成し、補助事業のスケジュールや補助金の制度、補助事業の経理などを記載している。</p> <p>補助事業の経理については、県の会計事務処理の方法に準じているものや、過去に行われた会計検査院の現地検査で指示された事項等をもとに、補助対象経費や取引方法について一定のルールを定めている。</p> <p>平成22年度の交付先から提出された事業実績報告書を閲覧したところ、以下の点について不備があった。</p> <p>ア 現金払いについて</p> <p>現金払いによる領収書は、支払証拠能力が低いと少額でも現金払いは禁止されているが、事務庁費に区分される消耗品関係の支出について、代引きによる現金取引が行われていたり、領収書から判断する限り現金決済されているとみられる取引が検出された。</p> <p>イ 他の取引との相殺による支払について</p> <p>補助対象経費の支払を明らかにするため、他の取引との相殺による支払は禁止されているが、テスト板制作費に係る領収書の中に他の取引と相殺されたことが記されているものがあった。</p> <p>担当部局としては、交付先が手引きに沿って適切な処理を行っているかきちんとチェックした上で、必要に応じて交付先に修正を促すよう指導すべきである。</p> | <p>指摘事項を踏まえ、平成23年度執行分より全ての交付先企業を訪問し、個別の支出について事業担当者および経理担当者にはアヒアリングを行い、適切な処理を行っているかをチェックしている。また、修正が必要な事項については指導を行うこととしている。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書76ページ |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (補助金の効果について)</p> <p>県は、平成18年度から平成21年度までの製品開発支援事業交付先(12件)を訪問し、ア事業化の有無及びイ事業の成果を聞き取りしている。</p> <p>当該補助金の目的は、新たな事業展開や製品の高付加価値化、事業化に直結する新製品・新技術の開発の一部に対して補助を行い、地場産業の活性化、地域中小企業の振興を図ることを目的にし</p> | <p>監査意見を踏まえ、平成24年度から審査において、事業化による経営改善や取引企業の拡大等を評価対象とする。採択後についても担当者が交付先と定期的に連絡をとり、事業の進捗状況を把握し、必要に応じて指導を行うこととする。また、事業終了後も事業化状況の報告を受け、必要に応じて指導を行うなどの手段により、本事業の成果を高めることとする。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書76ページ |

| | | | |
|--------------------------------|--|--|-----------------|
| | <p>ている。そのため新製品・新技術の開発の助成そのものに目的があるのではなく、あくまでも地場産業の活性化・地域中小企業の振興ができてこそ意義がある。したがって、補助金の効果は事業化の有無だけでなく、事業化による経営改善や取引企業の拡大等を評価対象とするべきである。</p> <p>そこで、上記イを見ると、経営改善の実績がないところが目立ち、地場産業の活性化や中小企業の振興につながっているとは明確に判断できない。</p> <p>確かに景気動向、経済状況は非常に厳しく、その中で成果を求められるのは大変である。しかし、経済状況が良くなれば、地場産業も潤うことはある意味必然であり、補助金が入るからには厳しい環境においてこそ、地場の中小企業の役に立てるような施策を行っていくことが求められるのではないだろうか。</p> <p>したがって、採択に当たっての審査とその後のフォローを十分に行うことによって、事業の成果を高める努力を行う必要があり、これができなければ当該事業については、見直しを検討すべきである。</p> | | |
| <p>次世代電磁力応用技術 開発事業費補助金</p> | <p>【指摘事項】 (1) (県派遣職員の人件費負担について) 県からの業務援助職員が財団法人大分県産業創造機構に派遣されているが、派遣業務職員に係る一部手当等が、県補助金として支出されている。給与においては、県からの支給が法第六条二項により例外的に認められるのは、条例で規定されている、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当である。 平成21年12月10日における、自治体による、派遣職員の給与支給方法に関する最高裁決定の趣旨に沿ったものとなるように見直す必要がある。</p> | <p>県派遣職員に係る人件費負担については、指摘を踏まえ、補助金の透明性を高めるため、平成23年度から、県派遣職員の一部手当等に対する補助金支出を行わないこととした。 【対応済】</p> | <p>報告書77ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (1) (成果指標について) 特許出願件数が成果指標になっているが、特許出願を行っただけでは特許権の取得はできない。JSTが行った当プログラムについての中間評価では、「地域への成果移転に対しては成果をノウハウとして保有するだけでなく可能な限り特許として権利化することが望ましい」とされている。 一方、特許権の取得には、出願のみならず審査の請求を行う必要がある。権利化するためには通</p> | <p>平成24年度から特許出願件数に加えて、審査請求の件数及び権利化された件数についても成果指標とする。 【対応済】</p> | <p>報告書77ページ</p> |

| | | | |
|-------------------------------|--|---|-----------------|
| | <p>常、相当の時間が必要であるが、特許出願を行っただけでは、研究によって地域に価値の高いものが生み出されたかどうかを認識することはできないことから、今後は出願件数に加えて、審査請求の件数及び権利化された件数についても成果指標として加えるべきである。</p> | | |
| <p>おおいた地域資源活性化基金運営費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (事業の効果について) 平成20年度から平成22年度までの基金助成事業の申請・採択・事業化の状況を見ると、倍率は130分の50とわずか2.6倍であり、結果的には3件に1件の申請者が7,500千円～15,000千円の経費補助を受けることができる状況であることから質の低下が懸念される。対策としては、基金事業の存在を県内にもっと広く周知させることで、申請者数の増加を図ることであり、そのことが事業効果の増進に結びつくと考えられる。 したがって、これまで以上に基金事業の周知徹底に努めるべきである。</p> | <p>平成24年度に地域資源の見直しを行い、鉱工業品6項目などを新たに追加し、県や県産業創造機構のホームページ、商工団体を通じて周知に努めた。その結果、7月の基金事業の公募では26件の応募があり、事業を導入した第1回以来の応募数となった。評点も全体的に上がっており、鉱工業品の追加が申請者の事業計画のレベル向上につながったものと思われる。今後は、監査意見を踏まえ、中小企業への更なる情報提供を図るため、県の地方機関や市町村を通じて企業などへの周知（対象企業への声かけなど）に取り組んでいきたい。 【対応済】</p> | <p>報告書78ページ</p> |
| <p>大分県自動車関連産業新規参入促進事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (成果指標と今後の事業の進め方について) 県はダイハツ関連の2次メーカーとして新規参入、または取引拡大した会員企業の件数を成果指標としている。しかし、会員企業の件数ではなく取引高（金額）の方が費用対効果を図る上で重要であるため、効果指標の見直しを図るべきである。 また、取引については、経常的な自動車部品関係の取引、一時的な設備関係の取引があるため、取引高総額のみでは、かえって年度間の比較可能性を難しくするものと思われることから、部品・設備の各取引高及び総額の両方を表示するのが望ましいと思われる。 さらに、県が指標とした取引件数の中には設備運搬・電気工事など、メーカーとの取引であっても自動車関連産業に係る技術力等の底上げとは直接的に関係ないものも含まれていたが、今後はこのような取引については評価の実績に含めないよう検討すべきである。 県内企業が参入することによって、当該企業の将来の成長に結びつくことが重要である。県内企業が付加価値の高い取引に参入できるように、参入する領域を戦略的に検討して事業を進められたい。</p> | <p>成果指標を取引額とする場合、部品関係は一度取引が始まると、部品にもよるがモデルチェンジ（概ね5年程度）があるまで取引は継続するため、成果としてはその総額となる。そのため、成果として成約後にその部品の取引額がどうなったかを企業に聞く必要が生じるが、企業秘密等との関係もあり実務上実施が困難であるため、成果指標を自動車関連の取引成立件数とする。 また、自動車関連産業は部品など直接自動車生産に関するもののみに限らず、生産設備やその関連部品など幅広い分野が関わっている。なお、電気工事など自動車生産と関係が薄いものについては、実績から除外することとする。 今後は、改善提案力・技術力向上の取組などを通じ、より付加価値の高い製品に対応できる企業を育成していく。 【対応済】</p> | <p>報告書79ページ</p> |

| | | | |
|-------------------------------------|---|---|-----------------|
| <p>大分県L S I クラスタ ー形成推進会議負担金</p> | <p>【監査意見】 (1) (推進会議の効果について) 「付加価値額」及び「事業費に対する成果額」の2つの指標を検討したが、現段階では当事業の大きな効果は把握することができなかった。 負担金については、研究開発補助が大きなウェイトを占めているが、研究開発に関しては企業間等の秘密保持の問題もあり、大きな効果を得るのが難しいということもあるため、今後は、将来を担う人材育成の方に力を入れて、成長する機会を確保していく方が望ましいと考えられる。</p> | <p>研究開発は県内企業の競争力強化の源泉であることから大変重要な取組と考える。また、企業間の秘密保持の問題はあるにせよ、成果報告会を開催し、成果の波及を図っている。さらに、企業連携も含む産学によるワーキンググループによるものを対象としており、企業力の底上げに繋がる取組であることから今後も積極的に支援する。 また、人材育成は、企業力向上に重要であることから、研究開発とあわせセミナーや人材ネットワークを更に広げる取組を積極的に進める。 【対応済】</p> | <p>報告書80ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (2) (成果指標の見直しについて) 事業の成果指標が研究開発件数となっているが、現在の枠組みであれば目的の達成度を図るためにも、上記で検討した会員企業の県内外との取引高や事業化の件数、県内電子部品・デバイス・電子回路製造業の一人当たり付加価値額等を効果指標にすべきである。</p> | <p>研究開発による売上増や費用低減など金銭面での成果の把握も引き続き行っていく。 成果指標は研究開発における金銭面での成果があった件数（事業化件数）と販路開拓における成約件数の合計件数とする。 【対応済】</p> | <p>報告書81ページ</p> |
| <p>プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (事業のあり方について) 当該事業の特徴として、機構内部の職員人件費の割合が高い事業であることが挙げられる。相談マネージャーの人件費と補助職員の人件費が4,706千円と補助金額の77%を占めている。また、職員等の旅費も255千円と総額の4%を占めている。 これに対し、専門相談員（外部）の利用度が低い。相談記録を見ると、新商品の開発助言や税務相談など専門的な相談業務が行われている。専門家に1回あたり20千円の報酬が支払われることになっており、平成22年度はわずか35回の利用に留まっており、700千円は総額の11%である。 実施した業務の記録をもとに、マネージャーと個別に面談を行ったところ、経営支援という意味では一定のレベルを維持しており、中小企業の相談業務をこなしているという印象を受けた。 しかし、あまりにも少人数であり、今後も組織的な対応ができるかという疑問を感じずにはいられない。内部職員の数は予算額に応じて限られるため、あらゆるニーズに応えられる質の高い職員を自前で確保するのは容易ではない。しかも、内部職員の知識・技術の向上を図ろうとすれば、それに係る研修コストも発生する。限られた財源</p> | <p>県内中小企業の経営・技術等に関する多様な支援ニーズに対応し、質の高いサービスを提供するため、相談マネージャーや専門相談員による相談対応に加え、高度・専門的な経営課題に対しては、大分県産業創造機構に登録している約350名の外部専門家の中から課題ごとに適切な専門家を選定し、企業に派遣することにより課題解決を支援している。（なお、この補助事業の他、国の専門家派遣事業等も活用して、外部専門家を派遣している。） また、相談内容によって、商工会議所等他の支援機関で対応の方が企業にとってより効果的なサービスを受容できる場合は、当該支援機関に引き継ぐことも行っており、今後もより一層の連携を図っていく。 【対応済】</p> | <p>報告書81ページ</p> |

| | | | |
|---------------------------|---|--|-----------------|
| | <p>の中で、質の高いサービスを提供するには、外部の専門家の積極的な活用が求められるとともに、中小企業に対する相談業務を行っている商工会議所等とのより一層の連携が必要となってくる。</p> | | |
| <p>省エネルギー等導入対策事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (成果指標の見直しについて) 現在は、設備導入支援件数を事業の成果指標に上げているが、補助金の目的である経費削減と二酸化炭素排出削減効果は定量的に評価できるため、当該事業による二酸化炭素や経費の削減効果などを指標とするのが望ましい。</p> | <p>当補助金については、平成22年度から、事業実施年度の翌年度及び翌々年度の温室効果ガス削減量について報告を徴収することとしている。当事業は23年度をもって終了したが、平成22年度及び23年度の事業実績については、温室効果ガス削減量を指標として事業を評価することとしたい。 【対応済】</p> | <p>報告書84ページ</p> |
| <p>省エネ・高効率型産業創出事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (審査の基準について) 可能性調査の補助対象を採択する審査において、研究テーマについては、国立大学法人や独立行政法人科学技術振興機構、大分県産業科学技術センターらの職員等、学部有識者で構成される審査会で評価・採点を行い、その結果を踏まえて採択案件が決定されており、審査は書類選考及び申請者からのプレゼンテーションにより行われる。 審査基準は、ア研究内容 イ事業化の可能性 ウ研究体制 エ実施の確実性 オ県内経済の活性化という5つの項目について評価し、採点が行われ、各項目にはそれぞれ一定の配点があり、1審査委員が1件あたり100点満点で評価することとされている。 ところが、採択基準の点数は明確化されておらず、例えば平成22年度においては、結果的に平均51点のテーマが採択され、平均48.9点のテーマが不採択になっている。この51点という数字がはたして採択に値するものなのだろうか。客観的には必ずしも評価の高い点数とはいえないと思われる。それほど高くない点数でも採択されるのは、可能性調査枠が2件とあらかじめ設定されているため（予算時）、審査時に配点の上位2件が自動的に採択される仕組みとなっていることに原因があると考えられる。したがって、この方法のみでは点数の低いテーマも採択される可能性がある。公金で企業等の研究開発を行う以上、各審査項目（ウを除く）において、評価の高いテーマが採択されるように採択基準を明確にする必要がある。 つまり、審査基準に相対的評価基準のみならず、一定の点数以上を要する絶対的評価基準（例えば</p> | <p>審査委員の評点の平均点が50点以下であった場合は不採択とするという絶対的評価基準を設け、評価点数の低いテーマが採択されることのないよう選定基準の見直しを行った。 【対応済】</p> | <p>報告書84ページ</p> |

| | | | |
|---------------------------------|--|---|-----------------|
| | <p>70点以上)を設け、評価点数の低いテーマが採択されることのないよう選定基準を見直すべきである。</p> | | |
| | <p>【監査意見】 (2) (補助率の見直しについて) 企業が行う研究開発による果実は、一義的にその企業自身が受けることになるものであり、研究開発に係る費用は、本来は企業が負担すべきものである。企業自身も研究開発に関する人件費を負担しており、その面でリスクを負担しているという話はあるが、人件費は通常固定費化しており、当該研究開発を行っても行わなくても発生するものであることから、それほどの負担とはならないと考えられる。 問題は自己負担率の低い研究開発の場合、成功する可能性が低いものまで行われてしまう危険性があるということである。このことからすると10分の10という補助率は高いものである。企業が適切なリスクを負担して研究開発を行うよう今後は補助率の引下げを検討されたい。</p> | <p>本研究開発補助金は、次世代電磁力のコア技術を活用した産学による共同研究に対する助成である。現在、JST((独)科学技術振興機構)の支援を受け、電磁力技術の拠点作りが着実に進んでる中、当技術の地場企業への成果移転が重要な課題となっている。地場企業にとって自社内の限りある資源を使った研究開発の取組には、人的資源、設備投資、財務基盤などの面において大きなリスクがあり、特に電磁力技術については、これまでに類のない高い新規性や独自性を持った技術分野であるため、行政の十分な支援なしでは成果移転が図れない状況である。また、研究開発内容については、専門審査会で十分な審査を行うこととしており、引き続き、10分の10という補助率で支援していきたい。なお、本事業は今年度で終了予定であるが、今後新たな事業立案に際しては、今回の監査意見を十分に踏まえていきたい。</p> <p>【対応困難】</p> | <p>報告書85ページ</p> |
| <p>大分県太陽電池関連産業研究開発モデル事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (対象範囲について) 同事業の公募要領からみると、補助予定件数は2件程度とされているが、応募件数も2件であることから、応募対象が極めて限定的であることが想定される。応募件数が少ない理由は以下の点が考えられる。 ・対象先が半導体関連の中小企業に限定されていること ・対象先が県内に主たる事業所を有する半導体関連の中小企業に限られていること ・中小企業にとって、太陽電池分野への参入が容易ではないこと 当該事業の目的が「太陽電池産業の県内への集積」ということであれば、県内企業のみを対象にする必要性和、半導体関連の中小企業に限定する必要性は高くないものと考えられる。 また、中小企業による太陽電池分野への参入が容易ではない場合には、太陽電池のみに特定することなく地熱や風力を含めた自然エネルギーという広い範囲でニーズを把握して補助事業を行っていくことも検討するべきではないか。</p> | <p>当該事業は、県内企業の成長が見込まれる太陽電池関連産業への参入を促進するために開始した事業であるが、平成23年度で終了し、平成24年度からは、温泉熱や風力も含めた自然エネルギー活用など広範囲の取組を支援する事業を実施する。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書85ページ</p> |

| | | | |
|--------------------------------|---|---|-----------------|
| | <p>以上のような考察から、当該補助事業については、対象範囲の見直しが必要と考えられる。</p> | | |
| <p>インキュベート施設入居企業育成支援事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (対象企業について) 大分県はiプラザの7部屋を一括借上げしているため、iプラザ入居企業の有無に関わらず毎月家賃をビル管理者に支払うことになっており、7室を100%稼働させなければ、事業効果を創出しない無駄な家賃が発生してしまうことになる。iプラザの稼働の状況は、平成22年度末では7部屋のうち5部屋の入居となっており、平成23年12月末時点では7部屋中6部屋が稼働しているが1室は空室である。 上記のiプラザとは別に大分県では民間賃貸オフィス等の8つの施設を「大分県ベンチャーサポート施設（ベンチャーファクトリー大分）」として指定し、これらの施設に入居し、創業、新事業展開する事業者等に、入居賃料や事業経費の一部補助などを実施している。iプラザに入居できる企業はITベンチャー企業に限定されていることから、県は大分県ベンチャーサポート施設の補助金とiプラザに入居する事業者に交付する補助金は異なる目的のもとに交付される補助金であると認識しているとのことである。 しかしながら、ベンチャー企業を支援していくという県の支援施策に基づけば、補助の対象がIT企業であるかIT企業でないかということに拘泥する必要はなく、空室が継続するようなら、大分県の財産を有効に活用するという観点に立って、ITベンチャー企業以外の創業期にある企業への入居を認めることも検討すべきである。またそうなれば、ベンチャー企業トータルでの施設に関する家賃補助の適正規模の検討も必要となる。</p> | <p>iプラザは、平成24年4月に2社が入居し、7室全て入居となっている。 なお、直近の入居期限の到来は、平成25年12月末日の2社が予定されているが、新規募集においては十分な募集期間の確保や告知により、IT関係の創業支援というiプラザの設置目的に沿った入居者選定に努めたい。その上で空室が生じた場合は、指摘の内容を考慮して検討したい。 【対応済】</p> | <p>報告書87ページ</p> |
| <p>商店街振興組合指導事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (成果の検証について) 補助事業に要した経費3,055,072円のうち833,830円は土地賃借料の負担分と建物維持負担金とデジタル複合機等の賃借料、給与の支払いが648,000円であり、これらの合計1,481,830円が固定費として補助金のおよそ半分を占めている。当振興組合連合会に対して県は少なくとも固定費分は補助金として交付し、さらに事業の実施に応じて発生する経費についても自己負担分を除き県が補助金</p> | <p>各商店街振興組合が行う活性化へ向けての様々な取組の具現化は、当連合会による緊密な連携やきめの細かい指導・支援が不可欠であるため、その存在意義を踏まえ、今後も引き続き指導事業は継続していく必要があると考える。一方で自主財源のウェートを高め、できるだけ県補助金に頼らず自主運営できるような自助努力も必要なため、組合負担金の増額など当連合会自らによる財源確保の取組を働きかける。 また、今後は十分な事後検証が行われるように、</p> | <p>報告書88ページ</p> |

を交付して補填している。このような赤字補填的な現行制度には常にモラル・ハザードの問題があることを意識して施策に当たるべきである。

当振興組合連合会の平成22年度の活動は商店街近代化講習会の役職員講習会を開催し、また商店街青年部・女性部活性化推進事業として商店街青年部・女性部研修会を開催、さらに商店街青年部・女性部交流会として四日市商店街振興組合の7名と大分県商店街振興組合連合会の1名を京都と奈良の商店街に派遣し、当地の商店街振興組合と交流活動を実施している。

このような活動に対して県は平成3年から20年間にわたって補助金を交付し続けているが、20年間に及ぶ補助金の成果について十分把握されているとは言えない。

担当者によれば、単年度で次年度予算編成時期に前年度の実績等を検証しており、定期的に大分県内の商店街を回り商店街ごとの課題の抽出を行っているということである。

しかしながら、商店街振興組合指導事業実績報告書を読覧することや、現場を回って商店街の状況を「現場訪問記録票」に記載して把握するだけでは、補助金交付の効果を十分に検証していることにはならない。

単年度での補助金の効果発現はなかなか難しいとしても、中期、長期のレンジ、例えば5年や10年のレンジで過年度の指導事業、商店街近代化講習会開催事業、商店街青年部・女性部活性化推進事業等の内容が現在の商店街の活動にどのように活かされているか、についてアンケートを取るなどして確認することも検討すべきである。

商店街の活性化はかなり困難な課題であることは十分認識している。しかし、県としても取り組むのであれば現在のような中途半端な状況ではなく、この課題に対する県のスタンスを明確化すべき時期にきていると考えられる。

県が直接、商店街に対する現場訪問を行うほか、当連合会に対して個別訪問調査やアンケート調査を実施するよう指導を行うなど、継続的な効果の検証に努める。

【対応済】

21世紀商業創造スペシャリスト養成事業費補助金

【監査意見】

(1) (効果の検証について)

補助対象経費については商人塾キャラバン及び商人塾ゼミナールに要した経費について補助金が10分の10以内で交付されていた。

この補助金の効果の検証は卒塾時に塾生から回収したアンケートで行っており、当補助事業の成果として、21世紀商業創造スペシャリスト養成事

昭和62年に人材育成事業として全国に先駆けて開設された「豊の国商人塾」はこれまで600名を超える有意な人材を輩出し、平成20年には塾生OBにより「NPO 豊の国商人塾」が設立されるなど、卒塾後のネットワークという財産が毎年度築かれているところである。また、当塾は今年度で開塾25周年という長い歴史を構築し、最近では卒塾生の後継者が入塾するケースも見受けられ、当塾の理念が次世

報告書90ページ

| | | | |
|------------------------------|--|---|-----------------|
| | <p>業実績報告書において商人塾キャラバンでは、「①お客様が喜ぶもの、満足してもらえるもの、感動をもってもらえるものの品揃え②お客様の目線で自店をみてること③経営者としての心構えを知ることができた。」、またゼミナールでは、「各塾生が『基本としての商売の原点とは何か』、『現在の商人のありかたとは』、『企業経営理念（コンセプト）』等についての認識を深めることができた。」という記載をもって検証されていることであった。</p> <p>しかし、当該補助金の目的は社会経済の潮流変化に柔軟に対応し、21世紀の大分県商業を担うリーダーを育成するということであるから、卒塾時に行ったアンケートの結果をもって単純に当事業の効果を測定すべきではない。卒塾して5年後、10年後の状況を追跡調査し、豊の国商人塾でのカリキュラムである商人塾ゼミナールや商人塾キャラバンが卒塾生の商売にどのように活かされているかを検証する必要があると考える。</p> <p>思うにこのような施策によって、現在のようないろんな厳しい経済環境の中で、自身の事業を成功させる人材を育てる大きな効果があるかということに関しては疑問がある。この閉塞状況の中で自らの事業を成功させるには、まず自身の事業にどっぷりとつかり、失敗も経験し、真剣に悩み自ら範を求めて積極的に人を尋ね学び取るような人間ではないかと考える。</p> <p>そういう意味で、卒塾時に塾生から回収したアンケートではなく、追跡調査を行った結果をもって、効果を疎明できない場合には補助金の廃止も含めて検討すべきである。</p> | <p>代にも受け継がれてきている。</p> <p>一方で、人材育成は個々人の志によるところが大きく成果指標の設定自体が難しいけれども、今後は長期的なスパンも含めて随時アンケート調査等による事後検証が行われるよう当連合会に対して指導を行い、効果の検証に努める。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>大分県街なかにぎわいプラン推進事業費補助金</p> | <p>【指摘事項】</p> <p>(1) (事業の効果について)</p> <p>現地に行って店舗を視察した。商品はきわめて少なく、閑散としており、店員に質問したところ、佐伯鶴岡高校の野菜が何日かに一回入荷すると購入客は訪れるが、すぐに売れてなくなってしまうとのことであった。このままの状態であれば、街中の賑わいに貢献しておらず、効果があがっているとは言い難い状況であった。</p> <p>安易な事業を組成して失敗した事例であると考えられる。店舗のコンセプトだけで賑わいを創出できるとは考えられない。周りの状況も考え、効果の上がる方法で予算を投入する必要がある。今後は</p> | <p>街なかにぎわいプラン推進事業の採択にあたっては、外部の有識者で構成される審査会を設置して、プランの独創性や発展性など複数の観点により適切な審査に努めているところである。加えて、平成24年度からは集客数という新たな数値指標の設定や一般枠について3年先までの収支計画を定めるなど、深度ある審査に向けた改良を図り、商店街活性化の効果が期待できるかの視点で、審査会で十分に検討して採択することになっている。</p> <p>また、事業実施過程において課題等を的確に把握し、市町村や商工団体等と連携してその課題に対応可能な専門家のアドバイザー派遣等を行い、商店街の賑わい創出につながるよう努める。</p> | <p>報告書91ページ</p> |

| | | | |
|----------------------|--|---|-----------------|
| | <p>採択時点でのより深度ある審査や事業実施過程における実施者との連携等に十分注意して取り組む必要がある。</p> | <p>【対応済】</p> | |
| <p>大分県企業立地促進補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (効果の検証について) 企業立地推進課によると、企業立地促進事業として誘致件数を効果の検証指標に上げている。しかし、当該事業には4つの補助金制度があり、各補助金がどれだけ成果を挙げているかという効果の検証は十分ではない。 企業立地に係る4種類の補助金のうち、企業立地促進補助金及び大規模投資促進補助金は他の2つの補助金よりも金額が多額であり、費用対効果を可能な限り細部まで検討する必要がある。すなわち、事務事業評価の検討は企業立地促進事業全体の評価であり、補助金個別の評価の検討が不十分である。当該補助金を利用する企業は、半導体設計・製造業や非鉄金属製造業、加工食品製造業や精密ゴム製品の製造など様々な製造業等があるが、県は、補助金を支出した各企業に対し出荷額や生産量などの概要調査を行っている。これらを業種別に細分化して、どの業種の企業がどれだけの実績を挙げているかということを検証し、効果的・効率的な企業誘致につなげていくべきである。</p> | <p>企業誘致は、企業の設備投資や雇用の創出などの直接効果のみならず、地場企業の技術力向上やビジネスチャンスの拡大、税収増などの間接効果もあり、地域経済の活性化に大きく寄与することから、積極的に取り組んでいる。 補助対象企業を含む県内企業の実績については、企業概要調査や500社訪問を通じて毎年把握しているほか、最新の投資計画情報も入手に努めている。 今後は、これら調査結果の業種毎分析など一層の検証に努め、工業統計調査や企業情報サービス等も有効に活用しながら、効果的・効率的な誘致活動を行って参りたい。 【対応済】</p> | <p>報告書98ページ</p> |
| <p>大分県大規模投資促進補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (投資金額の妥当性について) 大規模投資促進補助金は、対象要件が設備投資額80億円（製造業）と多額であるが、補助金交付要綱には、補助金を受ける側の契約についての定めがない。そのため、補助金を受ける側が、仮に経済合理性から考えて不当に高額な金額の契約を結んだ上で補助金の申請をしたとしても防止・発見できない状態となっている。つまり、投資金額の妥当性を確保するための定めがないため、経済的合理性を欠く取引について発見・防止できない可能性がある。 特に一定金額以上の取引や関係会社間の取引については、取引金額の合理性を確保するための仕組みを設けるべきである。一定金額の契約においては、入札や相見積りなどの要件を設ける必要があり、技術上代替可能性を有しない特定の取引（随意契約型）については、その旨を申請・実績の過</p> | <p>系列会社や関係会社間の取引による設備導入は、企業が独自に開発等を行ったものが多く、また、技術上代替できないことから、入札や相見積りにはなじみにくいと考えている。 しかしながら、監査意見を踏まえて、補助金の申請時点において、代替できない理由や取引価格の算定根拠等の確認ができるよう、平成24年度末までに検討していく。 【検討中】</p> | <p>報告書98ページ</p> |

| | | | |
|----------------------------|--|---|------------------|
| | <p>程で示すよう求めるべきである。 特に親子会社や関連会社などの関係会社間で取引を行う場合には、適正な価格での取引が行われない場合も考えられることから、一定の歯止めをかける必要があると考える。 親子会社間取引においては、原価に一定金額の付加利益を付した企業集団内部の売価を設定し、その金額は企業集団外部との取引における販売単価よりも金額が低いのが通常であることから、補助金交付に係る対象取引で関係会社間取引の場合には、このような通常行われる合理的な取引の結果で申請するよう要綱等を見直すべきである</p> | | |
| <p>大分県コールセンター企業立地促進補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (効果的な企業誘致について) コールセンターの誘致による経済的効果は、雇用という限定的なものにとどまるといえる。ただ、コールセンターが業務の性質上、人を要するサービスであり、雇用を生みやすいという即効性があり、雇用者がその給与を県内で消費することにより一定の経済的効果もあるだろう。 そこで、コールセンターは、その誘致によってしか雇用が確保できないような地域に、積極的に誘致されていくのが最も望ましいといえる。 インフラがある程度整備されている地域であれば、コールセンターよりも、地場企業に波及効果が期待できる業種の誘致の方が効果的であろう。他方、インフラや資源に恵まれていない有効求人倍率の低い地域等には、本事業を積極的に進めていくのも有効であろう。 当事業の実績を見ると、特段このような視点で誘致活動を行った証跡はなく、結果的に、前者にコールセンターが立地されている。今後は、市町村等の状況を把握した上で、後者に目を向けて、優先的に誘致を図っていくよう努められたい。</p> | <p>コールセンター企業の誘致は、女性を中心とした相当規模の新規雇用に資するものであり、人口の集中している大分市など都市部においては、勤務条件に柔軟に対応できる人材が比較的多く、通勤至便な地理的条件もあわせると、企業立地対象地域として都市部を排除する理由はないと考える。 ただ、周辺市町村に立地を計画する企業の動きも出始めており、他方で、佐伯市や日田市、杵築市のように、コールセンターに適した物件を掘り起こし、独自の補助制度を整備する市町村も出現している。これら市町村と連携を密にし、企業ニーズを踏まえながらも周辺市町村への誘導に可能な限り努める。 【対応済】</p> | <p>報告書99ページ</p> |
| <p>企業立地基盤整備費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (用地整備について) 用地整備の手法としては、企業の立地が決まってから企業の要望に応じて工場用地等を造成するオーダーメイド方式と、予め工場用地等を整備して企業を誘致するレディメイド方式とがある。 いずれの方法により実施するかは、その時々々の状況により各自治体が判断することとなるが、今回の場合は、複数の企業から引き合いがある中で、</p> | <p>市町村等が工業団地を整備するに当たり、これまで県では、予算編成段階においてヒアリングを行い計画の合理性等を検証してきたところである。監査意見を踏まえて、今後は整備事業着手前においても誘致活動の現況及び今後計画等についてヒアリングを行うこととし、企業立地の見込みを十分見極めるよう努める。 【対応済】</p> | <p>報告書101ページ</p> |

| | | | |
|---------------------------|---|---|------------------|
| | <p>当該自治体がスピーディーな対応により企業誘致を実現したため、周辺インフラの整備に着手したものであった。</p> <p>レディメイドの場合は、オーダーメイドと異なり、造成地に企業が立地しないというリスクが存在する。本件のケースは、そのリスクが具現化した形となった。</p> <p>レディメイドであっても需給バランスの見極めは重要であり、県としては自治体の計画の合理性を検討し、企業立地の見込みや企業の立地スケジュール等を十分見極めながら、より効果的な工業団地の整備に努めるよう自治体と調整していく必要がある。</p> | | |
| <p>大分県流通業務団地立地促進補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (雇用の機会確保について)</p> <p>当該事業の目的の一つとして雇用機会の確保が挙げられているが、実際にどれほどの新規雇用が図られたかについて確かめられていない。県と進出企業との間でなされる土地の売買に先立ち、進出企業が県に土地譲受申込書を提出し、その中で従業員計画として新規地元雇用者数を記載することとされているが、これはあくまで計画（予定）であり、実績値を見る必要がある。</p> <p>雇用者は当補助金の要件としていないため、交付要綱では交付申請書及び実績報告書における雇用者数の記載について定めをしていないが、事業の目的が達成されたかを把握するために雇用者数の把握は重要といえる。今後は要綱の改正を含め、雇用者数の把握方法を検討すべきである。</p> | <p>立地後のフォローとして、毎年1回は企業訪問を行い、雇用状況も含めた企業の操業状況について把握していたが、監査意見を踏まえて、補助金の交付手続において現地確認を行う際の調書に「雇用者数（実績値）」の欄を設け、交付決定及び額の確定の前段階で雇用者数の実績値を確認することとし、平成23年度2月分から導入した。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書102ページ</p> |
| <p>大分県ソフトウェア業等立地促進補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (要件等制度の見直しについて)</p> <p>平成18年度から平成22年度までの5年間で、当該事業を利用したのは1件（機械設計業）のみである。</p> <p>当該補助金は、投下固定資本の額が操業開始時に3,000万円以上かつその業に直接従事する技術者数が10人以上の立地企業に対し、用地及び建物の取得に対して課される不動産取得税及び3年間の事業税相当額を補助金として交付するものである（上限額2,000万円）。</p> <p>さらに交付要綱によると、要件を満たさなくなった企業あるいは事業を休止・廃止した企業には補助金の全部または一部の返還を県が命じること</p> | <p>ソフトウェア業等の企業進出は、平成18年度以降の5年間で4件あるが、賃貸物件への進出が多く投資額も小さいことから、補助対象企業は1件にとどまっている。</p> <p>現在、インテリジェントタウンの分譲率は83.2%で、2区画を残すのみとなっている状況の中、不動産取得税及び事業税相当額を補助する当補助金は、その完売に有効なインセンティブとなるものと考えている。</p> <p>これまでに雇用要件の緩和や業種の拡大を図ってきたように、今後も景気動向等を勘案しながら、適宜見直しを行っていく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書100ページ</p> |

| | | | |
|----------------------------------|---|--|------------------|
| | <p>ができるものとされている。 大規模投資促進補助金については、最低5年以上の雇用維持が求められているが、当補助金には何ら定められておらず、操業後5年以上経過しても返還される可能性もある。 以上のことから誘致企業にとってのメリットが低い補助金であることが分かる。 これまで対象要件や対象業種などは、開始年度以降見直されているが、当該補助金については開始して26年が経過しており、前述のように企業側のメリットも少ないことから利用実績が低くなっており、要件等制度の見直しを検討するべきである。</p> | | |
| <p>高齢者雇用就業対策事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (成果指標の見直しについて) 大分県は就業延人数の目標値と実績値との比較を補助金の成果指標としている。しかし、このような指標は前年度の実績値よりも少し高めに目標値を設定することによって概ね実績値を目標値に近似させるように調整することが可能であり、補助金の成果を捉える指標としては適切ではない。成果指標として採用すべきものは単純に目標値と実績値を比較するのではなく、客観的なデータに基づいた比率によって大分県の高齢者の就業機会がどの程度確保されており、それが全国的に見てどの程度の位置にあるのか、またそのデータが時系列でどのように推移しているのかを比較することができるものにすべきである。</p> | <p>監査意見を踏まえ、平成24年度から成果指標を「就業率」(就業実人員/会員数)とし、高齢者の就業機会がどの程度確保されているのかを、全国の数値及び時系列での推移と比較していくこととする。これにより事業効果を検証し、高齢者の多様なニーズに対応した就業機会の確保・提供の促進を図ることとする。 【対応済】</p> | <p>報告書103ページ</p> |
| <p>農林水産部 農業振興運動推進事業費補助金</p> | <p>【指摘事項】 (1) (補助金の受入れ処理について) 当該補助金の受け皿である大分県食料・農業・農村振興協会について活動実績報告、事業報告、決算書等を閲覧し、関係者に質問した結果、以下の事象があった。 国庫補助事業である「学校給食地場農畜産物利用拡大事業」に係る補助金29,546,000円は実際には平成21年度末に当協会に国から交付されているが、平成21年度の決算においてこれが反映されない状態で確定処理され、総会の議決がとられており、その後、平成22年度に当該補助金が受け入れられたように処理され、一部執行されていた。 国からの示達が年度末ぎりぎりのタイミングであったという特殊事情はあるが、本来であれば当</p> | <p>本来、当該国庫補助金の受入れは、平成21年度中に振興協会の臨時委員会(総会)を開催し、21年度の収入として補正予算処理を行うべきものであったが、事業計画の変更等により平成22年3月24日に変更交付決定がなされたため、臨時委員会を開催するいとまがなかった。また、当協会規約には、会の予算、決算は委員会付議事項とされ、会長による専決権限等も規定されていないことから、やむなく22年度予算に計上し、22年度の委員会(総会)に付議することとしたものである。 21年度は収入のみであったため、事業執行上の支障は生じなかったが、会計処理上は不適切であり、今後同様の事案に際して十分取扱いに注意を払いたい。 【対応済】</p> | <p>報告書105ページ</p> |

該補助金は平成21年度の決算において受入れ処理され（補正予算において）、次期繰越金として確定させ、総会に付議すべきであった。

【監査意見】

(1)（組織体制について）

振興協議会は、旧農業振興対策協議会の活動を引き継いだ農業振興班、旧園芸振興協議会の活動を引き継いだ園芸振興班、水田農業改革推進協議会の事業を行う水田農業班の3班に分かれている。

この3班の事業のうち水田農業班の事業については、従来から水田農業改革推進協議会（平成23年6月より農業再生協議会に改称）の事業として行われているため、振興協議会の総会資料を見ても報告事項としてあげられているだけで、水田農業班の歳入・歳出予算案等が採決されることはない。

このように水田事業が別の協議会の事業として扱われていることを考えると、農業者の経済的、社会的地位の向上を目指す団体としては、組織として過渡期にあると言える。

そもそも振興協議会の事業目的として、ア農業・農村に関すること、イ園芸の振興に関すること、ウ水田農業の構造改革に関すること、と定めているが、県としては振興協議会の事業を吟味し、もう少し事業目的を絞ったうえでそれに合うような組織体制に誘導する必要があるのではないだろうか。

たとえば、振興協議会の事業のうち、農業賞の表彰事業が農業者の生産意欲を喚起し、モチベーションを維持していく上で必要な施策と考えるならば、これまでよりも充実した表彰制度を整え、より多くの生産者のやる気を高めることを事業の目的とし、それに応じた組織にしていくなどが考えられる。

また同様の趣旨からすれば、県費の支出方法についても、負担金というかたちではなく用途を定めた補助金として支出して実績報告を求めるべきと考えられる。

協議会の事業目的については、組織のあり方と併せて協議会の構成団体等と協議し見直すこととする。

県費の支出方法については、平成25年度から原則として補助金とする方向で検討している。

【検討中】

報告書105ページ

【監査意見】

(2)（事務コストについて）

事務局についても振興協議会の事務局とは別に各班が各々別個に設置している。各班が別々に事

協議会の組織の見直しについては、3つの班についてそれぞれ次のように行っている。

水田農業班は、従前から予算、決算等の手続も含めて事務事業の全てを水田農業再生協議会で行って

報告書105ページ

| | | | |
|-------------------------|---|--|------------------|
| | <p>業を実施していることによると思われるが、組織としてのまとまり感にも欠けるし、個々に事務局があることにより事務コストもかかるのではないだろうか。</p> <p>園芸振興班の事務局との関係も含めて組織の在り方を検討する余地がある。</p> | <p>るので、組織の見直しを契機に同班を廃止する。廃止に係る規約改正は、平成25年6月開催予定の協議会の委員会に付議する予定である。</p> <p>園芸振興班は、事務局の在り方について農業団体とともに検討を行う。</p> <p>農業振興班は、協議会の事務局として存続する。</p> <p>【検討中】</p> | |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(3) (協議会の独立性について)</p> <p>振興協議会には、幹事又は専門員として主管課をはじめとした多くの県職員がかかわっていること、また、事務コスト削減のためとはいえ、園芸振興班以外の事務局が県庁内にあり主管課県職員が事務局職員を兼任していること、振興協議会の収入の半分は県からの負担金で賄われていること等の状況を考慮すれば、実質的には県からの独立性が弱い団体と捉えられる。</p> <p>したがって、県は自らに対してより簡便的な方法で県費を支出してしまうという問題が発生する余地があることから、安易な協議会運営を行わないように留意する必要がある。</p> <p>その一方で、人的にも財政的にも自主・自立した団体へ誘導していくことも念頭におく必要がある。</p> | <p>協議会は、県と県内農業関係団体との協働のための組織であり、協議会規約第17条の「協議会の経費は負担金、補助金及び寄付金をもってあてる」という規定により、県及び団体の負担金にその収入の大部分を頼らざるを得ないという事情があるため、ある程度人的、財政的に依存的な組織であることはやむを得ないものと考ええる。</p> <p>このため、中心となる県が当分の間は事務局を担当するが、協議会の運営が、構成メンバーである県内各種農業団体の活発な意見交換に基づき行われることは重要であると考えられるので、この点に留意して、協議会事務局の運営を検討することとしたい。</p> <p>また、県費の支出方法を平成25年度から原則として補助金とすることにより、使途を限定し、支出の厳格化を図ることとする。</p> <p>【検討中】</p> | <p>報告書105ページ</p> |
| <p>農業共済強化推進事業費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (補助事業の見直しについて)</p> <p>現在、国においてこれまでの組合、連合会、国という三段階制から1県1組合化による二段階制への移行について基本方針として推進することを各県に通知している。</p> <p>また、大分県ではその状況を先取りして平成22年度から連合会が設置した「検討会」で協議を開始し、平成23年4月25日に平成26年度を目途とする1県1組合化基本構想(案)を策定している。</p> <p>国の事務費負担削減の方向に沿った流れであるが、大分県としてはさらに前倒しでこの方針を推進し、大分県の農業共済の基盤の強化と効率性の実現を早期に図るべきであり、県の補助金についても当面この目的に対応したものとすよう、要綱の見直しを含めて検討すべきである。</p> | <p>大分県農業共済組合連合会では、平成23年8月に、「大分県農業共済特定組合推進協議会委員会」を設置し、県下4組合と平成26年4月の1組合化に向け、スケジュールを作成し、支所体制、役員数、職員配置や共済事業、財務運営等について、協議を実施している。</p> <p>補助事業については、補助対象である連合会とも協議を行い、平成24年度から、組合員のサービス向上に繋がる事業(共済目的追加調査・農業共済制度の充実など)や、組合員に対する1県1組合化の広報資料の作成など、農業共済の基盤の強化を図る1県1組合化を推進する内容に変更を行ったところである。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書107ページ</p> |
| <p>漁業金融対策事業利子補給費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (成果指標について)</p> <p>部局として当該利子補給を行った漁協からの融</p> | <p>借入者の融資後の経営状況の把握のため、漁業管理課、水産振興課及び大分県漁業協同組合、大分県漁業信用基金協会と協議を進め、水産普及員による</p> | <p>報告書108ページ</p> |

| | | | |
|-------------------------|---|--|------------------|
| | <p>資によって、各漁業者の経営がどのように改善されているのか、その結果、どのような経営内容となっているのかということについて資料を入手して進捗管理する仕組みが不十分である。</p> <p>漁業近代化という目的にそって設備資金や運転資金が漁協より貸し付けられているのであるが、県としても振興局を含めた部局において利用者のその後の状況を把握しておく必要がある。融資を行った漁協としては、査定のために毎年必ず資料を入手するはずであるから、利子補給を行った県の側としても漁協からそれらの資料を入手したり、漁業者にモニタリングするなどしてその後の状況を把握しておくことが、事業の効果を把握することにもなり、その後の政策に対する判断材料ともなるはずである。</p> <p>漁協から入手され綴られている資料を閲覧しても、決算書や簡単な計画書は入手されているが、例えば実態把握のための法個人を合算できる基礎資料等はなく、利用者の状況を把握するための資料としては不十分と言わざるを得ない。</p> <p>現在成果指標としては、貸付件数を採用している。</p> <p>融資案件の中の資金使途を見ると、確かに漁船の建造や液晶ソナーの購入等の設備資金もあるが、餌料の購入等の運転資金も含まれている。経営近代化が目的だとすると、本来は融資の結果、どの程度経営改善や財務体質の改善が進んだかについて、例えば経営状況の推移を把握する必要がある。少なくとも成果指標としては、漁業経営の近代化に結びつく設備投資を主体とした貸付件数で把握すべきである。</p> | <p>経営状況の把握、経営相談など支援体制の構築に取り組むとともに、水産普及員の経営支援・相談対応能力向上のための研修等を実施する。</p> <p>また、併せて借入者の経営改善状況等を把握するため、期中の決算書の徴求を融資機関に義務付けを行うとともに、融資機関からの求めに応じて行政機関が融資機関とともに経営指導を行う体制の構築について取り組む。</p> <p>成果指標については、平成24年度の事務事業評価において設備投資関係資金の貸付件数を指標として設定したところである。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>農業金融対策事業利子補給費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (慎重な取組と期中管理について)</p> <p>農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）の条件変更（実質的には償還できない延滞の状態）先について貸付時点の計画資料と条件変更時点の承認資料を閲覧した。この結果、以下のとおり、事業計画に対して実績が大幅に未達の状態となっているものが多く、設備投資が明らかに過大であったと考えられるケースが発生している。</p> <p>それらの申請資料を見ると補助金が多額に入っているものが多く、補助金が設備投資を過剰にし、その結果事業として、たちいかなかった面もあることが否定できない。</p> | <p>経営指導システムの組織と役割を見直すため、農林水産部内の「経営指導」を担う研究普及課と協議の上、期中管理として年2回は各振興局単位で状況把握を行い、早期に必要な対応等ができるよう、農業経営体の経営状況把握と経営・技術対策の検討及び実施を目的として各振興局単位で設置されている地区農業経営体経営安定対策チームを活用した体制を整備するとともに、貸付後の経営状況報告及び期中の決算書徴求義務の徹底により、早期の情報収集と状況把握を行う。</p> <p>また、経営指導担当者の研修等による職員の能力向上や外部専門家（税理士等）の積極的な活用により、経営指導体制の充実を図る。</p> | <p>報告書109ページ</p> |

期中管理は延滞で把握することが主であり、進捗管理を十分に行い早めの手当てを促すことが必要である。

総事業費に占める補助金の比率が高くなればなるほど、金融機関のリスクは少なくなることから、その期中管理の精度は下がることが考えられ、そうなれば補助金が無駄になるリスクが高まる。

補助金を支出したのであるから、期中管理を十分に行って、補助金が無駄になるリスクを防止するべきである。

【対応済】

【監査意見】

(2) (事業計画の検討方法について)

計画申請から計画承認までの間に、利子優遇されている農業制度資金を使用する場合は、事業計画、特に償還計画に無理がないか、設備投資額が過大ではないのか等、計画の合理性について検討することが重要となる。

計画の合理性について第一義的には当然事業を推進する部署が検討するが、その際に推進側としてはどのように慎重に検討したつもりであっても、やはり無視をしてしまう危険性がある。

発生している事象を見ても、事業の見積りが甘いケース、設備投資が過大なケース、借入過多のケース等、もう少し慎重な取組を行い合理的なキャッシュ・フローに見合った設備投資額にすることや、慎重な事業計画に見合った借入金額に抑える等の対処をすれば、防げたとみられるケースもある。

これを防ぐには事業を推進する部署とは異なる部署が、資金調達も含めた事業計画の中身を確認して慎重な運用を行うことが望ましい。相互牽制という考え方はどうしても必要である。

現状の組織でいえば、借入れが発生する場合には団体金融の部署が検討を行い、事業推進部署に対して一定の牽制を行っているようであるが、事業がある程度進行してしまっている状況では国の補助事業が絡むことも多く、その牽制に実効性が乏しい。

したがって、現状の組織を前提とすれば、一定の金額以上の案件については、事業が固まる前の早い段階において団体金融のような独立した他の部署での検討が必要と言える。

また、他の部署での検討については、事業推進部署とは異なる見解も出てくる可能性はあるし、

補助を行う場合に、その規模や収益見込み等について、過大なものにならないよう事業決定前の早い段階で検討することが重要であり、事業課、振興局及び団体指導・金融課の情報共有体制の強化を図る必要がある。

そのため、平成24年度に立ち上げた「効果的な農業施設補助金執行検討会」において、平成24年度中に、補助事業と融資のあり方の見直し等も含め検討することとし、補助事業の受益者負担分について、融資が可能かどうかの審査（経営状況の現状・見込審査）を補助事業の審査と同時期に行うなど、事業推進部署と融資審査部署との連携が図られる仕組み作りについて検討している。

【検討中】

報告書110ページ

| | | | |
|---|---|--|------------------|
| | <p>それに対して推進部署の抵抗もあることが考えられるが、これはあくまでも合理的な結論に導くためのいわゆる仕組みであり、独立部署の意見について、推進部局としては慎重な対応が求められるべきである。</p> | | |
| <p>漁業緊急保証対策資金 利子補給費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (成果把握と進捗管理について) 部局としては、当該利子補給を行った漁協からの融資によって、各漁業者の経営がどのように改善されているのか、その結果、どのような経営内容となっているのかということ、ある程度の期間は把握しておかなければならないはずであるが、それらのものを入手して進捗管理する仕組みが不十分である。 漁協から入手され綴られている資料をみても、決算書や簡単な計画書は入手されているが、例えば実態把握のための法個人を合算できる基礎資料等はなく、利用者の状況を把握するための資料としては不十分と言わざるを得ない。 漁業に限らずいかなる事業者にとっても、将来の不測の事態に備えて財務体質を改善しておくことは必要である。そして、融資を受けるタイミングというのはそれを受ける側の財務体質改善のための一つの契機ともなる。しかし、保証協会の保証が付き、漁協としてもリスクを負わないとすると、この機を捉えて、漁業者の経営改善を促すきっかけとする仕組みとしては機能しない可能性が高く、今後とも同じことが繰り返されていくことに対する歯止めがかからない危険性を内包している。 したがって、緊急であっても、将来の漁業者の経営改善に結びつくように資金投入段階での丁寧な審査とその後の振興局を含めた部局における進捗管理が非常に必要である。</p> | <p>当該事業は平成22年度に終了しているため、既に貸付けを終了した融資に対して、事後に貸付者に対して条件を課すことはできないが、今後同様の事業を行う場合は、漁業近代化資金と同様に融資機関が関係機関とともに適切な指導を行う旨、要綱等に明記した上で事業実施することとする。 【対応済】</p> | <p>報告書111ページ</p> |
| <p>新規就農者確保体制整備事業費補助金 就農研修事業費補助金 新規就農者支援事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (効果の検証について) 当該3事業は、その効果を測定する指標として新規就農者数を用いている。確かにこれら事業の最終目的は新規就農者を増加させることにあるため、最終指標として用いることは問題ないと思われる。しかし、個々の事業の効果を測定する指標としては大きすぎる指標であり、やはり事業ごとの効果を測定する何らかの中間指標が必要と考え</p> | <p>中間指標については、新規就農者確保体制整備事業費補助は、就農相談会の出席者数を、就農研修事業費補助については、研修受講者数を、また新規就農者支援事業費補助には、就農後の定着率を目標数字として設定して、事業単独の効果の検証を行う。 【対応済】</p> | <p>報告書114ページ</p> |

られる。
たとえば、新規就農者確保体制整備事業費補助であれば就農相談の受付件数、就農研修事業費補助であれば研修参加者数、新規就農者支援事業費補助であれば貸付件数等が考えられる。これらは、それがすぐに就農者の増加に結びつく数値ではないが、その事業単独の効果検証を行うためには有効な中間指標と考えられる。

【監査意見】

(2) (支援事業の多様化について)

今後5年間で1,000人の新規就農者の創出という目標を達成するためには、新規就農者のニーズの変化に対応した利便性の高い支援制度に発展させていくことが必要と考える。

たとえば、新規就農者といっても全く農業経験がなく事業基盤もない新規参入者と農家出身で農業経験があり、かつ就農するにあたりある程度の事業基盤がある帰農者とは、就農するに当たってのハードルも当然異なることが考えられる。したがって、就農支援制度を立案するにしても、新規参入者と帰農者とはニーズが異なることを考慮したうえでそれぞれの事情に応じた施策が必要と思われる。

一概には言えないかもしれないが、一般的に帰農者のほうが就農するに当たってのハードルは低いと考えられる。また、昨今の雇用情勢の厳しさを考えれば、このまま都会でサラリーマン生活を続けるよりも将来は実家の農家を継ぎたいと考えている就農希望者は増えているのではないだろうか。そのように考えるならば、戦略として、新規参入者に比べて就農条件が整っている帰農者にターゲットを絞り、潜在的な就農希望者を掘り起こす施策がもっとあってもいいのではないかと考える。

一方、新規参入者は帰農者と比べて様々な点において不利になることが予想される。特に就農時における資金の確保は、営農技術の習得や農地の確保と並んで就農阻害要因となっており、新規参入者の借入れによる資金調達の割合は帰農者よりも高くなっている。農業という新しい事業を始めるのだから、ある程度の資金が必要になることは当然のことかもしれない。しかし、初期投資にかかる資金が少しでも低く抑えられるならば就農に対するハードルは低くなるはずである。

帰農者対策については、お盆の帰省時期に合わせて就農相談会を開催して、就農への呼びかけをしたり、普及指導の中で後継者への指導をするなど、潜在的な就農希望者の掘り起こしについて、現在取組を進めているところである。

就農支援資金の貸付けや平成24年度から実施される青年就農給付金については、親元就農は対象外となることや、リスクの大きい就農希望者を優先することから、新規参入者の方が有利となるようになっている。また、技術や資本の乏しい就農希望者に対しては、中古の機械やハウスの斡旋、その移設費用の補助、また、法人への雇用就農の斡旋等などについて、現在取組を進めているところである。

また、経営継承については、平成23年度に調査をし、移譲希望者を把握できたことから、平成24年度から個別に意向を確認したうえで、新規就農希望者とのマッチングや調整、継承手法の検討等の実施を現在進めているところである。

今後は、これら施策の内容の充実や周知の徹底を図っていきたい。

【対応済】

報告書114ページ

たとえば、農業機械や設備等を一から自前で新規購入しようと考えているときに、使われなくなった農機具等が無償あるいは低廉で購入できるものが、どのような場所にどの程度存在しているのかといった情報が就農希望者にタイムリーに届く仕組みがあれば、初期投資を抑えるためにそれを利用することが可能になる。また、リースを利用することも同様の効果が期待できる。このように考えれば、中古の農業機械や設備等に関する情報を把握、集約してこれらを就農希望者に提供する仕組み作りやリースの利用を斡旋することは、就農希望者を資金面から手助けする施策の一つとして推進していく必要があるのではないかと考える。

また、全国新規就農相談センターの調査によれば、就農方法にも変化が見られるということであった。すなわち、従来のように研修後すぐ独立就農するケースから、将来の独立を見越して経営管理技術等を習得するために農業法人に一旦就職するケースや、既存農業者から経営資源を引き継いで就農するケース（経営継承）が出てくるなど、就農方法が多様化している。

農業法人への就職や経営継承に共通することは、いずれも新規就農に係る初期投資が軽減されるメリットがあるということである。したがって、新規就農者を増やす手段としては有効な方法と考えることができる。新規就農者のニーズが農業法人や経営継承の利用へ変化してきていること、またそれが新規就農者を増やす手段として有効であるならばこれらを重点的に後押しする施策が必要と考える。

県としても、経営継承の意思がある既存の農業者が見つかった場合、個別に新規就農者とマッチングさせる事業に取り組み始めたと聞いている。しかし、経営継承を就農支援事業として継続的に行っていくためには、さらに一歩進めて、経営継承の意思がある農業者とそのための条件に関するデータを蓄積して、就農希望者に提示でき、経営継承希望者と容易に接触できる機会を準備することも検討してよいのではないかと考える。

中山間地域等直接支払交付金

【指摘事項】

- (1) (現地の状況とその対応について)
 特定の一農事組合法人が9件の集落協定に係りし受益しているケースで、当該法人が管理する複

当該農事組合法人に対して速やかに維持管理を行うよう指導するように指摘事項該当市に指導するとともに、他の市町についても、担当者会議において指摘内容を説明し、同様の事例が生じないよう指導

報告書117ページ

数の現地を確認したところ、維持管理状況が思わしくなく、補助金の効果が発揮されているとは言えない事例があった。
市としては管理状況に不備がある用地が検出された際には集落協定ごとに、「協定期間の5年間において対象農用地を適正管理しない場合には協定違反となり協定開始年度に遡って協定が受領した交付金を全額返還しなければならない」旨の警告文書にて注意を促していた。しかし、今回のような農事法人の場合には多くの集落協定に関係し、影響も大きいことから、速やかに当該農事法人に対して個別に注意を促す等の対策を取る必要がある。

した。
なお、改善状況については、抽出検査の際に確認した。
【対応済】

【指摘事項】

(2) (傾斜の誤りによる交付額の過小支出について)
急傾斜の田を緩傾斜の田として補助金が交付されているケースがあった(過少支出)。
交付額は交付単価×面積で算定され、交付単価については、国及び県・市を合わせ、急傾斜では21円/㎡、緩傾斜では8円/㎡となっており(田の場合)、傾斜の度合いにより交付額が異なっている。傾斜を測るシステム上では急傾斜と算定されており、現地視察を行ったところ、急傾斜と推察できた。
傾斜誤りの原因は、補助金の算定過程における担当者の傾斜の入力ミスの可能性が考えられる。

補助金の算定過程に誤りがないか指摘事項該当市に対し確認と改善を要請するとともに、他の市町についても、担当者会議において指摘内容を説明し、同様の事例が生じないよう指導した。
なお、改善状況については、該当振興局担当者による確認を行った。
【対応済】

報告書117ページ

【指摘事項】

(3) (協定書関係)
集落協定書とは協定の対象となる農用地において、耕作放棄地の発生を防止し、将来にわたり持続的な農業生産活動等を可能とするため、関係者が協力して今後5年間に取り組むべき事項について定めたものである。
この協定書について一部抽出し、その内容を検討したところ、以下のような事項が検出された。
ア 協定書において、協定参加者の主体的な取決めにつき、記載すべき参加者の区分や役割の記載がないものがあった。記入の不備がないかを適切にチェックする必要がある。
イ 協定書に申請日付や認定の日付がないものが散見された。集落協定がいつ申請されていつ認定がなされたのか明確にするために日付は必ず記入する必要がある。

協定書の作成方法を各集落に再度指導するよう指摘事項該当市に対し指導するとともに、指摘事項該当市の各書類のチェック体制を強化するよう要請した。
また、他の市町についても、担当者会議において指摘内容を説明し、同様の事例が生じないよう指導した。
なお、改善状況については、抽出検査の際に確認した。
【対応済】

報告書117ページ

- ウ 団地設定が広範囲にわたり、その中でも飛び地を多く抱えた集落協定があるが、この協定の中心人物の協定書、交付申請書、交付請求書の印鑑がすべて異なっていた。このような状態で本人確認を十分に行ったと言えるのか疑問がある。
- エ 協定書の中に、協定期間に協定農用地において、農業生産活動等の継続が困難な農用地が発生した場合の支援体制として、ある集落営農組合の名称の記載があるが、集落協定参加同意書の欄には当該営農組合の印がなく、また支援体制の記載欄においても個人印が押印されているのみであり、このような場合には実態確認がなされているのか疑問がある。
- オ 協定書に記載されている農業者の数と、別紙の協定参加同意書の人数が一致しないものがあった。協定書の人数と協定参加同意書の人数との照合を行っていない可能性がある。協定が集落の総意を得たものであるかを把握するためにも、協定書と同意書との整合性をチェックする必要がある。
- カ 協定書には、農業の継続が困難な農用地が発生した場合は、集落内外の農業生産法人が引き受け、農業生産活動等の維持を図るとしている一方、当該協定書や協定参加同意書に農業生産法人の名称の記載や押印がないものがあった。協定書の内容が適切なものであるかを検討する必要がある。

【指摘事項】

(4) (確認野帳関係)

確認野帳とは集落協定に基づき、農地が適正に耕作あるいは維持管理されているか市の担当者が集落協定の立会人とともに現地を確認した際に作成した調書であり、現地における実態把握の証拠資料と言えるものである。

この内容について確認野帳の内容について一部抽出し、査閲したところ以下の事項が検出された。

- ア 現地確認については、コスト面を考慮し、協定農用地をすべて1筆ごとに見るのではなく、サンプルで抽出した箇所のみ現地確認を行っている市がある。これに対し、確認野帳では現地確認の有無にかかわらず、各農用地に「適」印がつけられており、このような状態では、実際に行われた現地確認の場所を後から特定するこ

確認野帳の作成について、より適確かつ効率的に実施するよう指摘事項該当市に対し指導するとともに、他の市町についても、担当者会議において指摘内容を説明し、同様の事例が生じないように指導した。また、イの状況については、要領の運用に定める様式とは異なる手法をとっているため、指摘事項該当市に対し早急に改善するよう要請した。なお、改善状況については、抽出検査の際に確認した。

【対応済】

報告書118ページ

とが不可能となる。

野帳については、現地確認を行ったものと、ヒアリング等で確かめた場所と区別して記載すべきである。

現地調査を行った場所を明確にすることにより、翌年度以降の現地確認の抽出箇所を選定する際の参考にもなり、より効率的なチェックが行えるものと考えられる。

このことも含めて、多くの市では確認野帳には実際の現地確認の状況をそのまま記載せずに、現地確認の結果が「不適」であった場合には当該協定の代表者に知らせ、改善を促した後に野帳の上では当初から「適」としている。

このような方法であれば、当初の実態が全く分からず、次回以降の現地確認の際にリスクに応じた現地確認を行う等、効率的な確認作業を行う際の障害になりかねない。したがって、まずありのままを記載し、それに基づいて改善要求、改善措置、改善状況の確認というプロセスがわかるように書類整備を行うべきである。

イ 現地調査の結果を記載する確認野帳が1協定について1枚作成され、全体としての適否のみが記載されていたケースが見受けられた。調査については、協定代表者等が先導する形で図面を見ながら行っているとのことであるが、協定農用地は数多くの農用地から構成されることから、現在の手法では確認もれが発生しても発見できない可能性がある。協定農用地を構成する農用地ごとのリストを作成し、一筆ごとにチェックマークを付すなど改善を図る必要があり、現行の手法は不十分と言わざるを得ない。

ウ 管理状況を現地確認した際に確認野帳に記載漏れをしていたり、現地確認が協定表者等の立会いの下で行われたことを示す立会人名の記載がないため実際に立会ったのか不明である等、現地確認が本当に行われたのか判断できないものが見受けられた。

【指摘事項】

(5) (収支報告書及び実績報告書関係)

中山間地域等直接支払では、各協定が毎年1月から12月までの交付金の収支報告を行うことが義務付けられており、その際に提出する書面が収支報告書である。また、毎年4月から3月までの各集落協定の活動実績を記載した実績報告書の提出

指摘事項該当市に対し、集落の会計経理を適切に行うことと、交付金の使途について透明性の確保を図る観点から、必要に応じて収支報告書や実績報告書に通帳や請求書等を添付（整理）することを指導するとともに、指摘事項該当市の各書類のチェック体制を強化するよう要請した。

また、他の市町についても、担当者会議において

| | | |
|--|---|------------------|
| <p>も義務付けられている。 この収支報告書及び実績報告書を一部抽出して検討したところ、以下の事項が検出された。 ア 収支報告書に記載されている金額の妥当性が確かめられていないケースがあった。これでは、収支報告書に虚偽や誤謬が生じても発見できない可能性が高いことから、通帳や請求書等との照合を行う必要がある。 イ 実績報告書が入手されていないケースがあった。実際には入手し、綴り込みされていなかったのかもしれないが、往査時点で呈示することができなかった。実績報告書は必ず入手して確認し、適正に綴り込まれるべきである。 ウ 補助金にて約470万円のコンバインを購入しているケースがあったため、証票書類を閲覧したところ、購入した業者の見積書の提出元と請求書の提出元及び振込依頼書における受取人が、それぞれ異なっていた。これについて市の担当者に質問したところ、理由については確認できなかった。 その後、現地を視察した際にコンバインの現物を確認したところ、実際に購入されていたが、上記の購入に係る証拠書類の相手先名に係る不整合の理由については判明しなかった。 少なくとも金額の大きいものについては、補助金の適正執行の観点から、購入手続に係る異常性について検討を行う必要がある。</p> | <p>指摘内容を説明し、同様の事例が生じないように指導した。 なお、改善状況については、抽出検査の際に確認した。 【対応済】</p> | |
| <p>【指摘事項】 (6) (農地集計調書について) 補助金交付金額を算定する際に、単価を乗じて金額を算定する基礎資料となる農地集計調書の中に傾斜度や傾斜角を手修正しているケースがあった。これらについては補助金交付額の基礎となる数値であるため内部統制の観点から、少なくとも修正理由の記載と修正者の印及び承認者の印が見受けられた。各市に改善を促す必要がある。 また、期の途中で追加した農用地について、一部農地集計調書が漏れていた協定があった。</p> | <p>交付金算定の基礎資料等について、より確実な資料とするよう指摘事項該当市に対して指導するとともに、他の市町についても、担当者会議において指摘内容を説明し、同様の事例が生じないように指導した。 なお、改善状況については、抽出検査の際に確認した。 【対応済】</p> | <p>報告書118ページ</p> |
| <p>【監査意見】 (1) (県のモニタリングについて) 大分県は中山間地域の割合が高いため、中山間地域の機能を維持するための施策は重要かつ優先</p> | <p>抽出検査は、対象農用地の選定や傾斜度の測定方法など、実施要領に基づく制度の基本的考え方について、実施主体である市町が正しく認識しているかを確認するために、国が定めた「抽出検査チェック</p> | <p>報告書119ページ</p> |

度の高い事項と考えられ、それは当該交付金事業の予算規模の大きさと交付先の多さからも見てとれる。平成22年度の交付額は約18億円、交付先数は協定を締結している集落で約1,000先にもものぼる。このように交付先が多い場合、県としてはすべての交付先についてモニタリングすることは物理的に困難であるため、いかにして適切かつ効率的にモニタリングするかが重要になる。

県は、国からの事務連絡に従い対策期間中（5年）においてすべての市町村に対して抽出検査を行うようにしている。しかし、抽出件数を見ると平成22年は2市で各々1件、平成23年度も1町で1件と締結集落数と比べて極めて少なく、この1件が適切に処理されていることをもって残りの集落も適切に処理されていると判断するにはあまりにも心もとない。

他の業務との兼ね合いや人員面でのやり繰りができない等致し方ない面があるかもしれないが、1市町村につき1件の抽出は最低の抽出件数であり、通常はその市町村の締結集落数が少ないか、あるいは担当者が当該事業を熟知しており事務リスクが小さいと判断される場合などに限って許される抽出件数と考える。

したがって、県としては、各市町村の締結集落数や担当者の事業に対する習熟度あるいは過去の処理間違いの有無等を勘案したうえで、リスクが高いと判断される市町村に対してはそれに応じて抽出件数を増やすなどの対応が必要と考える。

また、どこを抽出先として選択するかについても任意に抽出するのではなく、たとえば市町村の担当者に、過去の事象から間違いが起こりやすい集落をヒアリングしたり、県のほうで協定書入手し、それを横並びに見て一覧表を作成、他集落と比較して協定内容に異常がある先がないか確認をする等、まず協定先ごとのリスクの大きさを把握する作業が必要である。その結果、リスクが高いと判断された協定先を優先的に抽出先として選択するなどの工夫を行うことによって、効率的かつ効果的にモニタリングすることが可能となるはずである。

リスト」に基づき実施しており、平成24年度は、22年度、23年度に抽出検査を実施していない7市町について抽出検査を実施するとともに、協定件数が多い市町について2回目の抽出検査を実施することとした。

また、抽出先の選択についても、交付額や交付面積等を考慮しリスクを把握したうえで選択するなど、より効率的かつ効果的な検査を実施していく。

【対応済】

【監査意見】

(2) (他事業との連携について)

この補助金は、中山間地域などの農業生産が不利な地域において、締結した協定に基づき実施さ

中山間地域における担い手の確保や耕作放棄地対策については、これまでも、新規就農者確保対策、経営継承対策、農業への企業参入、集落営農の推進などの各事業と連携しながら実施してきたところで

れる農業生産活動等、耕作放棄防止等の活動や水路・農道等の管理活動など、農地の保全維持活動を通じて耕作放棄地の発生を防止することを主たる目的としている。

この事業が開始されて以降、耕作放棄地の伸び率が鈍化していることを考慮すると一定の効果があることが認められるが、当該制度はそもそも耕作放棄地の原因となる中山間地域の過疎化や高齢化とそれに伴う後継者不足の解消を狙うものではない。

農林水産省の調査を見ても、協定を結べないあるいは協定を止めざるを得ない理由として、高齢化により将来にわたって農業が続けられないことや地域の担い手がいないことが大きな理由としてあげられている。今でこそ協定締結率は上昇傾向にあるものの、このまま高齢化が進行すれば協定から脱落し、結果的に耕作放棄地の発生を抑えられなくなる懸念される。

実際に今回、中山間地を訪ね田畑を見て回ったが、山あいにおいて高齢者のみの集落も多く、現状維持ですら厳しくなっており、日本全体の人口が減少する中で若者が戻ってこないとなると、果たして今後いつまで維持が可能となるのかと考えさせられる。したがって、新規就農者支援事業等の就農を促進する事業やその他山間部における環境保全事業等との組合せが重要であることは論を俟たない。

たとえば、新規就農者が中山間地域などの条件不利地を就農地として選択した場合、何らかの優遇措置を設けて中山間地域での就農を促進するようなモデル事業を行う等他事業と連携させることも必要と考えられる。

あるが、さらに、平成24年度に新たに始まった、集落・地域が抱える人と農地の問題を解決するための未来の設計図となる「人・農地プラン（地域農業マスタープラン）」の作成を中山間地域において積極的に取り組むよう市町に働きかけ、新規就農者の確保・定着や地域の中心となる経営体への農地集積等に対する支援策を活用して、持続可能な力強い農業の実現に向け、中山間地域の「人と農地の問題」の解決を図っていくこととした。

【対応済】

水田農業構造改革対策
推進事業費補助金

【監査意見】

(1) (再生協議会の組織等について)

再生協議会は農業者戸別所得補償制度の円滑な実施にあたることを目的として設置されたものの、従来から存在した水田協議会、担い手育成総合支援協議会、耕作放棄地対策協議会を整理、統合し効率化を図る目的もあったと思われる。

しかし、現状は今でも三つの協議会が従来からの事業を各々別個に実施しており、事務局もそれぞれ別個に設置されている。統合するにあたり現場の混乱を防ぐ意味もあると思われるものの、事務作業の効率化やコスト面を考えれば、ゆくゆく

国の指導の下、農業再生協議会の設置に当たって、担い手育成総合支援協議会と耕作放棄地対策協議会を構成員として加え、関係部署が連携して円滑な事業実施に努めている。また、それぞれの協議会の目的に沿った活動ができるように、県、団体の関係部署に事務局を設置し、関係する組織が密接に関与して各協議会の目的とする事業を効率的に実施している。

協議会活動の内容は、協議会が直接事業実施するものや地域協議会へ助成金を交付するものなど事業内容や交付金の流れも異なり、協議会を統合し事務局を一本化することで事業の簡素化にはつながら

報告書120ページ

| | | | |
|------------------------|--|---|------------------|
| | <p>は事務局を一本化することも必要と考える。 また、今後の再生協議会の主要事業が農業者戸別所得補償制度事業にシフトすることを考えると、担い手育成総合支援協議会や耕作放棄地対策協議会と連携することが今まで以上に必要になると考えられるため、農業者戸別所得補償制度事業を円滑に遂行する面からも事務局を一本化することが望ましいと考える。</p> | <p>い。また、各協議会の構成員や業務が異なり、それぞれの協議会の業務に精通した人員の再配置、若しくは新たな人員の確保や事務局の設置が必要となるなど、事務局の一本化が必ずしもコスト削減にはつながらないと判断している。 以上に加え、農業者戸別所得補償制度については、法制化されていないことや、国において再生協議会や他の協議会の役割を見直すことがありうることから、各協議会の事務局の一本化は国の動向を見守りたい。 【検討中】</p> | |
| | <p>【監査意見】 (2) (内部統制について) 預金通帳と届出の印鑑が保管場所は異なるが、実質的に一人の管理下にあることから、内部統制上別々の管理者とするべきである。</p> | <p>預金通帳の管理は水田政策班総括が行い、印鑑管理は事務担当者が行うようにした。 【対応済】</p> | <p>報告書121ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (3) (監事の就任承諾書について) 監事就任の際には就任承諾書を入手することが望ましい。</p> | <p>様式を定めて、今後は入手するように改善したい。 【対応済】</p> | <p>報告書122ページ</p> |
| <p>豊後牛販売拡大推進事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (効果の検証について) ブランド力があるということは当該銘柄等が消費者や流通業者に広く知れ渡っていることだけでなく、消費者が当該銘柄等に良いイメージを持っていることであり、その結果として他のものよりも当該銘柄等を積極的に選択するということと考えられる。 したがって、ブランド化に関する成果指標となると、アンケート等を行ってその認知度やイメージを把握することが必要と考えられる。 但し、県内においてこれを行うよりも、県外に販売してその認知度を高めていくことを行わなければ、豊後牛のブランド化は進んでいかないであろう。 現在の評価指標である、認定店舗数や取扱数量の増加については、豊後牛の県内での認知度を高めるという目的であれば当てはまらなくもないが、豊後牛のブランド化ということとなると成果指標としては不十分であり、政策目的と成果指標が一致していないと言える。</p> | <p>意見のとおり、ブランド力の把握のためには、アンケート等により認知度やイメージを把握することは有用であると考えており、現在、民間リサーチ会社による銘柄牛肉のブランド調査を業務の参考にしているところである。しかしながら、アンケート等による認知度等を成果指標とした場合には、アンケートの方法により結果が大きく左右されるという問題があり、正確な成果指標を得られない恐れがある。 前述の銘柄牛のブランド力調査では、豊後牛のブランド力は他県産和牛に比べ相対的に低く、後進ブランドである。現状では、ブランド力を高めるためにはまずは認知度を高めることが先決であり、認定店舗数を増やし認知度を向上させることによりブランド力の強化を図っているところである。 なお、意見にある県外で認知度向上を図ることは、ブランド化を図るうえで重要であるが、現在、豊後牛の主要な出荷先である大阪では、小売店や飲食店などの流通の末端で豊後牛は「国産和牛」として消費者に提供されており、消費者に豊後牛の名前が表示されないため、ブランド力が極めて低い状態である。この最も大きな原因は、佐賀牛などに比べ、豊後牛は出荷頭数が少なく、小売店や飲食店では豊後牛として常時販売できないことから、豊後牛と同様</p> | <p>報告書122ページ</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|--|------------------|
| | | <p>に出荷頭数の少ない和牛を集めて「国産和牛」として販売していることにある。</p> <p>このことから、県外におけるブランド力の強化を図るためには、大阪などの県外市場への出荷数を増やすとともに、県外で「豊後牛」として販売する認定店の増加を図ることが重要であり、ブランド化の指標として、現在の成果指標である豊後牛の取扱認定店数に代わって、豊後牛の県外出荷頭数と県外認定店数を成果指標としたい。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>乾燥小割材出荷体制整備事業費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (原価の低減について)</p> <p>生産量は伸びてきているが、問題は価格であり、理想的には通常20%増しのところ、市場における実勢価格としては10%増し程度ということである。工務店や商社との連携を図り、認知度を上げ、差別化を図って需要を喚起するとともに改良を重ねて乾燥期間のさらなる短縮を成し遂げ原価を低減する必要がある。この補助金の効果は整備した乾燥機（6機）の稼働により大分方式の乾燥小割材が、マーケットに適正価格で受け入れられ、さらに生産量が増加することをもって発現したといえ、そのためには担当部局のさらなるフォローが必要となる。</p> | <p>農林水産研究指導センター林業研究部が中心となって、天然乾燥期間を大幅に短縮する乾燥法を確立したことから、大分方式乾燥材の認証工場に対し普及指導することにより製造原価の低減を図る。</p> <p>さらに、国内商社等に設置している県外販売アドバイザーとこれまで以上に連携した販売活動を行い、認知度の向上に努める。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書123ページ</p> |
| <p>林業機械リース料支援事業費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (交付先の選定について)</p> <p>長期リースは、一旦補助金が交付決定されるとリース期間終了までの数年間、補助率は下げられることはない。補助金の予算額は短期と長期の合計で設定されているため、長期リースの補助額が増えると短期リースの補助額が下がる仕組みとなっている。</p> <p>平成22年度の短期リースにおいては、要望額が予算額の1.18倍にのぼったため、要望補助金額の100%は交付できず、一律に84.5%となっている。リース助成先を見たところ、短期・長期リース両方で助成されているところがあった。</p> <p>短期・長期における同時応募は、応募者が多い場合には、公平性の見地から不可にすることを予め交付要綱に定めておくのが望ましかったといえる。</p> | <p>当該事業は平成22年度に終了したが、今後、補助金交付先の選定にあたっては、公平性を見地から配慮していく。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書124ページ</p> |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(2) (事業実施期間について)</p> | <p>今後同様の事業を実施する場合、補助金の交付等にあたっては、実施可能期間の検討を適切に行った</p> | <p>報告書125ページ</p> |

| | | | |
|----------------------|--|---|------------------|
| | <p>要綱が定める助成可能期間よりも短い期間で事業が終了することが行われれば、補助制度を利用する県民からの信頼性を損なうであろう。今後は、事業をするにあたり、実施可能期間の検討をより適切に行った上で交付要綱を定めるのが望ましい。</p> <p>また、当該事業は平成22年度で終了しているが、応募者が多くニーズがあったこと、またリース機械の導入による作業コストの縮小が見込まれるという効果から、補助金の意義はあったものと解される。リース助成事業を今後も継続するのが望ましいのではないと思われる。</p> | <p>上で実施していく。</p> <p>また、当該事業は費用対効果を検証したうえで廃止したが、機械購入事業は力強い林業事業体育成事業により行っており、リースについては（公財）森林ネットおおいたの民間林業事業体に対する貸付用機械を利用するなどの情報提供を行っていく。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>森林整備地域活動支援交付金</p> | <p>【指摘事項】</p> <p>(1)（県のモニタリングについて）</p> <p>事業が適切に実施されたか否かの確認として、大分県森林整備地域活動支援交付金交付事業実施要領及び大分県森林整備地域活動支援事業補助金交付要綱によると、交付対象者が実施状況を市町村に報告し、市町村が対象行為について書類審査及び現地確認を行い、完了届（完了調書）を県振興局に提出するものとされ、県振興局の調査員が事業完了の確認の調査を行い、完了確認調書を作成することとされている。なお、完了確認調書は市町村の完了調書と一緒に県振興局から本庁の農林水産部（林務管理課長）に送付されている。</p> <p>県（振興局）の完了確認調書を閲覧したところ、証拠書類その他備付整理状況、事業の状況の2点において「良好」と記されているのみであり、具体的に何の調査を行ったのかが全く記載されていなかった。要領や要綱に、県振興局の確認内容について詳細な定めがなく、モニタリングの整備及び運用が不十分であるものと思われる。</p> <p>もちろん市町村が実施状況のチェックを既に行っているため、県振興局による過度な調査はかえって無駄であるが、補助金が適切に支払われているか、作業が実際に行われているかといった事業上の基本的かつ重要な事項については、県においても市町村や交付対象者に対する一定のモニタリングの内容を定め、たうえで確認調査を実行する必要がある。</p> <p>完了確認調書の作成においても、県振興局の調査員が現地調査を行った場合には調査の日時・場所を記載する、あるいは、閲覧した証拠書類や帳簿を記載するなど、一定の調査手続・内容を調書</p> | <p>完了確認調査要領（大分県森林整備地域活動支援事業調査要領）を制定し、具体的な検査事項と検査方法及び完了確認調書の記載方法を定め、モニタリングの体制整備を図った。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書126ページ</p> |

| | | | |
|------------------------------|---|--|------------------|
| | <p>に残しておくべきである。</p> <p>以上のように、事業の実施状況の確認において、県振興局は完了確認調書の作成をすることとなっているが、必要な確認内容が定められておらず、確認調書の記載も不十分であった。交付対象者や市町村による適切な事業の実施を一定水準担保するためにも、モニタリングの整備体制と運用の見直しを行うべきである。</p> | | |
| <p>県単補助林道事業費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (目標の選定について)</p> <p>この補助金の成果指標として、開設等を行った林道整備延長 (km) が挙げられている。</p> <p>平成22年度は計画2.5kmに対し、実績は0.8kmであり達成率が32%と低く、これについて、県の担当者によれば、整備延長の指標は必ずしも事業の効果を示していないということである。つまり新たな林道を開設しても、その舗装やのり面の整備が未了であれば、暫定的な延長とされ、林道整備延長にカウントされないことになる。</p> <p>例えば、2年にわたる工事の場合、当年度に道を先に長く通して、翌年度まとめてのり面や舗装の工事を行う手法のものについては、翌年度にまとめて林道整備延長が計上されることになるので、特段問題はないとしている。</p> <p>しかし、林道整備延長が計画に満たなかったところについて、その理由や妥当性の検討が行われた証跡はなかった。現在の成果指標は、事業の効果を適切に表していないものと考えられることから、今後は林道整備延長のみならず暫定的な延長の数字も併せて成果とする方が望ましい。また、事業毎に事業計画と実績を個別に把握し、計画と実績が乖離しているところについては、その理由を把握し妥当性を検討する必要がある。</p> | <p>完成延長と暫定延長の両方で延長管理をして、実績を把握することとする。</p> <p>また、計画と実績が大きく乖離している路線については、その原因を把握するとともに、次年度以降の計画に全体延長の確保が図られるよう市町村を指導する。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書127ページ</p> |
| <p>フォレストコミュニティ総合整備事業費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (重要な変更内容について)</p> <p>大分県林道事業費及び林道災害復旧事業費等補助金交付要綱において、補助事業の内容及び経費の配分に係る重要な変更をする場合においては、知事の承認を受けることとなっている。具体的には、施行路線 (林道改良、林道関連施設は施行箇所) の変更、施行路線の位置 (林道改良は施行位置、事業の種類) 又は全幅員の変更、事業種目の新設・廃止、施行路線ごとの施行数量の30%を超</p> | <p>今後の林道等の整備は、木材生産計画に対応して必要な延長を確保することが林業振興にも重要となることから、路線ごとの施工内容を把握するため、平成24年度より施工数量 (延長) の増加についても、当初の30%を越える場合は変更申請の対象とするよう要綱の改正を行った。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書128ページ</p> |

| | | | |
|------------------|---|--|-----------|
| | <p>える減少等がその対象となっている。 施行数量においては30%を超える減少のみが対象となっているが、事業の適切な施行を確保するために、増加においても一定の基準を設け変更申請を行う対象に含めるべきである。</p> | | |
| 美しい里山づくり支援事業費補助金 | <p>【監査意見】 (1) (整備地区数について) 大分南部では5年間で2件しか行われておらず、地域によって活動に温度差があることが予想される。県全域で里山づくりが浸透するよう、大分南部の市町村や自治会等を中心に当該補助金の制度を周知する必要がある。</p> | <p>広報活動として新聞広告や県ホームページへの掲載、ボランティア通信の発行・配布等を実施、また、大分南部地区では、平成23年度に佐伯地区流域林業活性化センターが事業周知のためにチラシを作成し、全戸に配布した。引き続き効果的な広報の方法も検討しながら周知に努める。 【対応済】</p> | 報告書130ページ |
| | <p>【監査意見】 (2) (里山づくりの支援のあり方について) 森との共生推進室（農林水産部）は里山林の整備地区数（補助対象件数）を成果指標としている。しかし、整備地区数は予算額に応じてある程度制限されてしまう。里山づくりは地域が自主的に行うことが望ましいものであることから、その効果は今の活動指標だけでは計れない。また、現在の効果指標ではどれだけ補助金が効率的に使われているかということは確かめることができない。 そこで、活動に対する参加人数についても把握するのが望ましいと考える。里山づくりが多くの地域住民等により行われたということは、補助金が効率的に使われた、あるいは里山づくりという活動の周知の程度を計る一つの指標であろう。平成18年度から平成22年度までの参加人数を見ると、決して補助金の金額と補助事業における参加人数は比例しないことがわかる。 今後は補助金によってどれだけ多くの地域住民等を巻き込んで里山づくりを行えたかという効率性を考慮するのが望ましいと考える。例えば、補助金1万円あたりの参加人数といった指標を設定したうえで、自主的な里山整備活動の周知や森林ボランティアの意識の醸成を意識した活動を市町村に促していく方が望ましい。そうすることにより、里山づくりが一時的な活動で終わることなく、継続的な活動につながっていくものとする。 したがって、地域が自主的な里山づくりを継続していくための方策を考えた上で活動を支援していくべきである。</p> | <p>成果指標としては森林ボランティア参加人数とし、里山づくりに参加する地域住民や里山の恩恵を受けている里山近隣の人々などを巻き込んで植付け、下刈り、つる切りなどの保育作業を適期に実施し、継続可能な里山づくりを推進する。 【対応済】</p> | 報告書131ページ |
| 有害鳥獣捕獲事業費補助 | <p>【監査意見】</p> | <p>被害対策には「集落環境対策」「予防対策」「捕獲</p> | 報告書132ページ |

| | | | |
|-----------------------|---|--|------------------|
| <p>助金</p> | <p>(1) (鳥獣被害総合対策事業について) 平成18年度から平成22年度までの5年間の捕獲数と被害金額との関係を散布図として表示してみると相関関係があるとはいえないことがわかる。つまり、捕獲数を上げることが被害金額の減少に数字として直結しないことがわかる。 その理由として以下のようなことが推察される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 被害額が大きいほどイノシシが人前に現れやすく捕獲も比較的容易となり、結果被害額と捕獲数の両方が大きい数字で発生するのではないか。 現在の事業の組立てよりも、より効果的な事業の組立てがあるのではないか。 <p>現在、県では鳥獣被害総合対策事業において、当事業を含めた各事業が鳥獣被害防止についてそれぞれどれほどの効果があるかということ想定・把握していない。鳥獣被害の防止活動を効果的・効率的に行うため、どの事業にどれほどの補助金等の資源を配分すべきかを考えて、最も効果的な手段の組合せを検討していく必要がある。過年度の事業実績と被害額との関連づけを行うことなどにより、鳥獣被害防止について有効性や効率性の観点から、事業の選択と集中を図っていくよう検討してもらいたい。</p> | <p>対策」「獣肉利活用対策」の4つの施策をバランス良く実施することが重要であり、鳥獣被害総合対策事業、森林シカ被害防止事業、鳥獣害と戦う集落支援事業、造林事業、農業農村整備事業等を実施する中で被害軽減に向けた取組を進めているところである。今後も引き続き、条件が異なる地域や集落の状況に応じて、有効性・効率性の観点から、最大の効果が発揮されるようそれぞれの対策を組み合わせ被害軽減を図っていく。 【対応済】</p> | |
| <p>間伐促進路網整備事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (成果指標について) 県は平成22年度までは作業道等開設実績 (km) を事業の成果指標とし、平成23年度から間伐面積 (ha) を事業の成果指標としている。 事業は、間伐の推進による森林の健全化と森林資源の充実及び高度利用を図るために行うものであるから、成果指標としては、作業道等開設実績よりも間伐面積の方が望ましいといえる。 平成20年度と平成21年度をみると、作業道等開設実績及び間伐面積の達成率が逆の結果になっている。 ただし、平成23年度の事務事業評価指標の間伐面積は、当該事業である県単独事業のみならず、国による他の事業で実施された間伐面積も含まれている。当該事業の間伐面積は9,730 haのうち、642 ha (6.6%) のみであるから、当該事業が県全体に与える影響は僅少である。したがって、全体を評価指標にしても、目標達成の可否は当該事</p> | <p>当該事業は平成22年度で廃止した。後継事業となる林業再生路網整備事業の評価指標については、当該事業で実施する路線毎の間伐等森林整備面積を評価指標として設定する。 事業の効率性については、実施要領において年度別間伐等森林整備計画を提出させるとともに、その年度別実績についても作業道台帳として管理するよう定めており、引き続きモニタリングを実施する。 【対応済】</p> | <p>報告書134ページ</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|---|------------------|
| | <p>業以外による要素が大きいと、適切な事業評価は行えないものと思われる。</p> <p>今後の成果指標については、県全体の間伐面積ではなく、当該事業で実施される間伐面積のみで設定するのが望ましい。</p> <p>事業の効率性について、今後は、振興局別・市町村別に100mあたりの間伐面積を測定する等地域別の成果を把握し、市町村の事業を継続的にモニタリングするべきである。</p> | | |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(2) (今後の検討課題について)</p> <p>今後大分県が林業を見直すとするれば、先を見据えて品種転換も含めた皆伐の検討と、それをコスト的に可能とする路網の整備、山の持主との調整のための林業普及員の積極的な活動が重要になってくるのではないだろうか。戦略的な観点を持って検討されたい。</p> | <p>皆伐の推進については、木材価格の下落が続いている中において、さらなる価格の下落を招く恐れもあるため、市場動向を見極めながら検討したい。</p> <p>品種については、消費者ニーズにあった材質の優れた苗木の供給が重要であるため、県研究センターが評価選定した優良品種を県の推奨品種として普及を図り、遺伝的性質の明らかな母樹を県営採穂園で造成する等供給体制の確立に努める。</p> <p>低コストでの木材生産や間伐等の森林整備を行う上で路網整備は不可欠であり、また小規模な森林所有者を集約することも重要である。路網についてはこれまでも公共造林事業や基金事業を活用し整備に努めてきた。今後も延長となった基金事業等を積極的に活用し推進する。また、集約化し、計画的な間伐等森林整備を推進するためには林業普及員の役割が非常に重要であるため、引き続きその資質向上を図るとともに、効率的に活動できる体制について検討したい。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書135ページ</p> |
| <p>おおいた竹林再生モデル事業費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (竹林面積の拡大防止について)</p> <p>県内の竹林面積は平成10年度には12,403haであったが、平成19年度には13,465haに拡大し、9年間で1,062ha、1年で約100haほどのペースで増加し続け大半が放置され竹やぶ化しているという。</p> <p>これに対し、当事業の伐採面積は1年間で10haから20haであるから、抜本的な対策を行わない限り竹林面積の増加に歯止めをかけることは困難であると考えられる。例えば、竹材を原材料としたロットの大きい製品開発を進め、竹林を伐採するインセンティブを働かせること等が考えられる。</p> <p>県においても、平成21年度に竹林活用や竹材利用の推進を総合的な観点から検討するため、県の関係部課室で構成する竹プロジェクトチームを設</p> | <p>増加する放置竹林問題を検討するため、県庁内の関係部局等で構成する竹プロジェクトチームを設置、竹林整備や竹材の用途開発利用等の推進について3回にわたり検討し、様々なアイデアが提案された。しかし、いずれの需要・用途開発もコスト面（伐竹・搬出・運搬）で課題があり実施が難しく、基本的な方向として竹林整備を重点的に実施することとした。</p> <p>県の竹林面積は管理放棄箇所を中心に増加傾向にあるが、全てが県民生活や経済活動に支障があるわけではなく、しかも、竹林整備にはヘクタールあたり200～300万円の処理経費がかかることから、整備にあたっては箇所を絞り込み、さらに個人が実施するものと公共で実施するものを整理する必要がある。また、整備手法や効果を県民や所有者等に示す</p> | <p>報告書137ページ</p> |

置している。プロジェクト会議の検討結果の資料を見ると、同年12月と平成22年2月、3月の3回にわたり、竹肥料の可能性や竹チップボイラーの暖房試験や竹製エコバックの開発等新用途・新事業への可能性を検討している。竹林整備の取組を継続する一方、竹材の用途開発・販路開拓を引き続き検討すること、具体的には竹入紙や竹肥料、竹ペレット燃料等の用途・需要の開発・拡大を図ることで一致し、竹問題を県民へ提起するとともに環境団体ボランティアの竹林整備を推進することとしており、資料の最後には「今後も必要に応じて会議を開催し、部局横断的な連携を推進する」という形で締めくくられている。しかし平成22年度においては会議が開催されていない。

放置竹林の増加は続いており、県は本腰を入れて継続的な対策に乗り出すべきである。

必要もあることから、平成21年度内に「おおいた竹林再生モデル事業」を予算化し、まずは県主導で県民の目に触れやすい里山林周辺で拡大する荒廃竹林をモデル的に整備し、広葉樹林化やタケノコ生産等に適した竹林へ誘導することとした。

(平成22～23年度実績)

- (1) タケノコ生産等のための優良竹林化、16箇所、約27ha
- (2) 広葉樹林化、15箇所、約20ha
- (3) 竹粉碎機活用による竹林整備、約80haなど計約127haを整備

また、問題意識を持ったNPO法人やボランティア団体が森林環境税（提案事業）を活用し、県内19カ所で延べ約5,500人が参加して里山での竹林整備を実施した。

今後も、的を絞った竹林整備を中心に取り組んでいく。

【対応済】

【監査意見】

(2) (モデル事業の計画について)

当該事業はモデル事業であることから、事業実施後その成果を県内に広げていく目的で行われているが、モデル事業を実施するに当たっては、活動の広がりや効果・課題の抽出が重要となる。

活動の広がりとは、モデル事業は一時的な試行事例であるから、目的を達成するためにモデル事業終了後にどのような形で後続の事業を生みだしていくかということが重要である。

効果及び課題の抽出とは、試行事例から事業の効果と課題点を抽出することで後続の活動内容を目的の達成に向け、より効果的・効率的なものにするための行為である。監査過程で当モデル事業についてこのような検討がなされた証跡はなかった。

前述のとおり、今の竹林伐採のスピードは放置竹林面積の拡大に全く追いついていない状況であり、伐採活動を可能な限り増やしていく必要があると思われるが、活動の広がりについてそもそも明確な計画がなく、効果については事業実施場所についての確認のみ行っている状況であり、まさに木を見て森を見ずの状況である。

モデル事業の重要な成果は、モデル事業の終了時ではなく、終了後のモデル地区以外における後

おおいた竹林再生モデル事業（平成21～23年度）は、森林組合やNPO法人などを実施主体として、県が直接補助した事業である。

平成24年度から実施している竹林再生事業は、このモデル事業を発展的にかつ継続性を持たせるため、市町村が実施主体となり、公的に整備が必要な竹林を中心として、計画的に事業を行うよう位置付けた。

*平成24年度計画・・・広葉樹林化→ 5ha
優良竹林化→ 20ha ほか

また、個人等が実施する竹林整備についても、引き続き、森林環境税活用事業等で支援を行う。

【対応済】

報告書137ページ

| | | | |
|--|---|---|------------------|
| | <p>続の活動の実績によって実現し得るものと考え る。今後はモデル事業後の先の活動を見据え、活 動の広がりをも有する明確な計画を持ったうえで、 事業を実施する必要がある。</p> | | |
| <p>大分県漁協組織強化推 進協議会補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (補助金の効果について) 県側の説明によれば、この補助金の効果は漁協 が滞りなく合併できたことであるとして、その効 果は平成14年4月にすべて発現しているとする。 しかし、この補助金は単に合併を成功させるた めだけに10年間支出されるものではない。県の意 図としては県下の漁業者が漁協からサービスを受 けることによって、安心して漁業に従事できるた めの基盤作りの意味合いが大きいと考えられる。 そのため、この補助金の効果は合併後の漁協の経 営が盤石なものとして成り立っていくことによっ て初めて発現すると言えるのではないかと。 そこで、当該漁協の経営であるが、事業報告書 によれば黒字とのことである。今回漁協に往査す ることはできなかったため、その財務内容の真実 性や健全性については確認することはできなかった。 しかし、組織図や事業報告等から見る限りは組 織的にも十分整備されておらず、効率性にも問 題がある。 加えて、平成23年12月に嘱託職員による横領も 発覚しており、内部統制についても懸念がある。 こういうことから判断すると、この補助金の効果 はいまだ十分に発揮されているとは言えない。 したがって、漁業者が安心して充実したサービ スを受けられるような、合併後の漁協の経営体制 が実現するように県としては十分に指導監督を行 うべきである。</p> | <p>平成14年4月の合併以降、大分県漁協に対して水 産業協同組合法に基づく検査を毎年行っており、そ こで指摘した事項について、適宜、指導監督を行っ ている。また、県漁協は、内部監査以外に全国漁業 連合会や農林中央金庫などからの監査も受けてお り、適正な運営に努めている。 平成22年度から事業利益・経常利益とも黒字とな り、経営改善計画（平成20年度～平成25年度）に沿 った取組も進んでいる。 また、23年度に発生した不祥事件を受け、県漁協 は速やかにその再発防止対策をまとめた。あわせて、 継続して不祥事再発防止及び経営状況の点検・協議 を行うことを目的とした大分県・農林中央金庫・県 漁協3者による委員会を平成24年度(8月)に立ち上 げるなど、指導・監督の充実を行っている。 【対応済】</p> | <p>報告書138ページ</p> |
| <p>土木建築部 建設産業企業合併支援 事業費補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (補助事業について) 補助金の目的は、厳しい経営環境に直面してい る建設産業の再生や構造改善の推進を図るため、 建設業者の行う経営力強化の取組を支援すること である。合併の効果は事業規模の拡大によるコス トの削減、業務の合理化等、会社にとって利益を 増加するようなものでなければならない。ところが、 人的・資本的関係が緊密な会社同士の合併等 については、そもそも自主的に合併できる要素が あり、また合併によるメリットも特段有すること</p> | <p>この事業は建設業者の経営力強化を図ることを第 一に、合併を促進し需給ギャップの解消を図ること も目的の一つであるため、引き続き必要である。補 助対象者の人的・資本的関係については、これまで 以上に厳格な取扱いとするよう、人的関係は対象外 を一親等内から三親等内親族に改め、資本的関係に ついては法人の役員との関係も対象外とする改正を 平成24年10月に行った。 また、合併後の経営状態等を把握するため企業訪 問を実施し、取引実績や財務内容の把握を行い、合 併による効果を具体的に検証していく。</p> | <p>報告書141ページ</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|---|------------------|
| | <p>なく、単なる形式的な合併となることも多く、これに補助金が利用されるおそれがある。県も交付要綱で合併契約日において以下、ア～エのような法人については人的関係・資本的関係のある法人間の合併等とみなし、補助金の対象外としている。</p> <p>ア 両方の法人の代表者が同一人物である場合 イ 一方の法人の代表者の配偶者又は一親等内の親族が相手方の法人の代表者である場合 ウ 一方の法人が相手方の法人の議決権(株式等)の50%以上を所有している場合 エ 同一人物(株主)が、両方の法人の議決権の3分の2以上を有する場合</p> <p>平成22年度の補助対象は以下の2件であり、その内容を検討すると以下のことがわかる。</p> <p>(事例1) 同一の人間が取締役に就任している法人間の合併であり、当該取締役は、一方の法人の全株式を所有している。</p> <p>(事例2) 合併契約日時点では上記ア～エに該当していないが、合併効力日時点では上記イに該当し、また、合併契約日においては、2法人の代表取締役は甥—おじの関係となっている。</p> <p>上記二つの事例は、形式的にみるといずれも対象外ではないが、明らかに法人間において「人的関係」或いは「資本的関係」は存在しており、要綱に定めた規定の趣旨を鑑みると要綱が潜脱されている可能性がある。</p> <p>また、本事業については、合併前の建設業者の財務諸表・役員等の状況等の資料の入手は行っていないものの、合併後の財務諸表の入手や取引実績の把握等は検討されていなかった。合併による効果を具体的に検証して、今後の施策に生かしていくべきである。</p> | <p>【対応済】</p> | |
| <p>建設産業新分野進出支援事業費補助金</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (効果の検証について) 本来この補助金の目的は、建設産業の経営力強化であることから、補助対象の選定において業者の現況と計画を適切に見極めた上で補助を行い、効果の検証においては新分野参入の有無のみならず、その要因まで分析する必要がある。そして、参入業者については事業の成否までフォローすれば事業当初の目的が達成されたかを把握すること</p> | <p>この事業は建設業者の経営力強化を図ることを目的として、新分野進出を促進するための調査研究等に補助するものであり、新事業の直接投資を補助するものではない。</p> <p>しかしながら、補助金交付先の決定にあたっては、ヒアリング等において、新事業における自主的な取組状況や経営の現状、資金計画、販路などの市場動向等についてこれまで以上に内容を精査する。また、企業訪問等により新分野事業の売上等経営内容の実</p> | <p>報告書142ページ</p> |

ができる。

現在、担当部局は補助金のフォローアップを行い、補助事業に係る現況や今後の予定等を調査しているが、そもそも目標がないため、何をもって効果があるのか評価基準が不明確である。資料には「参入が期待できる」という県のコメントがあるが、参入だけが目的ではなく、参入による経営力強化が目的であり、これだけでは不十分である。

建設業者が新分野への検討、参入、事業化の安定までにどれほどの時間を要するのか、実現可能性がどの程度あるのか、補助金の効果はどれほどと想定できるのか等を分析し、当事業の検証を施策に生かすことが肝要である。

平成20年度から平成22年度までの新分野を見ると農業が目立っており、平成22年度に実施した6件はすべて農業（園芸含む）となっている。農業は、他の業種に比べ参入障壁は高くないため進出しやすいように見られるが、県による対象企業調査結果によると、参入に係る投資額の大きさ、また作物によっては収穫時期が遅く投資の回収可能性が不透明な要素、あるいは建設業における繁忙期と農業の収穫時期が重なるなどの点が報告されており、事業の安定化は容易ではないことが見て取れる。

平成21年度の12の業者のうち、農業は6件あり、うち5件は実際の参入が行われているというが、事業の安定や経営力強化が図れているかどうかの検証は行われていない。

今後この補助金が効果を上げるには、建設業者の新分野への事業化の計画や実行可能性、現在の財政状況を見極めたうえで、より対象を絞って業者を選定する必要がある。また、フォローにおいても、参入の有無のみならず売上や利益の向上を通じた経営力強化の実績を確かめられたいところである。

交付状況を見ても分かるように、単一の建設業者が少ない投資金額で新分野での成功を収めるのは容易ではない。そこで、複数の業者が同一分野への参入を図る場合については、事業組合を結成し、各々の経営資源を集中して、業務水準の向上と効率化を図った上で新分野への参入を行っていく等、事業化の成功確率を向上させる方策も検討する必要があり、これらも含めて補助金の対象要件を見直すことも検討されたい。

態把握を行うとともに、中小企業診断士等と連携して事業化後のフォローアップを強化していく。

【対応済】

| | | | |
|---------------------------------------|--|--|------------------|
| <p>教育委員会 宿泊施設「豊泉荘」改修工事助成事業補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (利用率の向上について) 豊泉荘の平成23年3月における利用は、施設の利用率としては極めて低い水準となってしまうている。 利用率が低いことについては以下の二つの問題がある。 ア 本補助金は公立学校共済組合員保養施設である宿泊施設「豊泉荘」の老朽化による改修工事に伴って、県が資金的に支援することで利用者サービスを向上させ、教職員の福利厚生を充実し、ひいては優秀な教職員を確保することにある。しかし利用率が低いままであると所期の目的が十分に達成されない可能性があり、補助金が有効に使われていないことになる。 イ 利用率が低いままであれば、利用料収入が減少し、ひいては公立学校共済組合大分支部の宿泊経理区分の収支が赤字となってしまう。その場合には保健経理区分より繰入れを行うことになるとの説明を受けた。しかし、そのような事態になると、いわゆる保健経理の資金、すなわち公立学校教職員の毎月の給与から掛金が入れられ、雇用主である自治体が同額負担金を支出することによって健康増進等のために使われる資金が、宿泊施設の赤字補てんに使われることとなり、望ましくないことになる。</p> <p>以上のようなことから、当該豊泉荘の利用状況の把握と経営状況の把握には常に注意を払い、場合によっては一般利用客の料金を若干下げるなどして利用も促すなど努力するべきである。</p> | <p>宿泊施設「豊泉荘」の経営については、民間のノウハウを生かし、安定した経営を目指して、平成22年度から施設の運営を民間業者に委託し、利用率については、営業収入増加策の一環として、平成23年度に施設の利用料金を引き下げた効果等により、平成24年3月末時点で、利用者が前年比134.5%（宿泊者数130.4%）、施設収入額が124.4%と伸びている。</p> <p>また、共済組合員の宿泊者数についても、前年比122.8%と伸びており、教職員の福利厚生施設としての活用が向上している。さらに、新聞や雑誌広告を通じて利用を促すことにより、一般利用も増加している。</p> <p>今後も利用状況と経営状況について注意を払い、当該施設の利用増加・経営安定に努める。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書143ページ</p> |
| <p>大分県文化関係団体補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (事務局の独立性について) 県の説明としては事務局を移すことも検討しているが、任せるほどの主体がなかなか現れていないことと、事務局職員の人件費が賄えるほどには収入がなく、また会費受入れの便宜上受け皿が必要だったこともあって現在の体制となっていることである。 資料を閲覧し、担当者にヒアリングしたところ、権利能力なき社団の要件は満たしているが、県からの実質的独立性という点では連盟の事務局ポストが局長、次長ともに県職員であり、事務作業についても県職員が行っていることから問題がない</p> | <p>事務局の受け皿を検討しているが、現時点では職員を雇用するほどの収入や事務量がないこと、個人会員の多くが高齢者で事務作業を担うことが困難であること、団体会員（企業）は活動への参加がほとんどなく協会の事務を任せられる状況にないことから、事務局を独立させる状況には至っていない。</p> <p>引き続きこれまでの事業の成果を検証し、事務局のあり方も含め関係団体と協議を進める。</p> <p>【検討中】</p> | <p>報告書144ページ</p> |

| | | | |
|----------------------------|--|---|------------------|
| | <p>とはいえない。 九州の他県の状況は鹿児島県及び沖縄県が、大分県と同じく県庁内に事務局を置いているが、事務作業は両県ともに団体職員が担っているということであり、福岡県、佐賀県、長崎県については民間の各団体が独自に活動しているとのことである。 各県によって活動状況等は異なるが、大分県の場合も将来的には事務局を県より独立させるように努力すべきである。</p> | | |
| <p>警察本部 大分県防犯協会補助金</p> | <p>【監査意見】 (1) (補助金の効果的な支出について) 当該補助金は、大分県防犯協会の事業活動全般に対して活動費の補助というかたちで交付されているが、補助金のより効果的な活用を考えるならばその使用目的をもっと明確化すべきである。 広報誌の発行や新聞、ラジオ等のメディアを使った広報、ポスターの作成、防犯団体への物品助成に対して多くの補助金を使用されているが、例えば「自分の安全は自分で守る」という防犯思想を普及させるには、実際に住民が主体となって行っている自主防犯パトロール隊に対する支援にもっと重点を置くことが考えられる。 安全、安心な生活は誰もが望むことであり行政に対する要望も強い。その一翼を担う防犯協会に対して事業費を負担することに異存はないが、金額も定額であり総花的に出している感が否めず、県としてはその出し方を工夫すべきと思える。</p> | <p>これまでの補助金は、補助金交付要綱に定めた補助対象経費の全般に対して広く交付していたが、より効果的な支出を行うため、補助金交付要綱を改正し、平成24年度から補助対象経費を、「防犯思想の普及及び防犯意識の高揚に要する経費、少年の非行防止及び被害防止に要する経費」に限定するとともに、予算の範囲内としていた補助率を補助対象経費の2分の1以内とした。 また、県警では、刑法犯認知件数に占める割合が最も高い自転車盗抑止対策を平成24年の街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策の重点推進事項としていることから、平成24年度の補助金は、自転車盗抑止対策事業に特化して交付することとした。 今後は、補助金の使用目的を明確化し、より効果的な支出を行う。 【対策済】</p> | <p>報告書145ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (2) (事業効果の検証について) 当該補助金は、その効果を検証するための指標として刑法犯認知件数を使用している。 刑法犯認知件数は平成16年度から7年連続して減少している。 担当課はこれをもって補助金の支出に一定の効果が認められるとしているが、刑法犯認知件数の減少は、防犯協会の活動もさることながら、警察や住民の活動等様々な要素が絡んで達成できたものと思われる。したがって、効果を検証するには大きすぎる指標であり、当該補助金との関連性が明確にはわからない。実際に当該補助金は昭和43年から始まっているが、刑法犯罪認知件数が減少に転じているのは平成16年度からであり、これが当</p> | <p>これまでの補助金は、補助金交付要綱に定めた補助対象経費の全般に対して広く交付していたため、補助金の効果の指標を「刑法犯認知件数」としていたが、平成24年度は、補助金をより効果的に活用するため、自転車盗抑止対策事業に特化して交付していることから、本年度の補助金の効果を検証する指標は「自転車盗の発生件数」とした。 今後は、防犯協会の活動に直接関わるものを指標とし、効果の検証を行う。 【対応済】</p> | <p>報告書145ページ</p> |

該補助金の効果によるものかどうか判断できない。おそらく、警察をはじめ関係機関の尽力も少なからずあったものと推察される。

防犯協会に係る事業の成果を測る指標としては、上記のような大きな指標ではなく、同協会の具体的な活動に係るものを選択することが妥当である。他の自治体では自主防犯パトロール隊の新規結成数やパトロールの実施回数を検証指標としているケースや、自転車盗難防止のためのワイヤーロックキーの購入を補助対象としていることから、より具体的に自転車盗難の発生件数を指標としているケースも見受けられた。いずれにしろ、防犯協会の活動に直接関わるものを検証指標として用いるべきである。

(注) 表中の「報告書」とは、平成24年3月30日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第527号により公表された「平成23年度包括外部監査結果報告書」である。

平成23年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：大分県における外郭団体の事業運営とこれに対するモニタリング及び統制)

| 監査対象団体名 | 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 | 備 考 |
|----------------------------|---|--|----------|
| 企画振興部 財団法人大分県文化スポーツ振興財団 | <p>【監査意見】 (1) (受託料の精算について) 大分県立総合文化センターの管理運営に係る受託料について、剰余金が発生した場合、県に返還することになっているが、財団の経営努力をさらに高めるために、当該事項の見直しが必要である。</p> | <p>受託料の精算については、利用料金制度を採用していること及び税法上の関係から、iichiko総合文化センターの管理業務に係る支出が収入を下回った場合、その差額を県に返還する協定内容となっているため、現行の指定管理期間においては当該差額分を財団に留保させることは困難である。 次回の指定管理者更新に際し、指定管理者の経営努力を高める方法の導入について検討する。 【検討中】</p> | 報告書17ページ |
| | <p>【監査意見】 (5) (財団の公益性について) 財団では、公益財団法人への移行を検討しているが、担当者へのヒアリングの結果、事業自体としては当財団の公益性については以下のように考えられる。 財団法人大分県文化スポーツ振興財団は、公益財団法人への移行を検討しており、平成24年9月に大分県へ公益認定を申請する予定である。公益財団法人への移行に当たっては、公益目的事業比率、(株)大分フットボールクラブへの貸付金(貸</p> | <p>会計と業務の整理等をし、平成24年度から平成20年公益法人会計基準を適用した。 また、財団の公益性については、施設の貸出しをはじめ各課題の解決に努め、現在、公益財団法人への移行手続を進めている。 【対応済】</p> | 報告書18ページ |

| | | | |
|-----------------------------------|--|---|-----------------|
| | <p>付金額200百万円、平成21年度末残高99百万円)等の課題はある。財団では、これらの課題を解決した上で、公益財団法人への認定を得る方針を決定している。</p> <p>スタッフの充実した催事の開催者は別として、それ以外の方々が施設を利用するには、財団職員のきめ細かなサポートが必要となっている。その意味では単に施設を貸し出すということだけではなく、公共文化施設としての公共性・公益性に基づいたサポートによる利用の確保を図り、適切に運営すること自体が施設を利用した地域文化の振興を果たしている。これをもって公益性を認識することができることから、公益目的の事業の範疇に入れることができると考えられる。</p> | | |
| <p>福祉保健部 社会福祉法人大分県社会福祉協議会</p> | <p>【監査意見】 (2) (事業の優先順位について) 県社協が本来やるべき、最も優先度の高い「住民主体による地域福祉活動の推進」に係る取組の状況が不十分と考えられる。 事業の優先順位を把握して、本来の目的に立ち返って優先順位の高いものから行う必要がある。</p> | <p>平成22年8月に策定した第2次総合福祉計画（改定版）に基づき、地域福祉推進の中心的な役割を担う市町村社会福祉協議会の基盤強化や人材育成、小地域福祉活動の拠点づくりへの支援など、「住民主体による地域福祉活動の推進」に重点的に取り組んでいる。</p> <p>具体的な取組は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 地域福祉活動計画策定支援 平成22年度末に未策定であった4市町村社協に対し、策定手法等の個別支援を行い、その結果、平成23年度は1市町村社協（別府市社協）が策定に至り、2市町村社協（臼杵市・日出町）については、平成24年度中に策定見込みである。なお、残る1市町村社協（姫島村）については、小規模自治体であり、行政主導により地域福祉を推進しているため、市町村社協独自の計画策定は不要とした。</p> <p>また、計画見直し予定の市町村社協に対しては、次期計画策定に対する計画の評価方法や計画遂行の管理などへの助言を行った。</p> <p>さらに、地域福祉の推進基盤となる市町村社協役職員の資質向上を目的とした研修会等を研修体系にもとづき実施した。</p> <p>*平成23年度 研修会開催 10回 自主学習支援への講師派遣 18回</p> <p>(2) 小地域福祉活動の拠点づくりへの支援等 ア ふれあいいいきいサロン、子育てサロンの設置促進等 「サロン活動」の新たな立上げや機能強化のための助成支援のほか、担い手に対する研修を</p> | <p>報告書39ページ</p> |

| | | | |
|--------------------------------------|---|---|-----------------|
| | | <p>開催した。また、サロン作りの積極的な推進を図るためのフォーラムを開催した。</p> <p>*平成23年度末総サロン数 1,471カ所</p> <p>現時点では全ての市町村においてサロンが設置されているが、今後もフォーラム等を継続するとともに、平成25年度に、助成支援したサロンの活動状況を調査し、事例集として取りまとめることにより、さらなる普及啓発を図っていく。</p> <p>イ 地区（校区）社協の設置促進</p> <p>「地区（校区）社協」数は、平成23年度末において県内に181カ所と平成22年度から22カ所増となった。未設置市町村社協については4カ所（平成22年度から2カ所減）あるが、うち3カ所（日出町・九重町・姫島村）については、行政主導により、地域の実情に応じた共助・支え合い組織が既に形成されているため、新たな地区社協の設立はせず、既存の組織の中で、市町村社協の協力支援のもと、地域福祉を推進していくこととした。</p> <p>なお、残る1カ所（由布市）については、異なる地域福祉活動形態の市町村社協が合併したこともあり、設立まで至っていないが、引き続き地域性に応じた単位での地区社協設立に向け、支援を続けていく。</p> <p>また、社会情勢の変化による新たな地域福祉課題の解決のため、現在、第3次総合福祉計画（平成25年度－平成29年度）の策定中であり、平成25年度からは同計画に基づき、さらなる「住民主体による地域福祉活動」の推進に取り組んでいく。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>生活環境部 財団法人大分県生活衛生営業指導センター</p> | <p>【監査意見】</p> <p>(1)（事業内容の見直しとその効果の測定について）</p> <p>ホームページへのアクセス数の把握等可能な限り事業効果の測定を行うとともに、事業内容が本当に事業者へのニーズに沿うものなのかの検討が必要である。</p> | <p>大分県生活衛生営業指導センターでは、事業者ニーズを的確に把握するため、平成23年度に食品安全・衛生課職員及び各事業組合の代表を委員とした情報発信委員会を開催し、ホームページの内容等について検討を行った。その結果24年8月には、事業者から相談の多い「営業相談」や「資金の借入れ相談」等のコーナーを設けるなどのホームページの全面改修を行うとともに、アクセスカウンターを設置して一月ごとにカウンター数を確認し、事業効果の測定を行うようにしたところである。</p> <p>一方、当該センターの事業は、国の補助事業実施要綱に基づき行われているものであり、センター独</p> | <p>報告書43ページ</p> |

| | | | |
|----------------------------------|---|--|-----------------|
| | | <p>自で、事業内容の大規模な見直しは難しいところであるが、相談指導事業については、コンピュータによる経営診断を取り入れるなど、事業者ニーズに対応した改善が図られたところである。また、各種研修会の内容は、法令や国の指導等に基づき実施しなければならないことから見直しは難しいものの、受講率の向上については、改修されたホームページを活用し、広く周辺徹底を図っているところである。</p> <p>今後も、当該センターの事業内容が、より事業者ニーズに基づいたものとなるよう指導監督に努めていく。</p> <p>【対応済】</p> | |
| <p>商工労働部 財団法人大分県総合雇用推進協会</p> | <p>【監査意見】 (10) (人材定住基金事業「SORIN」の有効性について)</p> <p>ハローワークでも求人情報のインターネットサービスが導入されたことにより、SORINの役割・意義は大きく薄れている。SORINの維持管理コストも多額であり、費用対効果の面で問題となっていることからSORINの廃止を検討すべきである。</p> | <p>SORINシステムについては、平成24年に改修を行い、同年10月に運用を開始している。改修後のシステムでは、ハローワークインターネットサービスにはない機能の充実を図り、数年先の転職・採用を考えるU・Iターン就職希望者や県内企業等のほか、登録対象を県内・県外の大学進学者に拡げ、早い段階から県内企業の魅力や就職準備に役立つ情報を提供している。さらに就職活動期にある学生にはシステムを通じて企業に自己PRできるサービスを提供するなど、学生の県内就職促進にも力を入れることとしている。</p> <p>また、スマートフォンへの対応や登録・更新作業の軽減等によりアクセスのしやすさや利便性に配慮することで、稼働率の向上に努めている。</p> <p>さらに、掲載情報の更新やメルマガ配信等、管理者によるメンテナンス機能を充実させ運用支援費を年間約500千円節約するなど維持管理コストの低減も図っている。</p> <p>【対応困難】</p> | <p>報告書49ページ</p> |
| <p>公益財団法人大分県産業創造機構</p> | <p>【監査意見】 (4) (特定資産の取崩しの状況について)</p> <p>平成20年度包括外部監査報告書において大分県産業創造機構に関して記載された特定資産の取崩しに係る監査意見は、一定限の措置がなされたものと認めうるが、さらに整理し取崩していく方向で検討されたい。</p> | <p>特定資産の整理については、平成23年度に特定資産全般について根拠の見直しを行い、根拠が明確でない3つの引当資産（研修充実整備引当資産、技術振興充実引当資産、什器減価償却引当資産）の取崩しを行った。</p> <p>【対応済】</p> | <p>報告書53ページ</p> |
| <p>財団法人ハイパーネットワーク社会研究所</p> | <p>【監査意見】 (1) (事業活動の認知度の向上について)</p> <p>県民への普及啓発活動の頻度を高めることや、県民と接する活動を増やすことにより事業活動の認知度を上げる方策を検討する必要がある。</p> | <p>事業活動の認知度の向上策については、農業、防災、教育など、地域社会に密着した分野の調査研究や学校における情報モラルに関する普及啓発などを通じて県民との接点を増やすなどの取組を行っている。</p> | <p>報告書58ページ</p> |

| | | | |
|--|--|--|----------|
| | | <p>例示のあった土日の研修ルーム開放については、主要な利用団体に対しヒアリングを行った結果、喫緊の要請はみられず、利用者の増加が見込めないことに加え、土日における人員配置に伴う人件費等の経済的負担の増加が費用対効果の面から不経済であるとの結論に達したことから、実施は見合わせることにした。</p> <p>【対応済】</p> | |
| 財団法人日田玖珠地域産業振興センター | <p>【監査意見】</p> <p>(4) (大展示場の利用促進について)</p> <p>振興センター内の大展示場の使用料は、自主財源確保のために必要不可欠であり利用率を高める方策を検討されたい。</p> | <p>大展示場の利用促進については、平成23年度に、当財団、日田市及び出えん団体とで協議し、地場産業の常設展示場化等の検討を行った。設置後の人員配置による人件費の増大や運営体制面等の問題もあり、恒常的な利用策の決定には至っていないが、既存顧客の利用に加え、環境・健康関連産業など幅広い業界に対する積極的な営業活動に取り組むことで更なる利用率の向上につなげることを事業計画に盛り込み、理事会で承認している。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書60ページ |
| 農林水産部 公益財団法人森林ネットおおいた (旧財団法人大分県森林整備センター) | <p>【監査意見】</p> <p>(2) (県との事業分担について)</p> <p>県と財団は同様の事業を実施しているため、将来的には事業の統合を検討する必要がある。</p> | <p>県民有林と県営林に係る事業は、保育等の施業管理と成長した樹木の財産処分に大別され、現状、主要な業務は、県営林では財産処分業務、県民有林では施業管理業務である。</p> <p>監査意見を踏まえ、事業を効率的に実施する観点から検討を加え、財産処分業務は、地方自治法の規定により、外部委託ができないため、全て県が行っているものの、財産処分に係る調査業務等、委託が有効と判断されるものについては、当財団に委託することとした。</p> <p>一方、施業管理業務は委託が可能であり、県民有林については当財団に委託しているものの、県営林については事業量が残りわずかであり、場所も点在していることから委託してもコスト高となり、規模の経済が働かないことから、県が行うこととした。</p> <p>以上のことから、今後も、より効率的な事業運営となるよう、適宜見直しを行っていく。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書71ページ |
| 公益社団法人大分県畜産協会 | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (旅費規程について)</p> <p>旅費規程によると、役員・従業員の宿泊料が定額と定められており、非常勤役員の費用弁償規程では、非常勤役員の総会・理事会等会議出席のための旅費が定額とされているが、実費精算を行うよう、規程の見直しを行うべきである。</p> | <p>平成24年2月20日に行われた平成23年度第4回理事会において議案として、旅費規程の役員及び従業員の宿泊料については実費とすることを提案し、承認され、改正を行った。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書88ページ |

| | | | |
|--------------------------|---|--|-----------------|
| | <p>【監査意見】 (3) (基本財産に関する内規について) 協会は基本財産（固定資産）として、有価証券200百万円を所有しているが、基本財産に関する内規が見当たらなかった。基本財産の適切な管理・運用が図られるためにも、基本財産の取得や処分等に関する内規の整備が必要である。</p> | <p>平成24年2月20日に行われた平成23年度第4回理事会に定款第36条に基づき基本財産の適切な管理・運用を図るため、基本財産の取得や処分等に関する事項を定めた「財産管理運用規程」及び「資金運用規程」の新設を提案し、承認され、新設した。 【対応済】</p> | <p>報告書89ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (5) (臨時手当(賞与)について) 臨時手当については職務権限規程や給与規程及び臨時手当支給内規では、「理事長による決定」と定められているものの、稟議決裁基準には臨時手当のことが記載されていない。実際は稟議決裁基準で理事長の決裁伺いを行っており、臨時手当に関しても稟議決裁基準に加えることが望ましい。</p> | <p>平成24年2月20日に行われた平成23年度第4回理事会において議案として、稟議決裁基準に「臨時手当の決定」及び「臨時手当の支出」を追加することを提出し、承認され、改正を行った。 【対応済】</p> | <p>報告書89ページ</p> |
| | <p>【監査意見】 (7) (物品管理簿の不備) 物品（取得価格10万円未満）については「物品管理簿を設けて物品管理をしなければならない」と会計処理規程の中で定められているが、物品管理簿が存在しなかった。 物品管理簿の作成を行い協会資産の管理保全に努めるべきである。</p> | <p>会計処理規程に基づき、平成24年2月15日に物品管理簿を作成し、適正な管理に努めている。 【対応済】</p> | <p>報告書89ページ</p> |
| <p>社団法人大分県漁業海洋文化振興協会</p> | <p>【監査意見】 (1) (協会のあり方について) 大分県漁業海洋文化振興協会は現在「特例民法法人」として存続しているが公益法人改革三法の施行日から5年間の移行期間の間に公益社団法人への移行の認定もしくは一般社団法人への認可、あるいは解散を決めなければならない。当法人の事務作業は大分県漁業協同組合の職員が行っており常勤職員は存在していない。また種苗放流など主な事業についても当協会から漁業協同組合へ魚種の種苗を現物支給して、それを漁業協同組合が放流しており、当協会の職員が実際に放流を行っているものではない。このような現状から見ると、法人としての実態が希薄であるといわざるをえないため法人を解散して、大分県が出資している1億5千万円を大分県に返還してもらわなければならない。</p> | <p>当該協会は平成24年3月31日にて解散し、平成24年7月30日及び8月23日に出えん元に出えん金相当額を寄付した。 その後、平成24年9月10日で精算終了した。 【対応済】</p> | <p>報告書94ページ</p> |

| | | | |
|--------------------------|---|---|-----------|
| 大分県漁業信用基金協会 | <p>【監査意見】</p> <p>(2) (九州エリアにおける各県協会の統合案への対応について)</p> <p>九州エリア内における各県漁業信用基金協会の統合案が社団法人漁業信用基金中央会から示されているとのことである。</p> <p>大分県漁業信用基金協会においても、昨今の厳しい経済的状況を鑑みると、この統合案については積極的に対応すべきである。</p> | <p>合併については、(社)漁業信用基金中央会が国の補助を受け、平成19年度に検討会を立ち上げたところである。</p> <p>当協会についても監査意見のとおり、平成23年度から同検討会に参加し、当協会の今後のあり方についての検討を進めている。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書98ページ |
| 大分県土地改良事業団体連合会 | <p>【監査意見】</p> <p>(1) (今後の事業運営について)</p> <p>今後の事業運営に当たっては、支部事務所の統合も含めた抜本的な効率化の検討が必要である。</p> | <p>今年度中に第9次長期計画を策定するため、現在過去4年間の収支内容の分析作業を行っている。分析終了後はその結果と国の概算要求内容(平成24年8月末)及び今後の農業農村整備事業の方向性を見据えて検証を加え、経営の安定化に向けた人員及び組織体制(事務所の統合含む)を整備することとしている。</p> <p>【検討中】</p> | 報告書106ページ |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(7) (日出町の土地・建物について)</p> <p>日出町の土地・建物については、有効に活用されていないため、速やかに売却等を検討する必要がある。</p> | <p>平成23年秋頃に日出町に対して売却を打診した結果、日出町から購入希望の意向が確認できた。そこで、平成24年1月に売却希望価格を提示し、同年4月に日出町から購入希望価格の回答があったが、双方の希望価格に相当の開きがあった。そのため、土地連が不動産鑑定事務所に鑑定評価を依頼し、同年6月中旬に日出町へ不動産鑑定評価額を参考にして再度交渉を行った結果、同年11月に日出町から購入意志が伝えられ、売却に向けて前向きな協議を行っている。</p> <p>【検討中】</p> | 報告書108ページ |
| 土木建築部 財団法人大分県建設技術センター | <p>【監査意見】</p> <p>(2) (各種積立金について)</p> <p>本財団の貸借対照表には、各種積立金が計上されているが、その積立の根拠となる文書についても、理事会での承認が必要である。</p> | <p>積立金の根拠となる文書については、「(財)大分県建設技術センター特定資産運営規則」を作成し、平成24年3月26日の理事会で承認され制定した。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書113ページ |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(3) (委託事業の明確化について)</p> <p>財団は、県から土木積算等の事業を受託しているが、県が財団に委託する事業が明確にされておらず、県が財団に委託する必要性、合理性が十分に説明されていない。</p> <p>従って、県は財団へ発注する業務の基準を明確化する必要がある。</p> | <p>県から(財)大分県建設技術センターへ発注する業務の基準の明確化については、まず「施工監理委託事業」は平成15年3月策定の「施工監理業務委託要領」により委託対象工事を示している。また、「土木積算等委託事業」は、本監査を受け、平成23年1月に「積算委託業務の総枠管理の基本方針」を定め、委託する事業については、積算の難易度が高い重要構造物等を含む工事を選定するなど、適切な委託となるよう改善を図ったところである。</p> | 報告書113ページ |

| | | | |
|-------------------------|---|--|-----------|
| | | <p>当団体は、平成24年8月31日に公益財団法人への移行申請を行い、同年10月25日に「認定基準に適合する」との答申を受け、公益法人として存続することが確実であることから、今後も指導監督の徹底を図るとともに、上記の委託方針等を厳格に適用し、適切な関係を継続しつつ、連携して本県の社会資本整備に努めていくこととする。</p> <p>【対応済】</p> | |
| 大分県住宅供給公社 | <p>【監査意見】</p> <p>(3) (今後の方針について)</p> <p>住宅供給事業は既に役割を終えており、このままでは向陽台を完売するまでに10年程度は必要と考えられる。</p> <p>向陽台の販売のために分譲事業を継続することは不合理であり、判田台の完売にめどがついた時点で分譲事業から撤退し、残った分譲資産は県が継承して販売代理等の形でやるのが望ましいといえる。</p> <p>分譲事業撤退後は公社という形態を残すか、別途の法人形態でやるかを検討して、県営住宅管理事業及び賃貸管理事業に集中して借入金の返済を進めていくべきと考える。</p> | <p>住宅供給公社の現状は、まず分譲事業については、ここ5年間は年平均10区画程度の販売実績を着実に上げ、平成24年11月末現在で残り54区画となり、残区画の完売と借入金の返済に全力を挙げて取り組んでいる。</p> <p>また、公営住宅管理事業については、県営住宅の23年度家賃収納率が96.1%（全国第6位）となったほか、23年度から新たに大分市他2市から市営住宅の管理を受託し、県営と市営の一体的な管理により、入居者などへのサービス向上を図っている。</p> <p>今後は、分譲事業の終了を見据え、公営住宅管理事業や賃貸管理事業を中心とした事業運営となることが想定されることから、その事業運営に最適な組織のあり方、今後の分譲事業のあり方などを含めた中期経営計画を今年度中に策定しているところである。</p> <p>【検討中】</p> | 報告書120ページ |
| 警察本部 公益財団法人大分県交通安全協会 | <p>【指摘事項】</p> <p>(3) (会員証・領収証の管理について)</p> <p>安全協会は免許交付者や更新者等のうち、交通安全協会費を支払った個人に交通安全協会の会員証を発行しているが、印刷コストが割高になる等の理由から会員証の連番管理がされていなかった。しかし、会員証と引換えに受け取った会費（現金）に関する内部牽制上連番管理を行うべきである。</p> <p>また、会費を受取る際に発行する領収証も連番管理がなされていなかった。領収証の連番管理についても内部牽制上重要であることから行うべきである。</p> | <p>会員証・領収証の管理については、会員証の受払簿の作成について、各支部に対して指示を行い、全支部で作成していることを確認して会員証に関する内部牽制を整えた。また、会費を受け取る際に発行する領収書については平成23年度から、会員証については平成24年度からそれぞれ一連番号を付したものを使用するよう改善した。</p> <p>【対応済】</p> | 報告書138ページ |
| | <p>【監査意見】</p> <p>(2) (組織の目的と達成度合いについて)</p> <p>安全協会の設立目的は、交通道徳の高揚、交通秩序の確立、交通事故の発生防止である。しかし、現在のところ上記目的の達成度合いを検証できる</p> | <p>組織の目的と達成度合いについては、交通安全協会では、平成24年度の活動重点を</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの交通事故防止 ・高齢者の交通事故防止 ・交通安全啓発広報活動の推進 | 報告書139ページ |

| | | | |
|--|---|--|--|
| | <p>指標が見当たらない状況である。 ただ、協会が当該目的に対して効果的・効率的な活動を行っていくためには事業の効果の測定は不可欠である。さらに、協会は免許交付者及び更新者等から交通安全活動を推進する目的で交通安全協会費を収入しており、会員に対しては協会費の用途を示す活動報告のみならず、活動の効果を開示していく必要があると考える。</p> | <p>とし、その活動の効果を測定するため、 ・子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の実施回数 ・子どもや高齢者の交通事故の発生状況 ・街頭広報活動回数 等を活動指標に設定した。 今後、活動指標の達成度合い等により活動効果の検証を行い、その結果をホームページ等により開示する。 【対応済】</p> | |
|--|---|--|--|

(注) 表中の「報告書」とは、平成23年3月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第511号により公表された「平成22年度包括外部監査結果報告書」である。

平成22年3月31日付けで公表した監査の結果に対する措置の状況

(監査テーマ：特別会計に係る事務の執行及び事業の管理について)

| 監査対象特別会計名 | 監 査 結 果 | 措 置 の 内 容 | 備 考 |
|-------------------------|---|--|---------------------------------|
| 福祉保健部 母子寡婦福祉資金特別会計 | <p>【不備事項】 (4) (違約金の徴収について) 母子及び寡婦福祉法施行令第17条において、違約金は原則徴収することになっており、災害その他やむを得ない理由があると認められる場合に限って免除可能な規定となっている。従って、原則として違約金を徴収する必要がある。</p> <p>【監査意見】 (7) (違約金の免除基準について) 回収困難である違約金の処理をさらに進めるため、違約金の免除が可能である貸付金の場合はその免除基準を明確にし、免除ができない貸付金の場合はその最終的な処理方法を検討する必要がある。</p> | <p>違約金の徴収については、貸付対象者が低所得者で、滞納の理由の大部分が生活困難であることから、徴収を行ってこなかったが、令第17条の規定に基づき今後は徴収する方向で、システム改修及び具体的な事務処理の見直しを行っている。なお、平成25年度から違約金の徴収を行う。 【対応済】</p> <p>母子及び寡婦福祉法施行令第17条ただし書により、「災害その他やむを得ない理由があると認められるとき」は免除できることとなっているため、違約金の徴収にあわせ、他県の取扱い状況を参考にしながら、具体的な免除基準を平成25年度に定める。 【対応済】</p> | <p>報告書28ページ</p> <p>報告書13ページ</p> |
| 商工労働部 中小企業設備導入資金特別会計 | <p>【監査意見】 (5) (効果的な資金運用について) 今後も貸付実績が大きく増えることが見込めない貸付金については、貸付原資を国庫や一般会計へ返納するなどの方法により、効率的な資金運用を行う必要がある。</p> | <p>近代化資金貸付業務については、平成16年度から貸付業務を休止し、現在、残債権の回収業務のみを行っており、今後も貸付けの見込みがないことから、国と協議のうえ、国庫・一般会計へ平成25年度までに返納することとした。 【対応済】</p> | <p>報告書14ページ</p> |

(注) 表中の「報告書」とは、平成22年3月31日付け大分県報（監査公表）に登載の監査委員公表第491号により公表された「平成21年度包括外部監査結果報告書」である。